

I. 平成21年度 農林水産予算概算要求の骨子

1. 総括表

区 分	20年度 予算額	21年度 要求・要望額	対前年 度比
	億円	億円	%
農林水産予算総額	26,370	29,967	113.6
1. 公共事業費	11,074	12,379	111.8
一般公共事業費	10,882	12,186	112.0
災害復旧等事業費	193	193	100.0
2. 非公共事業費	15,296	17,588	115.0
一般事業費	6,714	7,537	112.3
食料安定供給関係費	8,582	10,051	117.1

- (注) 1. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
2. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

2. 公共事業費一覧

(単位:百万円、%)

事 項	20 年 度 予 算 額	21 年 度 要 望 額	対前年度比
農業農村整備	667,736	729,996	109. 3
林 野 公 共	267,885	317,242	118. 4
治 山	105,250	124,625	118. 4
森 林 整 備	162,635	192,617	118. 4
水産基盤整備	133,937	149,251	111. 4
海 岸	18,635	22,129	118. 7
一般公共事業費計	1,088,193	1,218,618	112. 0
災 害 復 旧 等	19,250	19,250	100. 0
公 共 事 業 費 計	1,107,443	1,237,868	111. 8

(注) 上記のほか、地域再生基盤強化交付金要望額を内閣府に計上。

3. 平成21年度農林水産予算概算要求の重点事項

I 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立

1. 国内における食料供給力の強化～食料自給率向上に向けた特別対策～

- (1) 水田等の有効活用による食料自給率向上戦略作物の増産対策
 - ・水田等有効活用自給力強化向上対策 223,260(147,669)百万円
 - 水田等有効活用促進対策 52,591(0)百万円
 - 産地確立交付金 147,669(147,669)百万円
 - 耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 23,000(0)百万円
 - ・農地有効活用緊急基盤整備事業＜公共＞ 2,000(0)百万円
- (2) 米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備
 - ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業) 4,030(0)百万円
 - ・水田等有効活用促進交付金 40,419(0)百万円
 - ・多収性稲種子の安定供給支援事業 58(0)百万円
 - ・低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
(米粉利用を加速化する基盤技術の開発) 134(14)百万円
- (3) 飼料自給率向上対策
 - ・酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額7,062(5,446)百万円
 - ・地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300(0)百万円
 - ・国産粗飼料増産対策事業 2,391(1,822)百万円
 - ・耕畜連携水田活用対策事業 5,404(5,404)百万円
 - ・畜産担い手育成総合整備事業＜公共＞ 12,871(11,058)百万円
- (4) 国産野菜・果実等の利用拡大対策
 - ・国産原材料供給力強化対策 8,025(0)百万円
 - ・水産加工原料確保緊急対策事業 102(0)百万円
 - ・実需者連携型産地基盤整備推進対策
 - 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
(産地振興追加補完整備) 500(0)百万円
 - 戦略的産地振興支援事業 300(200)百万円
- (5) 耕作放棄地解消対策
 - ・耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 23,000(0)百万円 ※再掲
 - ・農地環境整備事業＜公共＞ 1,378(1,193)百万円
 - ・耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業＜公共＞ 1,100(1,000)百万円
- (6) 食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信
 - ・国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 300(0)百万円
 - ・食品廃棄物発生抑制推進事業 48(0)百万円
 - ・食品産業表示推進事業 16(0)百万円
 - ・食料自給率戦略広報推進事業 1,700(1,700)百万円

2. 世界の食料事情に的確に対応した戦略的取組

- (1) 食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化
 - ・世界食料需給動向等総合調査・分析関係費 208(117)百万円
- (2) 国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献
 - ・アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・普及事業 64(0)百万円
 - ・途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業 163(136)百万円
- (3) 我が国農林水産物・食品の輸出の促進
 - ・農林水産物等輸出ステップアップ推進事業 194(0)百万円
 - ・農林水産物等輸出促進対策 876(600)百万円

3. 国内農業の体質強化による食料供給力の確保

- (1) 意欲と能力のある担い手の育成
 - ・生産条件不利補正対策＜特会＞ 154,906(153,153)百万円
 - ・収入減少影響緩和対策＜特会＞ 75,576(55,517)百万円
 - ・農業法人経営発展支援事業 230(0)百万円
 - ・担い手アクションサポート事業 3,175(2,250)百万円
 - ・担い手経営展開支援リース事業 1,072(697)百万円
 - ・地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 9,283(6,480)百万円
- (2) 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進
 - ・農地確保・利用支援事業＜特会＞ 8,667(0)百万円
 - ・農地確保・利用推進体制支援事業＜特会＞ 815(0)百万円
 - ・水土里情報利活用促進事業 10,699(9,699)百万円
 - ・農地情報共有化支援事業 1,140(868)百万円
 - ・農地情報提供支援事業 27(0)百万円
- (3) 食料供給コストの縮減
 - ・農業支援ニュービジネス創出推進事業 424(0)百万円
- (4) 農業用水の安定的供給の確保
 - ・水利区域内農地集積促進整備事業＜公共＞ 300(0)百万円
 - ・地域農業水利施設ストックマネジメント事業＜公共＞ 2,000(0)百万円

4. 農林水産分野における原油・肥料・飼料価格高騰対策

- ・強い農業づくり交付金のうち原油高騰対策特別枠 2,702(0)百万円
- ・省石油型施設園芸技術導入推進事業 1,011(375)百万円
- ・省エネ技術・機械等普及推進事業 168(0)百万円
- ・肥料・燃油高騰対応緊急実証事業 1,070(0)百万円
- ・施肥体系緊急転換対策 1,181(0)百万円
- ・配合飼料価格安定対策事業 11,000(6,000)百万円
- 〔省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業 所要額833百万円【既存基金活用】〕
- ・地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発 300(0)百万円
- ・森林・林業・木材産業づくり交付金 12,653(9,692)百万円の内数
- ・水産業燃油高騰緊急対策事業 22,000(0)百万円

5. 食の安全・消費者の信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

(1) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組の充実

- ・食品安全確保調査・試験事業 1,134(961)百万円
- ・食への信頼向上活動促進事業 163(151)百万円
- ・食品産業HACCP等普及促進事業 200(150)百万円

(2) 食と農のつながりの深化に向けた取組

- ・国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 300(0)百万円 ※再掲
- ・地産地消モデルタウン事業 450(321)百万円
- ・地産地消推進活動支援事業 24(13)百万円

6. 先端技術や知的財産を活用した農林水産業の潜在的な力の発揮

(1) イノベーションを先導する技術開発の加速化

- ・生物の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発 500(0)百万円
- ・地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発 300(0)百万円 ※再掲
- ・低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
(米粉利用を加速化する基盤技術の開発) 134(14)百万円 ※再掲

(2) 知的財産の戦略的な創造・保護・活用

- ・農林水産知的財産戦略総合推進事業 80(57)百万円
- ・和牛精液等流通管理体制構築推進事業 140(82)百万円

Ⅱ 農山漁村の活性化

(1) 都市との共生・対流を通じた農山漁村活性化対策の展開

- ・子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業 800(0)百万円
- ・農村活性化人材育成派遣支援モデル事業 199(0)百万円
- ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 37,950(30,546)百万円
- ・農地・水・環境保全向上対策 30,186(30,186)百万円
- ・中山間地域等直接支払交付金 23,446(22,146)百万円
- ・地域用水環境整備事業（歴史的施設保全事業）＜公共＞ 132(13)百万円

(2) 農商工連携の推進

- ・食料産業クラスター展開事業 874(609)百万円
- ・農村地域就業機会創出支援事業 30(0)百万円
- 〔食品小売機能高度化促進事業 所要額1,170百万円【既存基金活用】〕
- ・新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業 10,379(5,200)百万円の内数

(3) 暮らしを守る鳥獣害対策の展開

- ・鳥獣害防止総合対策事業 2,800(2,800)百万円

(4) 安全・安心な農山漁村づくりの推進

- ・地域ため池総合整備事業＜公共＞ 300(0)百万円
- ・水源の里保全緊急整備事業＜公共＞ 800(0)百万円
- ・漁業集落環境整備事業＜公共＞ 6,866(6,085)百万円
- ・海面上昇緊急対策事業＜公共＞ 1,000(0)百万円

Ⅲ 資源・環境対策の推進

(1) 農林水産分野における地球温暖化対策の強化

- ・農林水産分野における省CO₂効果「見える化」推進事業 20(0)百万円
- ・土壌炭素の貯留に関するモデル事業 130(0)百万円
- ・炭素貯留関連基盤整備実験事業＜公共＞ 500(0)百万円
- ・低炭素むらづくりモデル支援事業 883(0)百万円
- ・森林整備事業・治山事業＜公共＞ 317,242(267,885)百万円

(2) 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進

- ・地域バイオマス利活用交付金 12,591(11,129)百万円
- ・ソフトセルロース利活用技術確立事業 3,798(3,237)百万円
- ・環境バイオマス総合対策推進事業 352(352)百万円
- ・CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業 144(0)百万円

(3) 農林水産業における生物多様性保全の推進

- ・農林水産生きもののマークモデル事業 15(0)百万円
- ・水土里環境を守ろう特別支援事業＜公共＞ 200(0)百万円
- ・水田環境向上基盤整備支援事業＜公共＞ 50(0)百万円
- ・環境・生態系保全対策 1,210(0)百万円

Ⅳ 低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と林業・山村の再生

(1) 条件不利未整備森林の早期解消等による森林吸収源対策の一層の推進

- ・条件不利森林公的整備緊急特別対策事業 4,000(0)百万円
- ・森林境界明確化促進事業 1,000(0)百万円
- ・特定間伐等の促進のための路網整備の推進
(森林環境保全整備事業等)＜公共＞ 66,033(55,376)百万円の内数
- ・過密化した森林の適切な整備等の推進
(育成林整備事業等)＜公共＞ 36,376(28,711)百万円の内数
- ・美しい森林づくり推進国民運動の展開 1,523(1,433)百万円の内数
- ・施業集約化・供給情報集積事業のうち不在村森林所有者対策 613(592)百万円の内数

(2) 新たな森林経営政策の確立に向けた対策

- ・低コスト林業経営等実証事業 320(0)百万円
- ・提案型集約化施業経営支援事業 500(0)百万円

(3) 需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材利用拡大

- ・地域材の水平連携加工システム推進事業 97(0)百万円
- ・木材産業原料転換緊急対策特別事業 1,025(0)百万円
- ・住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 295(0)百万円
- ・製紙用間伐材チップの安定供給支援事業 40(0)百万円
- ・CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業 144(0)百万円 ※再掲

(4) 社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムの構築

- ・社会的協働による山村再生対策構築事業 500(0)百万円

(5) 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

- ・山地災害総合減災対策治山事業＜公共＞ 7,000(0)百万円
- ・水源の里保全緊急整備事業＜公共＞ 800(0)百万円 ※再掲

V 将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立

(1) 燃油価格の高騰等を踏まえた漁業経営体質の強化

- ・水産業燃油高騰緊急対策事業 22,000(0)百万円 ※再掲
- ・漁船漁業構造改革総合対策事業 26,000(5,000)百万円
- ・漁業共済経営環境変化特別対策事業 1,378(0)百万円
- ・漁業担い手確保・育成対策事業 616(518)百万円
- ・燃油高騰水産業緊急対策（平成20年度における追加対策）
 - － 省燃油操業実証事業 8,000百万円
 - － 休漁・減船等支援 6,500百万円
 - － 無利子融資（省エネ） 融資枠20,000百万円
 - － 水産物の買取 買取額40,000百万円

(2) 加工・流通・消費対策の強化

- ・水産物産地販売力強化事業 1,052(0)百万円
- ・国産水産物安定供給推進事業 1,800(1,200)百万円
- ・水産加工原料確保緊急対策事業 102(0)百万円 ※再掲
- ・水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業 109(0)百万円

(3) 資源管理・回復の推進

- ・持続的養殖生産・供給推進事業 186(135)百万円
- ・漁場油濁被害対策 160(78)百万円
- ・厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業 290(0)百万円

(4) 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

- ・フロンティア漁場整備事業＜公共＞ 1,000(400)百万円
- ・燃油高騰対応緊急浮魚礁漁場整備事業＜公共＞ 1,000(0)百万円
- ・環境・生態系保全対策 1,210(0)百万円 ※再掲

4. 平成21年度農林水産公共予算概算要求の概要

(単位：百万円)

事 項	平成21年度 要 望 額
農業農村整備事業	729, 996
[農業生産基盤整備・保全] 用排水施設の整備 ・水利区域内農地集積促進整備事業(新規) ・地域農業水利施設ストックマネジメント事業(新規) 農地の整備 ・農地有効活用緊急基盤整備事業(新規) ・耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(拡充) ・畜産担い手育成総合整備事業(拡充) 農道の整備 農地の防災保全 ・地域ため池総合整備事業(新規) その他 ・炭素貯留関連基盤整備実験事業(新規) ・水土里環境を守ろう特別支援事業(新規) ・水田環境向上基盤整備支援事業(新規)	626, 813 252, 801 300 2,000 172, 273 2,000 1,100 12,871 32, 939 108, 467 300 60, 333 500 200 50
[農村整備] 農業集落排水施設の整備 農村の総合的整備 ・地域用水環境整備事業(拡充) 中山間地域の整備 ・農地環境整備事業(拡充) その他	103, 183 18, 341 44, 398 2,838 38, 173 1,378 2, 271

事 項	平成21年度 要 望 額
林野公共	317,242
[治山] 山地災害の防止 ・山地災害総合減災対策(新規) 水源地域等の整備 ・水源の里保全緊急整備(新規) その他	124,625 99,731 7,000 21,003 800 3,891
[森林整備] 森林の多面的機能の発揮 ・特定間伐等の促進のための路網整備の推進 ・過密化した森林の適切な整備等の推進 山村のアクセス等の向上 その他	192,617 172,521 66,033の内数 36,376の内数 18,312 1,784

事 項	平成21年度 要 望 額
水産基盤整備	149,251
水産物供給基盤の整備 ・フロンティア漁場整備事業 ・海面上昇緊急対策事業(新規) ・燃油高騰対応緊急浮魚礁漁場整備事業(新規) 水産資源環境の保全 漁村の整備 ・漁業集落環境整備事業(拡充) その他	113,942 1,000 1,000 1,000 14,508 15,976 6,866 4,825

国内における食料供給力の強化 ～食料自給率向上に向けた取組を総合的に支援～

水田等有効活用自給力強化向上総合対策 総額 3,025億円

水田等有効活用自給力強化向上対策 2,233億円

水田等有効活用促進対策 526億円

ポイント

- 食料自給率・自給力向上に資する作物の生産拡大を後押し！
- 生産調整の拡大に円滑に対応！
- 米粉・飼料用米等による水稲での生産調整の対応が可能！

○ 転作の拡大など、新たに自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）を作付拡大した場合、新規に助成金を交付

【水田等有効活用促進交付金 40,419百万円】
【生産条件不利補正交付金のうち成績払 1,146百万円】
【水田等有効活用促進指導費交付金 1,482百万円】

- ・転作の拡大部分、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成
米粉・飼料用米等 : 5万円/10a
麦、大豆、飼料作物 : 3.5万円/10a（配分総額の範囲内で地域で単価調整可）
（水田裏作、畑不作付地への作付拡大は 1.5万円/10a（助成期間：3年、1年））
- ・（水田・畑作経営所得安定対策の対象者）
上記に加え、麦、大豆には経営所得安定対策相当額を助成予定
（参考）経営所得安定対策助成水準
固定払 小麦：2.7万円/10a、大豆：2.0万円/10a（助成平均水準）
成績払 小麦：2,110円/60kg（1等Aランク）、大豆：3,168円/60kg（1等）

○ 生産拡大に伴う乾燥調製施設の整備等に対して支援

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5,515百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業） 4,030百万円】

産地確立交付金 1,477億円

ポイント

- 既存産地の取組への支援を継続するとともに、自給率・自給力向上の効果が高まるよう見直し！

○ 産地づくり交付金を見直し、既存産地の創意工夫を活かした取組を継続的に支援するため、地域が単価を設定する仕組みを維持しつつ、自給率・自給力向上に向けた効果が一層高まるよう改善

- ・調整水田等不作付地を助成対象から除外することを検討する等、自給率・自給力向上の観点から使途を重点化
- ・他の地域協議会に比べ著しく高い助成単価は是正

耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 230億円

ポイント

- 緊急的に耕作放棄地を解消するため総合的・包括的に支援！

○ 耕作放棄地の再生利用のための活動等に取り組む主体に対して交付金を交付

- ① 再生利用活動
・障害物除去、深耕等
荒廃の程度に応じ3万円/10a又は5万円/10a（取組初年度のみ）
・土壌改良等
2.5万円/10a（営農開始までの間で最大2年間）
- ② 施設等補完整備（用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等）
- ③ 営農定着活動（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）
・資機材等の初期投資、導入作物の適性確認等
2.5万円/10a（営農開始以降の最大2年間）

その他関連対策 792億円

◇飼料自給率向上対策 128億円

水田の簡易な基盤の整備、飼料生産のための機械・施設の整備、飼料作付面積に応じた支援、エコフィードの生産拡大に向けた支援等を実施

【酪農飼料基盤拡大推進事業 7,062百万円】
【地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300百万円】
【耕畜連携水田活用対策事業 5,404百万円】

◇国産野菜・果実等の利用拡大対策 80億円

多様なニーズに応える安定的なサプライチェーンの構築や、食品製造事業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援

【国産原材料供給力強化対策 8,025百万円】

◇米粉利用拡大を図る技術開発、多収性稲種子の安定供給 2億円

米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を行うとともに、米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援

【低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
（米粉利用を加速化する基盤技術の開発） 134百万円】
【多収性稲種子の安定供給支援事業 58百万円】

◇食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信 48億円

国産食料品等の購入へポイントを付与するモデル的な取組や、フードバンク活動の実態把握等を通じ、戦略的な情報発信を実施

【食料自給率戦略広報推進事業 1,700百万円】
【国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 300百万円】
【食品産業表示推進事業 16百万円】
【食品廃棄物発生抑制推進事業 48百万円】
【フードバンク活動実態調査事業 27百万円】
【にっぽん食育推進事業 2,688百万円】

◇面的集積・水田汎用化関連基盤整備 534億円

担い手への面的集積を図りつつ耕地利用率を向上させるための基盤整備や、戦略作物の作付けを可能とする水田の汎用化を推進

【農地有効活用緊急基盤整備事業 2,000百万円】
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農地有効活用緊急支援） 100百万円】
【農地集積加速化基盤整備事業 22,000百万円】
【国営農地再編整備事業 13,685百万円】
【地域水田農業支援排水対策特別事業 2,783百万円】
【畜産担い手育成総合整備事業 12,871百万円】

I 国際的な食料事情を踏まえた食料安全保障の確立

1. 国内における食料供給力の強化～食料自給率向上に向けた特別対策～

(1) 水田等の有効活用による食料自給率向上戦略作物の増産対策

【水田等有効活用自給力強化向上対策

223, 260(147, 669) 百万円】

【農地有効活用緊急基盤整備事業（公共）2, 000(0) 百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 100(0) 百万円】

対策のポイント

- 水田等を有効活用し、米粉・飼料用米、麦、大豆等の需要に応じた生産を拡大する取組を総合的に支援します。
- 基盤整備を契機とした新規需要米作付けや二毛作の推進を通じて農地の有効活用を図るため、基盤整備と関連支援策を一体的に実施します。

(食料自給率について)

我が国の食料自給率は、平成19年現在40%となっています。一方、国際的な穀物需給のひっ迫等食料確保の不安定要因が増大する中で、国内の食料自給率・自給力の強化に向けて、水田等を有効活用し戦略作物の需要に応じた生産拡大を進めていく必要があります。

政策目標

水田等の有効活用による食料自給率の向上と生産調整の着実な推進

<内容>

1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

別紙

主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

【水田等有効活用促進交付金 40, 419(0) 百万円】

【生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会） 1, 146(0) 百万円】

【水田等有効活用促進指導費交付金 1, 482(0) 百万円】

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5, 515(0) 百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）

4, 030(0) 百万円】

2. 地域の特色ある水田農業の展開

別紙

現行の産地づくり交付金について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、自給率向上に向けた効果が一層高まるように所要の見直しを行います。

【産地確立交付金 147, 669 (147, 669) 百万円】

3. 緊急的な耕作放棄地解消のための総合的・包括的支援

I 1 (5)において詳述

耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組（障害物の除去、深耕、整地、土壌改良等）や用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等の補完整備、農地利用調整、水利調整、営農定着等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 23, 000 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：耕作放棄地解消対策協議会等

4. 農地の有効活用を図る基盤整備の実施

農業生産基盤の整備と、耕地利用率の向上を前提とした担い手への農地利用の面的集積を促進するための関連支援策を一体的に実施することにより、食料供給力の確保を図ります。

農地有効活用緊急基盤整備事業（公共） 2, 000 (0) 百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農地有効活用緊急支援）100 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

担当課：生産局農業生産支援課 (03-3597-0191 (直))
経営局経営政策課 (03-6744-2147 (直))
農村振興局整備部農村整備官 (03-6744-2209 (直))
水資源課 (03-6744-1363 (直))
農地資源課 (03-3502-6277 (直))

水田等の有効活用による生産拡大支援と特色ある水田農業の展開

【200, 260(147, 669) 百万円】

対策のポイント

地域の特色ある水田農業の展開を推進するとともに、主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

<内容>

1. 水田等の有効活用による戦略作物の生産拡大に対する支援

(1) 水田・畑への米粉・飼料用米、麦、大豆等の作付支援

主食用米からの転換水田、調整水田等における食料自給率・自給力向上戦略作物（米粉・飼料用米、麦、大豆等）の需要に応じた生産拡大を支援します。

- ・転作の拡大部分、調整水田等不作付地への作付拡大に対して助成

米粉・飼料用米等 → 5 万円/10a

麦、大豆、飼料作物 → 3.5 万円/10a（配分総額の範囲内で地域で単価調整可）

（水田裏作、畑不作付地への作付拡大は 1.5 万円/10a（助成期間 3 年、1 年））

- ・（水田・畑作経営所得安定対策の対象者）

上記に加え、麦、大豆には経営所得安定対策相当額を助成予定

（参考）経営所得安定対策助成水準

固定払 小麦：2.7 万円/10a、大豆：2.0 万円/10a（助成平均水準）

成績払 小麦：2,110円/60kg（1等Aランク）、大豆：3,168円/60kg（1等）

水田等有効活用促進交付金 40,419(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

生産条件不利補正交付金（成績払）のうち生産拡大分（特会） 1,146(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：国

水田等有効活用促進指導費交付金 1,482(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

(2) 戦略作物の生産性向上への支援

食料自給率・自給力向上戦略作物の需要に応じた生産拡大に必要となる乾燥調製施設の整備等を支援します。

強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 5,515(0) 百万円

補助率：定額

事業実施主体：農業者団体等

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）
4, 030（0）百万円
補助率：定額（1／2等）
事業実施主体：民間団体等

2. 地域の特色ある水田農業の展開

地域自らが作成する地域水田農業ビジョンの実現に向けて実施する現行の産地づくり対策について、制度の基本的枠組みを維持しつつ、食料自給率・自給力向上に向けた効果が一層高まるよう、調整水田等不作付地の助成対象からの除外を検討する等の使途の重点化、著しく高い助成単価の是正など所要の見直しを行います。

産地確立交付金 147, 669（147, 669）百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会

担当課：生産局農業生産支援課（03－3597－0191（直））
経営局経営政策課（03－6744－2147（直））
農村振興局整備部農村整備官（03－6744－2209（直））

（２）米粉・飼料用米等の飛躍的利用拡大に向けた供給体制の整備

【新規需要米生産・流通システム確立対策 ４４，６８０（５４）百万円】

対策のポイント

新規需要米（米粉・飼料用米等）について、生産・流通・加工・販売の各関係者による連携を前提に、新規需要米の生産拡大や必要な機械・施設の整備等を総合的に支援します。

（新規需要米）

世界的に穀物需給がひっ迫し、小麦やとうもろこしの価格が高騰している一方、国内では主食用米の需要が年々減少しています。

こうした中、我が国の貴重な食料生産装置である水田をフル活用し、米粉用や飼料用など新たな利用に対応した米（新規需要米）の生産を本格化させ、我が国の食料供給力を強化する必要があります。

政策目標

水田をフル活用し、新規需要米（米粉・飼料用米等）の生産規模を拡大

<内容>

１．米粉・飼料用米等の生産・流通システムの確立

生産・流通・加工・販売の各関係者の連携による確実な流通・消費を前提に、生産機械や加工・集出荷施設等の必要な機械・施設の整備等を支援します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（新規需要米生産製造連携関連施設整備事業）
４，０３０（０）百万円
補助率：定額（１／２等）
事業実施主体：民間団体等

２．米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大

水田等を最大限有効に活用し、食料自給率・自給力の向上に結びつく米粉・飼料用米等の需要に応じた生産の拡大を支援します。

水田等有効活用促進交付金 ４０，４１９（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、地域水田農業推進協議会等

３．多収性稲種子の安定供給の確立

米粉・飼料用米等の低コスト生産に必要な多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援します。

多収性稲種子の安定供給支援事業 ５８（０）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

4. 米粉利用を加速化する基盤技術の開発

加工適性に優れた多収品種の選定、製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明、米粉パンの広域流通に向けた品質劣化防止技術の開発等米粉利用を加速化する基盤技術の開発を行います。

[	低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発	]
	（米粉利用を加速化する基盤技術の開発）	
	134（14）百万円 事業実施主体：民間団体等	

[担当課：総合食料局食糧部計画課（03-3502-8090（直））]

米粉・飼料用米等の定着拡大について

確実に消費されるよう、関係者の連携が前提

関係者が連携して計画を作成(計画期間は3～5年を想定)

生産者

農業者
生産法人

集荷・流通事業者

競合品(小麦、とうもろこし)と競争しうる価格で供給

加工事業者

米粉製造事業者
飼料製造事業者

米粉製品製造事業者
畜産物生産者
食肉加工事業者

販売事業者

食品小売事業者
外食産業事業者

支援措置

生産者に対する支援

米粉・飼料用米等の生産者に対し、地域水田農業推進協議会等を通じ、助成金を交付(水田等有効活用促進交付金(404億円)の一部を活用)

【交付要件】

- ① 実需者との播種前契約等があること
- ② 低コスト生産を行うこと
- ③ 捨て作りを行わないこと

【助成水準】 毎年 5万円／10a

【事業期間】 平成21年度～平成23年度

都道府県の種苗関係団体等が行う多収性稲種子の安定供給に対する支援

都道府県の種苗関係団体等が実施する多収性稲種子の安定供給を図る取組を支援(多収性稲種子の安定供給支援事業58百万円)

生産者、集荷・流通事業者、加工事業者、販売事業者が整備する機械・施設等に対する支援

活性化計画を策定した地域において、関係者が上記の計画を作成することを前提に、次の支援を実施(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(新規需要米生産製造連携関連施設整備事業)40億円)

【施設整備等の支援(補助率:1/2)】

- ① 農業生産機械の導入
- ② 加工施設の整備
- ③ 集出荷施設の整備 等

【市場動向分析、製品開発研究等の支援(補助率:定額)】

米粉利用を加速化する基盤技術の開発

製粉・ブレンド技術の確立に必要な米粉の品質特性の解明等基盤技術の開発を実施

(3) 飼料自給率向上対策

【国産飼料生産拡大・利用促進対策

32, 879 (28, 305) 百万円】

対策のポイント

国際的な穀物価格の上昇に対応するため、国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、飼料をめぐる新たな国際環境に対応できる力強い畜産経営を確立します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、エコフィード等

牛や羊等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大半が海外からの輸入穀物等で、世界的なバイオエタノール需要等を背景に価格が上昇していることから、配合飼料価格が上昇しています。このため、国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています（エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です）。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 粗飼料の生産拡大

別紙1

- (1) 飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

また、水田地帯における生産性の向上や生産コストの低減、作付規模の拡大等、地域の創意工夫を活かした飼料生産振興への取組、飼料増産に向けた草地や飼料畑の造成・改良等を促進するための基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための機械・施設の整備等へ支援します。

【酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 7, 062 (5, 446) 百万円】

【強い農業づくり交付金 29, 150 (24, 914) 百万円の内数】

【耕畜連携水田活用対策事業 5, 404 (5, 404) 百万円】

【畜産担い手育成総合整備事業(公共) 12, 871 (11, 058) 百万円】

- (2) 青刈りとうもろこしや稲発酵粗飼料等の国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、これらの流通計画の策定や流通拠点の整備に必要な経費、当該流通拠点から畜産農家までの広域流通に要する経費等、粗飼料の広域流通体制の確立を支援します。

【国産粗飼料増産対策事業 2, 391 (1, 822) 百万円】

2. エコフィードの生産拡大と利用の促進

別紙2

- (1) 地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ（豆腐粕、醤油粕及び農場残さ等）の収集や粗飼料（とうもろこしサイレージ、牧草サイレージ等）の生産により、自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援します。

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300（0）百万円】

- (2) 短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

【エコフィード緊急増産対策事業 792（792）百万円】

- (3) エコフィードに関わる技術情報等の普及や認証制度の検討等の取組への支援により、食品残さの飼料化を推進します。

【エコフィード対策推進事業 27（27）百万円】

（担当課：生産局畜産部畜産振興課（03－3502－5993（直））
〃 畜産企画課（03－3502－0874（直））

粗飼料の生産拡大

【強い農業づくり交付金 29,150(24,914)百万円の内数】
 【その他 31,760(27,486)百万円】

事業のポイント

飼料自給率の向上を図るため、国産粗飼料の生産拡大と流通体制の整備を推進することにより、輸入飼料への依存から脱却し、飼料基盤に立脚した循環型畜産への転換を実現します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ（牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの）、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類（とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米）、糠類（ふすま、米ぬか）、粕類（大豆油粕、ビール粕、豆腐粕）、エコフィード等

粗飼料は、牛や羊等の反芻（はんすう：一度飲み込んだ食べ物を再び口に戻して噛むこと）動物にとって必須の飼料です。牛や羊等は粗飼料のほかに濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

<内容>

1. 事業内容

(1) 環境と調和した酪農生産構造の確立

飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額 7,062(5,446)百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：民間団体

(2) 飼料増産の取組強化

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産への取組を支援します。

- ① 効率的な自給飼料生産のための飼料基盤の整備、飼料の生産・収穫・調製・流通保管のための施設・機械等の整備
- ② TMR(完全混合飼料)を核とした地域システムの構築に必要な施設・機械等の整備
- ③ 耕作放棄地等を放牧地として活用するための牧柵や給水施設等の整備
- ④ 水田における飼料作物の作付拡大と国産稲わらの収集・利用体制を確立するための施設・機械等の整備
- ⑤ 水田地帯等における飼料作物の作付拡大を図るための簡易作付条件整備や耕種作物等生産・流通・利用施設・機械等の整備
- ⑥ 不陸ならしから播種床造成までの一体的な実施による生産性・作業効率の高い草地への改良

強い農業づくり交付金 29,150(24,914)百万円の内数
 補助率：定額（1/2、1/3等）
 事業実施主体：地方公共団体、民間団体

(3) 国産粗飼料の広域流通体制の確立

青刈りとうもろこしや稲発酵粗飼料等の国産粗飼料の増産を促進するため、耕畜連携の下で稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、これらの流通計画の策定や流通拠点の整備に必要な経費、当該流通拠点から畜産農家までの広域流通に要する経費等、粗飼料の広域流通体制の確立を支援します。

国産粗飼料増産対策事業 2, 391 (1, 822) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

(4) 水田における粗飼料増産の推進

地域段階での水田を活用した飼料作物の生産・利用に係る調整活動、排水条件の改良等の簡易な基盤整備、放牧牛や飼料生産収穫用機械等の導入等、地域の創意工夫を活かした飼料作物生産の取組や地域の創意工夫により設定した面積当たり単価に基づいて、稲発酵粗飼料等の飼料作物の生産や水田放牧等の取組を支援します。

耕畜連携水田活用対策事業 5, 404 (5, 404) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会

(5) 飼料基盤整備の促進

飼料基盤に立脚した畜産担い手の育成対策（担い手支援、再編整備、水田地帯等担い手育成）を行うとともに、新たに、中山間等地域において耕作放棄地等の活用や飼料自給率向上のための取組への支援対策を拡充するとともに、鳥獣害防止のための施設整備を支援します。

畜産担い手育成総合整備事業(公共) 12, 871 (11, 058) 百万円
補助率：2/3、55/100、1/2等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人

担当課：生産局畜産部畜産振興課 (03-3502-5993 (直))
" 畜産企画課 (03-3502-0874 (直))

エコフィードの生産拡大と利用の促進

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業

300（0）百万円】

【エコフィード緊急増産対策事業 792（792）百万円】

【エコフィード対策推進事業 27（27）百万円】

事業のポイント

濃厚飼料の自給率向上を図るため、地域の畜産生産者等が共同で使用するTMRセンター等における食品残さの利用及び食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーが連携したエコフィード生産拡大を推進します。また、エコフィードに関する技術情報等の普及に努めるとともに、畜産農家が安心かつ安定的にエコフィードを利用するための認証制度の検討を実施します。

（エコフィードとは）

- ・ 食品残さ等を利用して製造され、国内の未利用資源を有効活用することで飼料自給率の向上に資する飼料です。
- ・ エコフィードの利用においては、食品関連事業者、処理加工業者、畜産生産者等関連する分野と関係者が多く、また、飼料は家畜に毎日給与されるものであるため、原料供給、運搬加工、利用の各段階が密接に連携し、広域的で効率的な収集・加工・供給を可能とする体制や、一定の品質のものを安定的に定量供給する体制を構築することが必要です。
- ・ さらに、食品リサイクルによる資源の有効利用を推進し環境負荷軽減を図る観点から、エコフィードの推進にあたっては、消費者、食品関連事業者、畜産生産者をはじめとする関係者の、「食品残さ」から「食品循環資源」、これを利用した「資源循環型畜産」への一層の理解醸成と意識変革が必要です。

政策目標

飼料自給率の向上

24%（平成15年度） → 35%（平成27年度）

＜内容＞

1 TMRセンター等を活用した地域内食品残さ等の有効活用

（1）地域未利用資源の利用拡大

地域の生産者集団等がTMR等の活用により、食品残さ等の飼料原料の収集量（利用量）の拡大に取り組む場合に必要となる立ち上がり経費の一部を助成します。

（２）共同による自給飼料の生産・調製の拡大

共同で自給飼料を生産拡大し、TMR等の原料として使用する場合、飼料生産・調製の拡大に要する経費の一部を助成します。

地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの連携によるエコフィード生産拡大

短期間に配合飼料原料としてのエコフィードの生産量と利用量を拡大するとともに、畜産農家にその有効性を広めるため、食品残さ飼料化業者と配合飼料メーカーの両者が連携してエコフィードの生産量を増加させる取組及び原料の品質確保に必要な集荷体制を構築する取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策事業 792（792）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. エコフィードの推進

① ネットワークづくり

畜産団体、食品産業団体等の協力の下、全国的な飼料化や残さの供給実態に関する調査の実施・データベース化及びITを活用した地域情報システムを構築します。

② エコフィード認証制度

畜産農家がエコフィードを安心かつ安定的に利用するため、配合飼料メーカー等のエコフィード製造・利用事業体の認証の普及・定着を図るとともに、エコフィード活用畜産物等に対する表示認証を検討します。

③ 普及啓発

食品産業関係者、生産者、消費者などを対象としたPR資料等の編集・作成、エコフィード関係者による推進会議、シンポジウム、技術研修会の開催等を行います。

エコフィード対策推進事業 27（27）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：生産局畜産部畜産振興課（03－3591－6745（直））]

（４）国産野菜・果実等の利用拡大対策

【国産野菜・果実等利用拡大対策 ８，９２６（２００）百万円】

対策のポイント

加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖（サプライチェーン）構築のための取組を支援します。また、食品製造業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援します。

水産加工原材料として十分に利用されていない国産魚を水産加工業者が有効活用する取組を支援します。

国産農産物等の供給力を強化するため、流通業者や食品製造業者等の実需者と連携を図る産地を、機動的な基盤整備によって支援します。

（中間事業者とは）

中間事業者とは、自ら国産農産物等を購入し、食品製造業者等が求める形態・荷姿等で安定的に供給する機能を有する者のことです。

（水産加工業者の原材料調達事情）

我が国の水産加工業者は、これまで安定的な調達ができた輸入加工原料魚への依存度を高めてきたが、近年、資源状態の悪化や世界的な水産物需要の増大により、加工原料魚の輸入価格が上昇したり、必要量が確保できない「買い負け現象」が生じており、国産加工原料魚の確保が大きな課題となっています。

（機動的な基盤整備とは）

過去に基盤整備が行われた地区を対象として、既存の生産基盤に対する追加的・補完的な整備（農業用排水施設、区画整理、農道、土層改良、暗渠排水等）を実施します。

政策目標

- 加工・業務用需要における国産原材料シェアの向上
- 実需者との連携強化を図る産地の基盤整備の推進

<内容>

１．国産原材料の新たな供給連鎖（サプライチェーン）の構築

別紙

国産原材料の安定供給に向けた産地と食品製造業者等をつなぐ中間事業者の育成・強化及び産地間連携や加工・業務用向けの計画生産の促進等、生産・流通体制の変革を目指す取組を一体的に支援します。また、食品製造業者等が、輸入から国産に原材料を転換する場合など、国産原材料の安定調達を図る上で必要となる取組を支援します。

このほか、野菜及び果実について、中間事業者が負担することとなる原材料の供給量変動リスクを軽減するための措置を講じます。

【国産原材料供給力強化対策 ８，０２５（０）百万円】

【供給量変動リスク軽減事業 所要額 １，５００百万円（既存基金活用）】

2. 国産魚の加工原材料利用の推進

水産加工業者が、これまで十分に利用しなかった国内の水産資源を加工原材料として有効活用するモデル的な取組に対して支援します。

水産加工原料確保緊急対策事業 102(0)百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体

3. 基盤整備によって実需者との連携強化を図る産地の支援

実需者のニーズに対応するために必要な、既存の生産基盤に対する追加・補完的な基盤整備や機械・施設等の整備を支援します。また、基盤整備によって実需者と連携する潜在能力を持った産地に関する調査等を行います。

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（産地振興追加補完整備） 500(0)百万円】

【戦略的産地振興支援事業 300(200)百万円】

担当課：生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945 (直))
生産局生産流通振興課 (03-3501-3081 (直))
総合食料局食品産業企画課 (03-6744-2062 (直))
水産庁加工流通課 (03-3502-8427 (直))
農村振興局水資源課 (03-3502-6246 (直))

国産原材料の新たな供給連鎖(サプライチェーン)の構築

【国産原材料供給力強化対策 8, 025(0) 百万円】

整備費 5, 475(0) 百万円
推進費 2, 550(0) 百万円

対策のポイント

加工・業務用需要における国産原材料のシェア向上に向けて、食品製造業者等の多様なニーズに応える安定的な供給連鎖(サプライチェーン)構築のための取組を支援します。また、食品製造業者等が国産原材料の安定調達を図る上で必要な取組を支援します。

<内容>

1. 中間事業者の育成・強化

中間事業者の育成・確保に向け、NPO法人や民間団体が実施する人材育成研修や加工・業務用取引基準の作成等の取組を支援します。また、中間事業者に対し、経営確立や事業拡大に必要な契約産地への指導、ネットワークシステムの構築、販路開拓等の活動への支援をします。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体、民間事業者等

2. 生産・流通体制の変革

(1) 供給連鎖(サプライチェーン)構築のための取組支援

中間事業者を核とする生産者、食品製造業者等の安定的な取引関係に基づく、需要に対応した国産原材料の安定供給体制を構築するための取組や、関係者が連携して行う加工・業務用原材料の国産品への転換、特色ある商品の開発・販売促進活動等の付加価値創出に向けた取組等を支援します。また、これらの取組に必要なとなる機械の導入、施設の整備等を支援します。

補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：生産者団体、農業生産法人、民間事業者等

(2) 食品製造業者等の国産原材料調達の円滑化

食品製造業者等が、国産原材料の安定調達を図るため農家等に対して生産面・経営面でサポートする取組や、輸入から国産に原材料を転換した場合に必要な加工処理施設等の整備を支援します。

補助率：1/2、1/3以内
事業実施主体：民間事業者等

3. 関連措置

野菜及び果実について、中間事業者が負担することとなる生産段階での天候不順等による原材料の供給量変動リスクを軽減するための措置を講じます。

【供給量変動リスク軽減事業 所要額 1, 500百万円(既存基金活用)】

担当課：生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945 (直))
生産局生産流通振興課 (03-3501-3081 (直))
総合食料局食品産業企画課 (03-6744-2062 (直))

国産原材料供給力強化対策 ―加工・業務用需要への対応―

21 年度要求額
8,025百万円(新規)

- ①安定供給に向けた中間事業者の育成・強化
- ②定時・定量・定品質・定価格(「4定」)と多様なニーズ
- ③安全・安心の確保
- ④一次加工の高度化、近代化

課題

- ⑤生産・流通体制の高度化
- ⑥産地・生産者側の意識改革と産地体制の整備
- ⑦高付加価値化商品、商材の開発
- ⑧食品製造業者等の国産原材料の受容能力拡大

【ソフト】 加工業務用品種の適性試験、
斉一性生産技術、GAP、
トレサビリティシステムの導入 等
【ハード】 低コスト多機能選果ライン整備、
省力化機械体系の導入 等

支援

【ソフト】 産地へ管理指導員の派遣
コンサルタントによる経営指導
三者連携ネットワークシステムの構築 等
【ハード】 コールドチェーン対応流通施設の整備 等

支援

【ソフト】 新商品の開発 等
【ハード】 衛生的な加工施設の整備 等

支援

《産地・生産者》

＜産地間連携による
通年安定供給＞

11～4月

A社用

産地の選定と育成、
産地間連携のアレンジ

＜複数産地から各種の規格に対応
する原材料供給＞

産地

産地

B社用
(小玉)

B社用
(大玉)

C社用

中間事業者を核とした新たな原材料供給の連鎖

企画の提案

市場

不足時は
市場から購入

＜新ビジネス＞

《中間事業者》

- ・規格ごとに在庫・出荷管理し数量確保
- ・高度な一次加工
- ・フルライン温度帯での物流
- ・トレーサビリティの確保

季節・天候などの影響による供給量変動に対し、
緩衝機能を発揮

《食品製造業者等》

(ニーズ)
A社 通年供給

契約(通年供給)
【出荷】

契約(適正規格)

B社

生鮮品より
小さい規格と
大きい規格

【出荷】

契約(超新鮮)
【出荷】

C社

完全コールド
チェーン

(5) 耕作放棄地解消対策

【耕作放棄地解消対策 99, 789(73, 193) 百万円ほか】

対策のポイント

耕作放棄地を早急に解消するため、再生・利用に向けた地域の活動や農業生産基盤の整備等を支援します。

(耕作放棄地対策の重要性)

- ・最も基礎的な生産基盤である農地の面積が転用、かい廃等により減少する傾向にある中で、耕作放棄地は全国に38万6千ha(2005年農林業センサス)存在します。
- ・我が国の食料供給力を強化していくためには、耕作放棄地の再生・利用を図ることが急務となっています。

政策目標

平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消

<内容>

1. 緊急的な耕作放棄地解消のための総合的・包括的支援

別紙

耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組(障害物の除去、深耕、整地、土壌改良等)や用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等の補完整備、農地利用調整、水利調整、営農定着等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

【耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 23, 000(0) 百万円】

2. 農業生産基盤の整備による耕作放棄地解消の支援

農地、農業用排水施設、農道等の生産基盤について、耕地と耕作放棄地との一体的な整備や小規模で分散した個々の耕作放棄地の整備、中山間地域における優良農地保全のための土地利用調整(計画的な区分・利用)と一体的に行う基盤整備等を支援します。

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(公共) 1, 100(1, 000) 百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 37, 950(30, 546) 百万円の内数】

【農地環境整備事業(公共) 1, 378(1, 193) 百万円】

<関連施策との連携>

水田等の有効活用による食料自給率向上戦略作物の増産対策、飼料自給率向上対策、食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進等の関連施策と連携し、耕作放棄地の再生・利用を促進します。

[担当課：農村振興局農村計画課 (03-6744-2442(直))]

緊急的な耕作放棄地解消のための総合的・包括的支援

【23, 000(0) 百万円】

対策のポイント

耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組や必要な施設等の補完整備、農地利用調整、水利調整、営農定着等の地域の取組を総合的・包括的に支援します。

<内容>

1. 耕作放棄地の再生利用のための活動支援

耕作放棄地の発生要因や荒廃状況、権利関係、周辺農業者その他受け手となり得る者の態様は地域によって様々であり、その再生利用を図るためには、市町村や関係団体の発意・創意工夫に基づく地域の実情に即したきめ細かな取組が重要です。

このため、地域の実情に精通した多様な主体による耕作放棄地再生利用のための以下の活動を支援します。

- ① 再生利用活動
 - ・ 障害物除去、深耕等に対する支援
荒廃の程度に応じ3万円/10a又は5万円/10a（取組初年度のみ）
 - ・ 土壌改良等に対する支援
2. 5万円/10a（営農開始までの間で最大2年間）
- ② 施設等補完整備（用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設等）
- ③ 営農定着活動（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く。）
 - ・ 資機材等の初期投資、導入作物の適性確認等に対する支援
2. 5万円/10a（営農開始以降の最大2年間）
- ④ 調査・調整支援（農地利用調整や営農開始後のフォローアップ等）
- ⑤ 指導支援（①～④に取り組む主体に対する指導・助言）

2. 農地有効利用のための水利調整活動支援

耕作放棄地の利用など地域全体として徹底した農地の有効利用を図るためには、新規需要米（米粉・飼料用米等）の作付導入のための用水調整や麦・大豆等の作付拡大に不可欠な排水調整等が重要となります。

このため、高度な用排水管理や用排水施設の機能・運用改善等に取り組む土地改良施設管理主体を、耕地利用率又は麦・大豆等の作付率の増加割合に応じて支援します。

耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金 23, 000(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：耕作放棄地解消対策協議会等

担当課：農村振興局整備部水資源課 (03-6744-1363 (直))
農地資源課 (03-6744-2442 (直))

耕作放棄地対策のあらまし

耕作放棄地解消対策

緊急的な耕作放棄地解消のための総合的・包括的支援

1. 耕作放棄地の再生利用のための活動支援

地域の実情に精通した多様な主体による耕作放棄地再生利用のための以下の活動を支援

①再生利用活動

- ・ 障害物除去、深耕等の支援
荒廃の程度に応じ3万円/10a又は5万円/10a（取組初年度のみ）

- ・ 土壌改良等の支援

2. 5万円/10a（営農開始までの間で最大2年間）

②施設等補完整備

- ・ 用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工施設、市民農園等

③営農定着活動（水田等有効活用促進交付金の対象作物を除く）

- ・ 資機材等の初期投資、導入作物の適性確認等の支援

2. 5万円/10a（営農開始以降の最大2年間）

④調査・調整支援

- ・ 農地利用調整や営農開始後のフォローアップ等

⑤指導支援

- ・ ①～④に取り組む主体に対する指導・助言

2. 農地有効利用のための水利調整活動支援

新規需要米導入のための用水調整や麦・大豆等の作付拡大に不可欠な排水調整等の新たな水管理ルールと地域営農体系の確立・定着のための活動を支援

【耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金（新規） 230（0）億円】

農業生産基盤の整備による耕作放棄地解消の支援

【耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（拡充） 11（10）億円】

【農山漁村活性化プロジェクト外支援交付金（拡充） 379（305）億円の内数】

【農地環境整備事業（拡充） 14（12）億円】

主要な関連施策

食料自給率向上戦略作物の増産対策

主食用米からの転換水田、調整水田、耕作放棄地等における新規需要米（米粉・飼料用米等）、麦、大豆等の需要に応じた生産拡大を支援

【水田等有効活用促進交付金（新規） 404（0）億円の内数】

【強い農業づくり交付金のうち食料自給率向上対策特別枠 55（0）億円の内数】

飼料自給率向上対策

耕作放棄地等を放牧地や草地として活用する取組を支援

【強い農業づくり交付金 292（249）億円の内数】

農地の確保・有効利用の促進

農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、担い手等への利用集積その他農地利用調整の取組を支援

【担い手アクションサポート事業（拡充） 32（23）億円の内数】

【農地確保・利用支援事業（新規） 87（0）億円の内数】

耕作放棄地の発生防止

農業生産活動の維持を通じた耕作放棄地の発生防止に資する中山間地域等直接支払交付金の交付、農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援

【中山間地域等直接支払交付金 234（221）億円】

【農地・水・環境保全向上対策のうち共同活動支援交付金 256（256）億円】

連携

（６）食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信

【自給率向上等情報発信対策 ４， ７ ７ ９（４， ４ ７ ６）百万円】

対策のポイント

食料自給率の向上、食品廃棄物の発生抑制等に対する関心が深まるよう、消費者のニーズに即しつつ、戦略的な情報発信を行います。

（現状）

- ・ 中国等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大やバイオ燃料作物の需要拡大等により国際穀物価格が大幅に上昇しています。
- ・ 我が国の食料自給率（カロリーベース）は、主要な先進国の中で最低水準（オーストラリア２３７％、アメリカ１２８％、フランス１２２％、イギリス７０％（以上平成１５年）、日本４０％（平成１９年度））となっています。
- ・ 世論調査では、現在の我が国の食料自給率の水準について、約７割の人が「低い」と回答（平成１２年７月調査と比較して１７ポイントの増）。また、我が国の将来の食料供給について、約８割の人が「不安がある」と回答（平成１８年１２月内閣府特別世論調査）。
- ・ 食品由来の廃棄物約１，９００万トン（平成１７年度）のうち、食べられるものの廃棄は５００～９００万トンと推計されています。

政策目標

食料自給率の向上

カロリーベース	４０％（平成１９年度）	→	４５％（平成２７年度）
生産額ベース	６６％（平成１９年度）	→	７６％（平成２７年度）

<内容>

１．食料自給率に関する国民への情報発信等

（１）食料自給率向上に向けた戦略的な情報発信

メディアミックス（多様なメディアを効果的に組み合わせた広報）の手法を活用すること等により食料問題に関する国民の理解と具体的行動の喚起を図り、国産食料品等の消費拡大等を通じた**食料自給率向上のための国民運動の更なる推進**を図ります。

（食料自給率戦略広報推進事業 １，７００（１，７００）百万円
事業実施主体：民間団体等）

（２）国産食料品等の消費拡大

国産食料品等の購入にポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産食料品等の消費を拡大するとともに、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、**多角的に食料自給率の向上**を図ります。

（国産食料品等ポイント活動モデル実証事業 ３００（０）百万円
事業実施主体：民間団体等）

(3) 食品産業における原産地表示の推進

消費者の選択を通じた食料自給率の向上に資するため、冷凍食品製造事業者等のガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう、パンフレット等の普及啓発資材の作成、原産地表示アドバイザーの育成等を行い、ガイドラインの普及啓発を推進します。

〔食品産業表示推進事業 16(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

(4) 食育の推進

「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発を推進するとともに、食への関心や理解を促す「教育ファーム」を推進します。

【にっぽん食育推進事業 2,688(2,776)百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,362(2,345)百万円の内数】

2. 食品廃棄物の発生抑制に向けた情報発信

食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知、食品産業から食品・食材の寄付を受け福祉施設等に提供を行うフードバンク活動の実態把握と評価を通じ、食品ロスの縮減に向けた取組を推進します。

【食品廃棄物発生抑制推進事業 48(0)百万円】

【フードバンク活動実態調査事業 27(0)百万円】

〔担当課：大臣官房食料安全保障課(03-6744-2395(直))
総合食料局食品産業企画課(03-6744-2066(直))
食品産業振興課(03-3502-8267(直))
消費・安全局消費者情報官(03-5512-2292(直))〕

食料自給率向上、食品廃棄物の発生抑制等に向けた情報発信

国際的な食料需給と我が国の食料事情の現状

- ・ 中国等の人口超大国の経済発展による食料需要の増大やバイオ燃料作物の需要拡大等により国際穀物価格が大幅に上昇。
- ・ 我が国の食料自給率(カロリーベース)は40%(平成19年度)で、主要な先進国の中で最低水準(オーストラリア237%、アメリカ128%、フランス122%、イギリス70%(以上平成15年))
- ・ 世論調査では、現在の我が国の食料自給率の水準について、約7割の人が「低い」と回答(平成12年7月調査と比較して17ポイントの増)。
- ・ 食品由来の廃棄物約1,900万トン(平成17年度)のうち、食べられるものの廃棄は500~900万トンと推計。

国際的な食料事情が厳しさを増す中、国内農林水産業の供給力強化と食品ロスの改善のため、国民的な運動となるよう効果的な情報発信が必要

食料自給率に関する国民への情報発信

1. 食料自給率向上に向けた戦略的な情報発信

- メディアミックスの手法を活用すること等により食料問題に関する国民の理解と具体的行動の喚起を図り、国産食料品等の消費拡大等を通じた食料自給率向上のための国民運動の更なる推進

2. 国産食料品等の消費拡大

- 国産食料品等の購入にポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産食料品等の消費を拡大するとともに、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、多角的に食料自給率を向上



3. 食品産業における原産地表示の推進

- 冷凍食品製造事業者等のガイドラインに基づく原産地表示が促進されるよう、パンフレット等の普及啓発資料の作成、原産地表示アドバイザーの育成等を行い、ガイドラインの普及啓発を推進

4. 食育の推進

- 「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発を推進するとともに、食への関心や理解を促す「教育ファーム」を推進

食事バランスガイド



食品廃棄物の発生抑制に向けた情報発信

- 食品廃棄物の発生抑制に係る法制度や具体策の周知
- 食品産業から食品・食材の寄付を受け福祉施設等に提供を行うフードバンク活動の実態把握と評価

食品ロスの縮減に向けた取組を推進



※日本全国で約1,900万トンの食品由来の廃棄物が発生。このうち、食べられるものの廃棄は500~900万トンと推計

平成27年度の自給率目標達成に向け、施策の更なる推進

基本計画における27年度目標	金額ベース	76%
	カロリーベース	45%

(7) 政策の展開を支える農林水産統計の実施

【政策の展開を支える農林水産統計 12, 669(7, 154) 百万円】
【うち農林漁業センサスを除く額 6, 426(5, 701) 百万円】

対策のポイント

調査業務について最大限の手法の効率化を図りつつ、重要施策の推進に必要な統計調査を着実に実施します。

(農林水産統計の課題)

- 総人件費改革（農林水産統計地方組織の定員を4,132人（平成17年度）から平成22年度までに2,228人へ半減）に対応するため、職員調査は原則として廃止し、国の財政支出に直結する2調査（米の生産統計及び農業経営統計）の一部に限定します。
その他の調査については、調査の廃止を含め、市場化テスト（公共サービス改革法に基づく包括的民間委託）の導入等の民間委託により、徹底したアウトソーシングを推進します。アウトソーシングした調査については、回収率の低下や誤差の拡大等の課題に的確に対応します。
- 米の生産統計及び農業経営統計については、最大限の手法の効率化を図りつつ、食料供給力の維持・向上のために講じられる米政策改革や水田・畑作経営所得安定対策と一体的に実施します。

政策目標

食料供給力の維持・向上のために講じられる農林水産政策の基礎となる統計調査を国の責任の下で実施し、広く一般にも提供

<内容>

1. アウトソーシング・IT化による調査業務の効率化の推進

- ① 平成20年度の3調査への導入に引き続き、市場化テストの対象となる調査を追加します。
- ② アウトソーシングに伴う調査誤差の拡大等の諸課題を解決するための対応として、民間調査員の育成に係る研修の充実等を行います。
- ③ ITの活用等による調査の効率化として、農家経営に関するデータの収集に際しての経営管理ソフトの活用、青色申告データの活用による郵送調査化の推進等を行います。

2. 農政上の重要施策の推進に不可欠な統計データの把握

米政策改革や水田・畑作経営所得安定対策等の農政上の重要施策の推進に伴い、国が行う財政支出の根拠となるデータを把握します。

- ① 米政策に関連して、米の作付面積・収量について、国の統計値と生産現場の実感とのギャップを解消すべく、米の生産統計調査を実施する中で適切に対応します。
特に、水稻作付面積のかい離の解消に向けて、限られたマンパワーを重点化しつ

つ、地域水田協議会と連携した実測調査を継続するとともに、

- ・ 関係者との共通認識を醸成するための高精度衛星画像や航空写真を活用した科学的検証
- ・ 水稻作付面積調査の科学的かつ効率的な実施を可能とする、衛星画像データとGISデータ（水土里ネット）との重ね合せによる面積求積手法の開発

を行います。

- ② 水田・畑作経営所得安定対策等に関連して、これら施策の基礎となる、担い手や集落営農の経営実態・生産コストの状況等をより迅速かつきめ細やかに把握するため、農業経営統計調査を着実に実施します。

3. 農林水産政策の基礎インフラとしての統計データの整備

- ① 我が国農林業の生産・就業構造や農山村地域の実態を総合的に把握し、政策の企画・立案に係る基礎資料を整備するため、5年ごとに全ての経営体を対象として行うセンサス（2010年農林業センサス、調査期日：平成22年2月）を実施します。
- ② 食料供給コスト縮減アクションプランに関連して、食料供給コストを把握する調査を実施します。

[担当課：大臣官房統計部管理課 （03－3502－5621（直））]

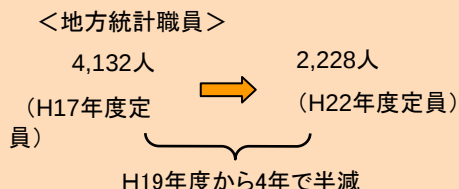
政策の展開を支える農林水産統計の実施

概算要求64億円(農林漁業センサス込み127億円)

農林水産統計の課題

〈総人件費改革に対応した業務・組織の大改革〉

- ・ 農林水産統計職員を大幅に削減し、他府省へ配置転換



〈徹底したアウトソーシングの推進〉

- ・ 調査の廃止を含め、市場化テスト等の民間委託により徹底したアウトソーシング

→ アウトソーシングした調査については、回収率の低下や誤差の拡大等の課題に的確に対応

〈職員調査は、財政支出に直結する調査(米の生産統計及び経営統計の一部)に限定〉

- ・ 最大限の効率化を図りつつ、食料供給力の維持・向上のために講じられる米政策改革及び水田・畑作経営所得安定対策と一体的に実施

	(H17年度)	(H22年度)
職員調査	19調査	(2調査)(米の生産統計・経営統計の一部のみ)
調査員調査	7調査	11調査
郵送調査・オンライン調査	6調査	17調査(うち2調査のうち一部は職員調査)
合計	32調査	28調査

平成21年度における主要な取組

アウトソーシング・IT化による調査業務の効率化の推進

① 市場化テスト(公共サービス改革法に基づく包括的民間委託)の導入の推進

- ・ 平成20年度の3調査への導入に引き続き、市場化テストの対象となる調査を追加

② アウトソーシングに伴う諸課題の解決を図るための対応

- ・ 民間調査員(全国で約2万人)の育成に係る研修の充実 等

③ ITの活用等による調査の効率化

- ・ 農家の経営データの収集に際しての経営管理ソフトの活用、青色申告データの活用による郵送調査化の推進 等

農政上の重要課題の推進に不可欠な統計データの把握

① 米の作付面積・収量の調査について、国の統計値と生産現場の実感とのギャップを解消すべく適切に対応

- 水稻作付面積のかい離の解消に向けて、
- ・ 限られたマンパワーを重点化しつつ、地域水田協議会と連携した実測調査の継続
 - ・ 高精度衛星画像や航空写真を活用した科学的検証
 - ・ 衛星画像データとGISデータ(水土里ネット)との重ね合せによる面積求積手法の開発を実施

② 担い手や集落営農の経営実態、生産コストの状況等の調査をより迅速にかつきめ細かく実施

農林水産政策の基礎インフラとしての統計データの整備

- ・ 2010年農林業センサスの実施
- ・ 食料供給コストを把握する調査の実施(食料供給コスト縮減アクションプランに関連) 等

2. 世界の食料事情に的確に対応した戦略的取組

(1) 食料事情に関する情報の把握・提供体制の強化

【世界食料需給動向等総合調査・分析関係費 208(117)百万円】

事業のポイント

国際食料事情の変化を的確に捉えた食料需給情報の収集・分析・提供体制の整備とノウハウの蓄積により、農林水産省独自の食料需給情報の把握・分析の多角化・高度化と効果的な提供を図ります。

(現状)

国際的な食料需給は、途上国の経済発展、バイオ燃料作物の需要拡大等の多様な要因が顕在化し、これらが複合的に影響して、一昨年来、急激にひっ迫傾向に転じており、世界的に穀物等の価格が高騰し、輸出国による輸出規制が広がり価格高騰にさらに拍車をかけてます。こうした中、食料輸入国では途上国を中心として、食料をめぐる暴動や抗議活動が頻発するなど、世界的な食料事情は危機的状況を迎えています。

政策目標

- 国際的な食料事情の変化を的確に捉え、我が国の食料の安定供給への影響について、農林水産省独自の要因分析を実施し、我が国の食料安全保障の確立に貢献
- 国際的な食料需給に関する正確な情報を国民に適時提供し、民間による海外食料調達の円滑化を図るとともに、国民全体で認識を共有することにより、食料自給率向上にも貢献

<内容>

1. 新たな情報収集システムの構築による情報把握

多種多様な情報収集ツールの確保と国際食料事情の変化に即応可能な情報収集、品目別国別の効率的な情報収集ノウハウの蓄積を行うことにより、省内での情報共有を図り独自の情報を適時施策へ反映します。

- ① 商社、食品製造業等とのネットワークを構築し、定期的な意見交換会の開催
- ② 海外現地コンサルタントを活用した現地のリアルタイムの動きの把握
- ③ 現地の動きに即時に対応した職員による現地調査の実施
- ④ 穀物等の国際価格の高騰による原料調達コストの増加や環境的要請への対応等の食品産業における新たな競争力変動要因等を把握する調査の実施

2. 情報分析の多角化・高度化（世界の超長期食料需給予測システム仕様開発）

国際的な食料需給の超長期予測に必要な様々な要素の研究成果の収集や研究者との協力体制を構築し、超長期の食料需給予測システムの設計に関する仕様を作成します。本仕様を活用することにより、今後、**多様な要素を踏まえた超長期の食料需給予測システムを効率的に開発することが可能**となります。

- ① 社会科学的将来予測（人口、経済成長等）と自然科学的将来予測（地球温暖化、農地等）の研究のうち、超長期の食料需給予測システムの開発に必要な研究について、
 - i システム開発への協力を得るための研究者とのネットワーク体制を構築
 - ii システム開発に必要な知見収集・精査等
- ② 超長期の食料需給予測システムの設計仕様の検討・作成

3. 効果的な情報提供（分析レポートの作成等）

国際的な食料需給全般のわかりやすい資料、影響要因（トピックス）ごとの詳細な資料、利用者（政策担当者、消費者、民間事業者等）に即した資料を作成するなど、効果的に情報を提供することにより、**施策への的確な反映、国民全体での認識共有、民間調達の円滑化等に貢献**します。

- ① 世界全体の食料需給の分析結果（要因相互の関連、中長期見通し等）を総合した年間レポートの作成
- ② 状況に応じトピックス的な個別の要因に即した分析レポートの迅速な作成
- ③ 世界的な食料需給の変動が加工食品の生産・流通へ与えている影響等を中心に食品産業の動向を分析した月次・年間レポートの作成
- ④ 超長期世界食料需給予測の開発に関するシンポジウム開催

[担当課：大臣官房食料安全保障課（03－6744－2376（直））]

世界食料需給動向総合調査・分析

新たな情報収集システムの構築による情報把握

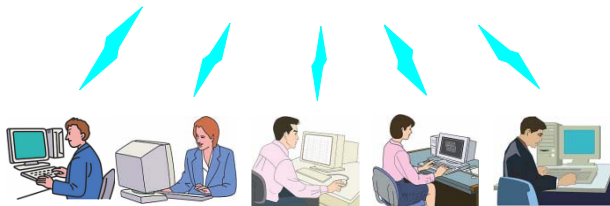
商社、食品製造業等とのネットワーク



海外現地コンサルタントの活用(拡充)



職員による現地調査の実施(ノウハウ蓄積)(拡充)



省内での情報共有を図り独自の情報を適時施策へ反映することが可能

情報分析の多角化・高度化(拡充) (超長期食料需給予測システム開発)

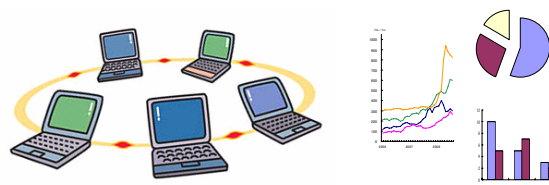
食料需給に影響を与える要素の特定



要素別の既存研究の調査



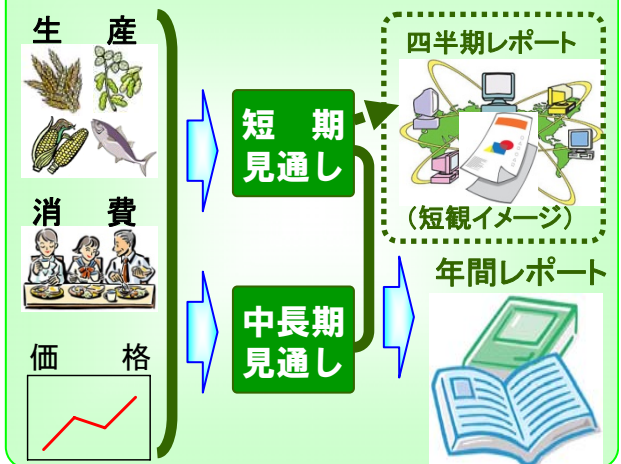
超長期食料需給予測に関する研究協力候補者の選定と協力体制構築



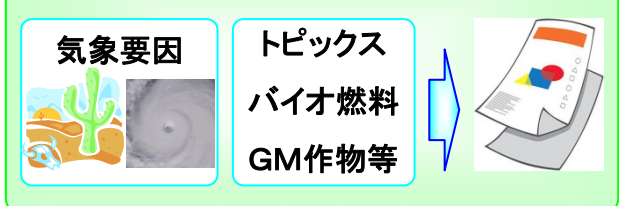
次年度から超長期食料需給予測需給システムの開発が可能

効果的な分析結果の提供 (分析レポートの作成)

国際食料需給の年間レポート(総合性・明解性)



個別の要因に即した分析レポート(迅速性)



施策への的確な反映、国民全体での認識共有、民間調達の円滑化等が可能

（２）国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献

【政府開発援助 ４，７１３（４，５４１）百万円】

対策のポイント

アフリカ等の開発途上国の食料問題解決に貢献するため、我が国の得意分野である稲作に係る技術開発や人材育成等の技術協力を通じた生産性向上、生産増大を支援します。

（アフリカ諸国の食料問題の状況等）

小麦、とうもろこし、大豆、コメの国際価格は、史上最高値を更新し、一昨年秋頃と比較して２倍以上に高騰し、アフリカ諸国で、食料危機の状況にあり、各地で暴動が発生しています。このような状況に対して、北海道洞爺湖サミットで中長期的な取組として、５年から１０年でアフリカ諸国の主要食料生産を倍増支援や、第４回アフリカ開発会議（ＴＩＣＡＤＩＶ）で、我が国の今後１０年間のコメの生産高の倍増に向けた支援を打ち出しました。これを踏まえ、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するアフリカ稲作振興のための共同体^{*}と連携し、コメの生産倍増に対する支援を実施します。

※ＴＩＣＡＤＩＶを踏まえて設置され、アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援することを目的とした支援国、国際機関、地域機関による協議グループ。

政策目標

我が国及び世界の食料安全保障の確保への貢献

<内容>

１．稲作生産技術の確立（５０２（４５０）百万円）

①低湿地水田稲作技術の確立

アフリカの「内陸低湿地」において、我が国の有する技術を活用しつつ、低コストかつ高収量の得られる持続可能な営農手法等を実証し、その普及・体系化を支援します。

（アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・普及事業 ６４（０）百万円
事業実施主体：アフリカ稲センター（WARDA））

②小規模貧困農民支援

稲作等の普及を通じた貧困削減に資するため、国連世界食糧計画（ＷＦＰ）を通じた自立的な水田開発、営農支援を実施します。

（アフリカにおける稲作等普及事業 ２０４（２１４）百万円
事業実施主体：国連世界食糧計画）

③かんがい水田整備への支援

アフリカ農村地域の貧困削減に貢献するため、農業生産に不可欠な土地・水資源の劣化防止のための地域特性に応じた対策や稲作の拡大のための農地・かんがい施設の整備など条件整備について検討します。

（アフリカ農村貧困削減対策検討調査 ２１０（２１０）百万円
事業実施主体：民間団体等）

④水稲栽培技術の開発

かんがい用水の需要逼迫への対応として、節水条件でも稲の収量を確保するため、国際稲研究所（IRRI）を通じた節水型栽培体系に適した育種素材の育成や節水条件に適した土壌・作物管理技術の開発を支援します。

〔節水条件下における水稲栽培技術の開発 24（26）百万円
事業実施主体：国際稲研究所（IRRI）〕

2. 土壌肥沃度の改善（81（0）百万円）

①小農が実施可能な土壌肥沃度改善策の検討

アフリカの小農が現地で安価に入手できる資材で土壌肥沃度を改善するための方策を検討し、技術移転・普及を行い、生産性の向上を図ることを支援します。

〔アフリカの土壌肥沃度改善検討調査 26（0）百万円
事業実施主体：民間団体等〕

②施肥効率の向上

施肥効率の向上による安定した農産物生産や温室効果ガスの発生抑制対策に貢献するため、窒素肥料に由来する温室効果ガスの発生などに関する国際機関による研究を支援します。

〔生物的硝酸化抑制（BNI）による環境保全の推進 55（0）百万円
事業実施主体：国際半乾燥熱帯作物研究所（ICRISAT）
国際熱帯農業センター（CIAT）
国際とうもろこし・小麦改良センター（CIMMYT）〕

3. 人材育成の推進（206（136）百万円）

①我が国の農協のノウハウを移転

アフリカ諸国等に対して、我が国の農協のノウハウを移転し、農業生産性の向上、農産品の品質の向上等を図ることで、貧困・食料問題の解決に取り組めます。

〔アフリカ等農業・農民組織活性化支援事業 43（0）百万円
事業実施主体：民間団体等〕

②南南協力による人材育成

アフリカにおいて、南南協力のスキームを利用した人材育成を進めるとともに、発展の遅れた地域に対して重点的に知識や技術を面的に広めることによって恒久的な食料生産体制が確立されることを目的として、政策立案能力の向上や農業技術の移転を図るためのセミナーの開催を支援します。

〔途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業 163（136）百万円
事業実施主体：国際連合食糧農業機関（FAO）
アセアン事務局〕

[担当課：大臣官房国際協力課（（03）3502－5913（直））]

国際協力等を通じた世界の食料問題解決への貢献

世界的な食料危機の現状

- 小麦、とうもろこし、大豆、コメの国際価格は史上最高を更新。一昨年秋頃と比較して、小麦2.1倍、とうもろこし2.7倍、大豆2.5倍、コメ2.9倍
- サブサハラ・アフリカの22カ国は食料危機に直面し対外援助が必要
- 食料価格の高騰により死者が出る暴動が発生

世界的な対応

- 第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)
 - ・国際機関等と連携してコメの生産倍増に取り組む
- 世界の食料安全保障に関するハイレベル会合
 - ・開発途上国が農業・食料生産を拡大するための支援を実施
- G8洞爺湖サミット
 - ・中長期的な取組として、5年から10年でアフリカ諸国の主要食料生産を倍増

アフリカ諸国に対するコメの生産を倍増(我が国の優位技術である稲作を支援)

稲作生産技術の確立

- 低湿地水田稲作技術の確立
 - ・アフリカ内陸低湿地における持続的稲作技術実証・普及事業
- 灌漑水田整備への支援
 - ・アフリカ農村貧困削減対策検討調査
- 小規模貧困農民支援
 - ・アフリカにおける稲作普及事業
- 水稻栽培技術の開発
 - ・節水条件下における水稻栽培技術の開発

土壌肥沃度の改善

- 小農が実施可能な土壌肥沃度改善策の検討
 - ・アフリカの土壌肥沃度改善検討調査
- 施肥効率の向上
 - ・生物的硝酸化成抑制(BNI)による環境保全の推進

人材育成の推進

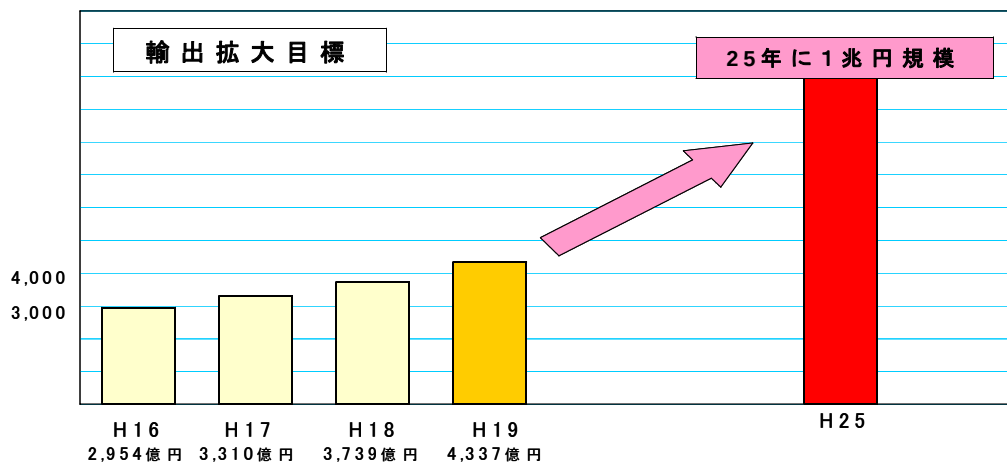
- 我が国の農協のノウハウを移転
 - ・アフリカ等農業・農民組織活性化支援事業
- 南南協力による人材育成
 - ・途上国の生産性向上等のための南南協力促進事業

(3) 我が国農林水産物・食品の輸出の促進

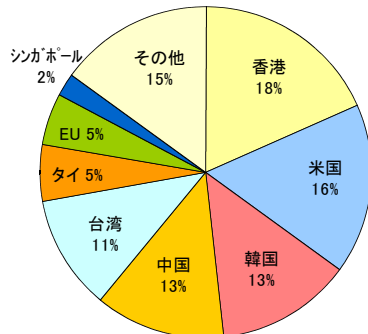
【輸出促進対策 2, 234 (2, 052) 百万円】

対策のポイント

農林水産物・食品の輸出の拡大に取り組みます。このため、関係府省、都道府県、民間団体等が参画する農林水産物等輸出促進全国協議会において「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」が改訂(平成20年6月)されたところ、それに沿って、意欲ある農林漁業者等に対する支援策を展開します。



輸出額の国別割合(19年)



(輸出額が大きく伸びている主な品目)

	輸出額 (19年)	14年比	拡大の背景
米	5億円	2.4倍	台湾、香港等で好評
りんご	80億円	3.0倍	台湾で好評
牛肉	20億円	15.5倍	米国、香港向け輸出が本格化

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を平成25年までに1兆円規模とする

<内容>

1. 品目別の戦略的な輸出促進

(1) 産地発の課題の解決等

農林水産物等の輸出に取り組む産地が直面する共通の課題を選定し、それらの課題をモデルとして個別具体的に解決するための調査等を行うことにより、輸出の取組を

着実に進めます。

〔農林水産物等輸出ステップアップ推進事業 194(0)百万円
事業実施主体：民間団体〕

(2) 品目ごとのDNA分析技術の開発

品種を識別するためのDNA分析技術の開発を支援することにより、我が国のオリジナル品種を保護し、輸出の促進を図ります。

〔農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備 58(58)百万円
補助率：1/2
事業実施主体：民間団体〕

2. 意欲ある農林漁業者等に対する支援

(1) 農林漁業者等の販売促進活動に対する支援

明確な目標を設定し戦略的に輸出に取り組もうとする農林漁業者・民間企業等の取組を総合的に支援します。

〔農林水産物等輸出促進支援事業のうち
農林水産物等輸出促進対策 876(600)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

(2) 海外における展示・商談会の開催、常設店舗の設置

海外における展示・商談の場の提供や海外高級百貨店等におけるアンテナショップの設置により、農林漁業者等の販路の創出・拡大を支援します。

〔農林水産物等海外販路創出・拡大事業 426(500)百万円
事業実施主体：民間団体〕

(3) 国内における展示・商談会等の開催・人材バンクの活用

国内における展示・商談会等の開催に加え、輸出の課題に対して適切な助言が出来る専門家集団を人材バンクとして活用し、輸出に意欲ある農林漁業者等を実践する人材に育成するための支援体制を構築します。

〔活きた輸出情報ネットワーク構築事業 120(61)百万円
事業実施主体：民間団体〕

(4) 農産物の輸出検査体制の強化

集荷地における農産物の輸出検査の実施に引き続き取り組むとともに、輸出産地に対する相手国の病虫害の検疫措置に関する説明会等を通じた植物検疫面からの助言、指導を強化します。

【農産物輸出増大に伴う植物検疫迅速化等特別対策事業 60(44)百万円】

3. 日本食・日本食材等の海外への情報発信

(1) 「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業等を通じた情報発信

外国人オピニオンリーダー等に対し、旬で高品質な日本食・日本食材等を提供して実施する「WASHOKU-Try Japan's Good Food」事業の展開等により、日本食・日本食材等の魅力を海外に発信します。

〔日本食・日本食材等海外発信事業 282(366)百万円
事業実施主体：民間団体〕

（２）海外日本食優良店の普及を通じた情報発信

海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、**現地組織による情報収集等を支援**することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げます。

【海外日本食優良店調査・支援事業 １７２（１８２）百万円】

【農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業 ４５（４５）百万円】

〈交付金における輸出対策枠の設定〉

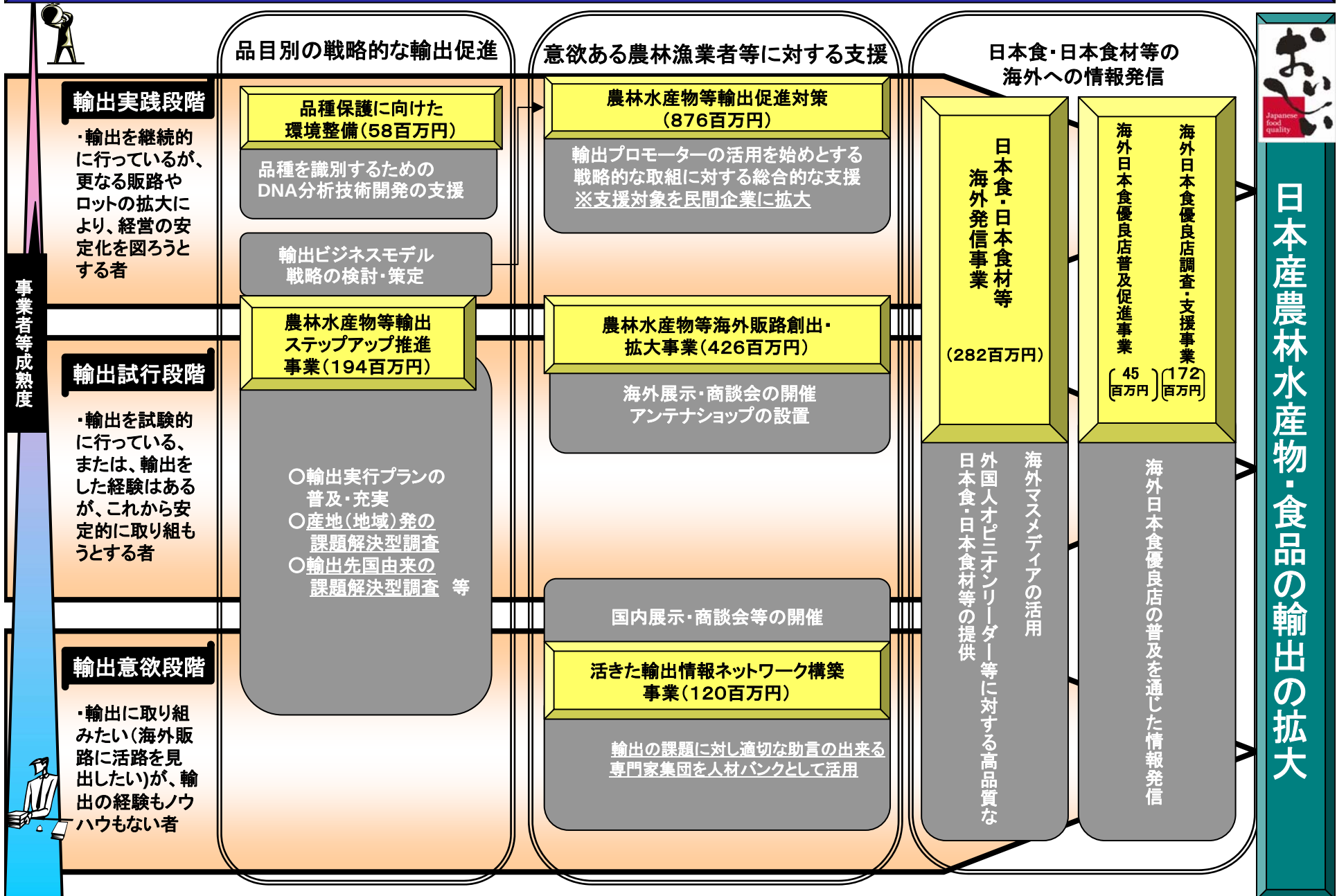
上記のほか、農林水産物・食品の輸出の拡大に向けて、強い農業づくり交付金に２，５００百万円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に１，３００百万円の**輸出対策枠をそれぞれ設定**します。

【強い農業づくり交付金 ２９，１５０（２４，９１４）百万円の内数】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ３７，９５０（３０，５４６）百万円の内数】

[担当課：大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室 （０３－３５０２－３４０８（直））]

平成21年度農林水産物・食品輸出促進対策(22億円)の概要



3. 国内農業の体質強化による食料供給力の確保

(1) 意欲と能力のある担い手の育成

【意欲と能力のある担い手の育成 264, 361(241, 376) 百万円】

対策のポイント

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、市町村特認制度の創設、申請手続の簡素化、交付金支払時期の前倒し等、制度の改善内容を周知しながら着実に推進します。また、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援、経営の法人化の促進、集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援等を実施します。

(効率的かつ安定的な農業経営とは)

他産業並みの労働時間で他産業並みの所得を得られる農業経営のことです。

(認定農業者とは)

農業経営基盤強化法に基づき、自らの農業経営を計画的に改善しようとする者が、「効率的かつ安定的な農業経営」となることを目指して農業経営改善計画を作成し、市町村からその計画の認定を受けた者のことです。

(集落営農とは)

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農組織のことです。

政策目標

担い手の育成・確保

＜平成19年＞

＜農業構造の展望（平成27年）＞

認定農業者	約24万	→	効率的かつ安定的な家族農業経営	33万～37万
農業法人	約8千	→	効率的かつ安定的な法人経営	1万
集落営農	約1万3千	→	効率的かつ安定的な集落営農経営	2万～4万

＜内容＞

1. 水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進

別紙1

水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）及び収入減少影響緩和対策（販売収入の減少に対する補てん）により支援します。また、本対策には、高齢者や小規模な農家であっても、面積・所得の特例や市町村特認を活用したり集落営農組織へ参加することにより、加入できることから、その内容を現場に周知しながら、着実に推進します。

水田・畑作経営所得安定対策（特会）	230, 482(208, 670) 百万円
うち生産条件不利補正対策（21年産）	154, 906(153, 153) 百万円
うち収入減少影響緩和対策（20年産）	75, 576(55, 517) 百万円

2. 企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援

別紙2

企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の農業法人が、地域のＪＡ・農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成することにより、農業界における「新たな経営展開の形」を確立する取組を支援します。また、法人経営の中核を担う優れた人材の育成を行う取組を支援します。

【農業法人経営発展支援事業 230（0）百万円】

3. 担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継の支援

別紙3

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継を支援する農業再生委員会について、全国段階に弁護士、公認会計士などの専門家で構成する支援チームを設置し、農業再生委員会の設置促進や機能強化を図ります。また、農地保有合理化法人が農業再生委員会と連携して行う、農地等の適正な買入価格の査定等の取組を推進し、経営困難に陥った農業者の農地等が円滑に担い手に承継されるようにします。

【全国農業再生委員会活動支援事業 45（0）百万円】

【農地保有合理化促進事業（特会） 1,995（2,149）百万円】

4. 担い手育成・確保支援対策の充実

別紙4

担い手育成総合支援協議会による経営診断・指導活動を各種の担い手向け支援策と一体的に実施し、適切な経営管理を通じた担い手の経営改善を推進します。また、担い手の法人化を促進するため法人化を契機として農業用機械等を導入する場合のリース料助成等を創設するほか、適正な財務諸表を作成し経営改善に取り組む担い手に融資する際の保証料を軽減する措置を新設します。

このほか、集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援、融資主体で農業機械・施設等を導入する際の自己負担部分の軽減措置、スーパーＬ資金等の無利子化等を引き続き実施します。

【担い手育成・確保支援対策 31,610（30,557）百万円】

【強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援

29,150（24,914）百万円の内数】

[担当課：経営局経営政策課（03－3502－6441（直））]

水田・畑作経営所得安定対策の着実な推進

【水田・畑作経営所得安定対策（特会）230,482（208,670）百万円】

対策のポイント

水田作及び大規模畑作を中心に、土地利用型農業の担い手を生産条件不利補正対策（販売収入では賄えない生産コストの補てん）及び収入減少影響緩和対策（販売収入の減少に対する補てん）により支援します。

また、本対策には、高齢者や小規模な農家であっても、面積・所得の特例や市町村特認を活用したり集落営農組織へ参加することにより、加入することから、その内容を現場に周知しながら、着実に推進します。

（具体的には）

- 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
 - ・ 基準となる3年間（16～18年）の生産実績に基づく毎年一定額の支払
 - ・ その年の生産量・品質に応じた支払
- 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょについて、
 - ・ 最近の平均収入に比べ当該年の収入が減少した場合の補てんの3つの支援により、地域の担い手の経営安定を図ります。

（対象となる担い手は）

- 個人や法人の個別経営は、認定農業者になって、4ha（北海道は10ha）以上の経営規模を確保する
- 集落営農組織の場合は、20ha以上の経営規模を確保することが原則ですが、以下に掲げるように各種の特例を設けて加入しやすくしています。さらに、20年度からは、既存の各種特例を活用しても本対策に加入できない者であっても、地域農業の担い手として周囲からも認められ、熱意を持って営農に取り組む者であれば、市町村特認により本対策に加入することができます。

【経営規模要件の特例】

		基 本 要 件	集落の農地が少ない場合の特例 ・ 集落の農地の規模に応じて概ね8割（64%）まで緩和 ・ 中山間地域の集落営農組織は基本原則の5割まで緩和	生産調整組織の場合の特例 （地域の生産調整の実施状況（生産調整率）に応じて緩和）
認 定 農 業 者	北 海 道	10ha	6.4haまで	
	都 府 県	4ha	2.6haまで	
集落営農組織		20ha	12.8haまで	7haまで
うち中山間地域		20ha	10.0haまで	4haまで
所得確保の場合の特例		① 農業所得が市町村基本構想の目標農業所得額の1/2を超え、かつ、 ② 対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが概ね1/3（27%）以上であれば対策の対象となります。		
市 町 村 特 認 （特別な事情による特例）		上記の特例に該当しない者でも、地域農業の担い手として周囲から認められている認定農業者など、対策の対象としなければならない特別な事情がある場合には、市町村からの申請に基づき、国がその特別な事情を審査した上で対象となります。		

<内容>

1. 販売収入では賄えない生産コストの補てん

（1）過去の生産実績に基づく支払

毎年の作柄にかかわらず、平成16年～18年の間における麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの生産・出荷実績に応じ、それぞれの品目ごとに設定された面積単価に基づく一定額の支払として102,333百万円を措置しています。

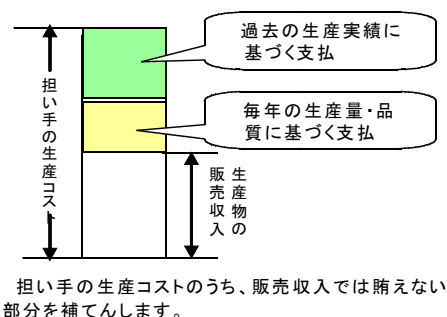
(2) 毎年の生産量・品質に基づく支払

当該年の麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの品質別の生産量に応じ、それぞれの品目ごとに設定された数量単価に基づく支払として52,574百万円を措置しています。

【生産条件不利補正交付金（特会） 154,906（153,153）百万円】

【対象品目】

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ



【単価】

	過去の生産実績に基づく交付金の単価 [面積単価（全国平均）]	毎年の生産量・品質に基づく交付金の単価 [数量単価]
小麦	27,740円/10a	2,110円/60kg (Aランク・1等の場合)
大豆	20,230円/10a	2,736円/60kg (2等の場合)
てん菜	28,910円/10a	2,150円/トン (糖度17.1度の場合)
でん粉原料用ばれいしょ	37,030円/10a	3,650円/トン (でん粉含有率17.4%の場合)

(注)面積単価は、単収の違いを反映して市町村別に設定されています。

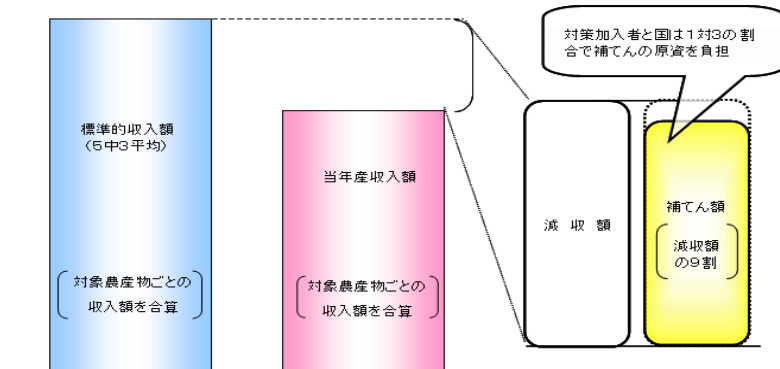
2. 販売収入の減少に対する補てん

生産調整を実施する担い手の当年産収入額（米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょごとの収入額を合算）が、標準的収入額（過去5年の中庸3か年の平均収入）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

対策加入者と国は1対3の割合で補てんの原資を負担し、国の負担分として75,576百万円を措置しています。

なお、対策加入者は、予め10%または20%の減収に対応しうる積立金額を選択・拠出することにより、収入減少に備えることができます。

【収入減少影響緩和交付金（特会） 75,576（55,517）百万円】



[担当課：経営局経営政策課(03-3502-5601(直))]

企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援

【農業法人経営発展支援事業 230（0）百万円】

対策のポイント

企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の農業法人が、地域のＪＡ・農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成することにより、農業界における「新たな経営展開の形」を確立する取組みに対し支援します。

また、法人経営の中核を担う優れた人材の育成を行う取組みに対し支援します。

（例）

- ・ 農業法人が価格競争力のある作物を生産し、地域の農業者等が手間のかかる少量多品目の作物を生産するなど役割分担し、法人の持つ販路を活用して販売を行う。
- ・ 担い手がいない地域などでは、ＪＡが出資して農業法人を設立し、法人が生産した作物でＪＡが運営する直売施設等の商品の充実を図るとともに、地域の農業者をオペレーターとして雇い、適切な農作業管理を行う。
- ・ 農業分野に新規参入した建設会社等が、例えば、農業法人と提携することにより、農業法人の持つ販路を活用して販売を行う。同時に、新規参入した建設会社等の生産技術を向上させるため、農業法人から生産技術に関する指導を受ける。
- ・ 農業法人の幹部候補従業員の販売管理能力を向上させるため、販売管理部門に強みを持っている別の法人で実践的な研修を受けさせる。

<内容>

1. 農業法人を核としたネットワーク手法の実践に対する支援

企業的な農業経営を目指して、既存又は新設の農業法人が、地域のＪＡ・農業者や食品メーカー等の企業などとの多様なネットワークを形成することにより、これらの者が法人の販路を活かした販売を起点とした経営の実践、消費者ニーズを捉えた作物導入や商品開発など農業界での「新たな経営展開の形」を目指す取組を支援します。

事業採択に当たっては、法人等の自由な発想を活かすため、あらかじめモデルを示すことはせず、コンペ方式で提案を行ってもらい、優良なビジネスプランについて、その実現に必要な調査、新規作物の導入、新商品の開発等の活動を助成する形をとります。

2. 農業法人経営の中核を担う人材育成への支援

農業法人経営の中核を担う幹部となって経営発展の原動力となる人材を大量に養成するため、法人経営を行っていく上で直面する課題や問題点の解決に結びつく研修プログラムを策定するとともに、課題解決に最適な研修ができる法人等を紹介する体制を作るなど、実践的な「人材育成システム」を整備します。

また、農業法人と取引するスーパー・食品メーカー・外食産業の担当者の実践研修や経営に失敗した農業経営者の再教育にも本システムが活用できるようにします。

農業法人経営発展支援事業 230（0）百万円
 補助率：定額、1／2以内
 事業実施主体：民間団体等

〔担当課：経営局経営政策課 （03－6744－2143（直））〕

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継の支援

【 2, 039 (2, 149) 百万円】

対策のポイント

担い手の経営再生や担い手への経営資源の円滑な承継を支援する農業再生委員会について、全国段階に弁護士、公認会計士などの専門家で構成する支援チームを設置し、農業再生委員会の設置促進や機能強化を図ります。

また、農地保有合理化法人が農業再生委員会と連携して行う、農地等の適正な買入価格の査定等の取組を推進し、経営困難に陥った農業者の農地等が円滑に担い手に承継されるようにします。

<内容>

1. 農業再生委員会の設置促進及び機能強化

農業分野の事業再生等に必要な知見を有する弁護士、公認会計士、金融機関OB等の専門家で構成する支援チームを全国段階に設置します。

この支援チームが、都道府県段階に設置される農業再生委員会からの法務・税務に関する相談等に対応し農業再生委員会全体の機能強化を図ります。また、この支援チームは、第三者性を活かして経営困難農業者から直接相談を受け、農業再生委員会への案件引継や農業再生委員会自身の立上げ支援を行うとともに、場合によっては直接処理を行い、担い手の経営再生や経営資源の円滑な承継を支援します。

全国農業再生委員会活動支援事業 45 (0) 百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：全国担い手育成総合支援協議会

2. 経営困難に陥った農業者の経営資源の円滑な承継

経営困難に陥った農業者の経営資源を農地保有合理化法人が買い入れる際に、農業再生委員会と連携して適正価格の査定（デューデリジェンス）を実施し、担い手に円滑に売り渡す取組を支援します。

また、買い入れた農地等の生産性を低下させないように、農地保有合理化法人が一時管理する際の管理経費を支援します。

農地保有合理化促進事業（特会） 1, 995 (2, 149) 百万円
 補助率：定額、7/10以内、6/10以内、1/2以内
 事業実施主体：(社) 全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人

担当課：経営局経営政策課 (03-6744-2144 (直))
 金融調整課 (03-6744-2167 (直))

担い手育成・確保支援対策の充実

【担い手育成・確保支援対策 31,610(30,557)百万円】

対策のポイント

担い手（認定農業者・集落営農組織）が効率的かつ安定的な農業経営へ着実に発展するよう、これまでの担い手育成・確保支援対策を継続的に実施します。

特に、担い手の数そのものの増加を図る“量的な拡大”の取組に加え、経営診断の実施、法人化の推進など、経営の合理化を図る“質的な向上（＝レベルアップ）”のための取組を強化します。

<内容>

1. 経営診断・指導の推進

担い手育成総合支援協議会が、経営診断指導マニュアルに基づき、各種の新たな支援策を活用する担い手を対象に簡易経営診断を実施し、診断結果を担い手に提示して指導を行います。これにより、担い手の経営管理能力の向上と、青色申告・複式簿記記帳の実施の促進を図ります。

また、適正な財務諸表を作成し経営改善に取り組む担い手に対し、融資の際の保証料を軽減します。

担い手アクションサポート事業 3,175(2,250)百万円の内数
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会

2. 法人化への取組の推進

(1) 農業用機械等の導入支援

- ① 認定農業者が、法人化や新たな分野への進出等を契機に、リースを活用して農業用機械等を導入する場合、リース料の3/10を上限に助成します。

担い手経営展開支援リース事業 1,072(697)百万円
補助率：定額（リース料の3/10以内）
事業実施主体：民間団体

- ② 集落営農組織が、法人化を契機に農業用機械等を導入する場合、購入経費の1/2を上限に助成します。

強い農業づくり交付金のうち集落営農育成・確保緊急整備支援
29,150(24,914)百万円の内数
交付率：定額（1/2以内等）
事業実施主体：農業協同組合、第三セクター等

(2) 法人化の発展段階に応じた支援

法人化の必要性や法人化によるメリットの普及啓発を行います。また、経営計画の策定費用、法人設立時の手数料や専門家への経営相談費用など、法人設立準備段階から経営が安定する段階までの間の各種活動の実施に要する経費について、一定額の範囲内で助成します。

担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数
補助率：定額、1 / 2 以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会

3. 集落営農の組織化・経営安定

集落営農組織の立ち上げ・経営改善に必要な農家の意向把握や専門家によるコンサルティング活動、経営の多角化・複合化を図るための新規作物導入へのチャレンジ等、集落営農の発展段階に応じた取組を支援します。

担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数
補助率：定額、1 / 2 以内
事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会

4. 水田・畑作経営所得安定対策加入者の更なる経営発展の促進

経営規模の拡大等に応じて麦・大豆などの作付けを拡大した場合の支援、先進的な小麦産地やてん菜産地における品質向上等への支援、地域における大規模土地利用型農業のモデル経営体への支援を行います。これにより、水田・畑作経営所得安定対策加入者の更なる経営発展を促進します。

担い手経営革新促進事業 17, 100 (17, 100) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会

5. 融資を主体とした投資を行う担い手への支援

認定農業者等の担い手による融資を主体とした農業用機械・施設等の導入に際して、融資残の自己負担部分について補助金を交付します。

また、融資主体型補助に係る融資の円滑化を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しにより、金融機関への債務保証（担い手の信用保証）を拡大します。

地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業 9, 283 (6, 480) 百万円
補助率：融資残額 (3 / 10 上限)、定額
事業実施主体：地域担い手育成総合支援協議会

[担当課：経営局総務課 (03-3502-6432 (直))]

（２）食料の生産基盤である農地の確保・有効利用の促進

【農地の確保・有効利用の促進 ２１，３４８（１０，５６７）百万円ほか】

対策のポイント

食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、「経済財政改革の基本方針２００８」に基づき、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進するとともに、農地情報のデータベース化を推進します。

（農地の確保・有効利用の促進）

世界の食料事情が大きく変化する中で、国民に対して安定的に食料を供給するためには、国内の食料供給力の強化が必要です。そのためには、最も基礎的な食料の生産基盤である農地を確保し、面的集積等により最大限に有効利用していくことが重要です。

政策目標

担い手が経営する農地のうち面的集積される割合
平成27年に７割程度を実現

<内容>

１．農地を確保し最大限利用する地域の取組の推進

別紙１

農地を確保し最大限利用するため、地域の農地の受け手の状況に応じて、特定農業法人等による耕作放棄地等の引受け、市町村農地保有合理化法人等による農地の保全管理、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進します。

【農地確保・利用支援事業（特会） ８，６６７（０）百万円】

【農地確保・利用推進体制支援事業（特会） ８１５（０）百万円】

２．農地情報のデータベース化

別紙２

平成２１年度中に農業振興地域の農用地区域を中心に農地情報図の基盤となる地図の整備を進め、順次、これに農地の所有や利用の状況等に関する情報を付加し、関係機関共通のデータベースの構築を支援します。また、新規参入者等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について、全国どこからでもアクセスできる体制を整備します。

【水土里情報利活用促進事業 １０，６９９（９，６９９）百万円】

【農地情報共有化支援事業 １，１４０（８６８）百万円】

【農地情報提供支援事業 ２７（０）百万円】

3. 不在村地主の特定・意向確認

別紙3

耕作放棄地解消の一環として、農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、農地所有者等の将来の経営意向の確認等を実施します。

【担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数】

(その他関連施策)

○面的集積の契機となる基盤整備の実施

基盤整備（公共）を契機とした面的なまとまりを重視した担い手への農地の利用集積を支援します。

農地集積加速化基盤整備事業（公共） 22, 000 (5, 000) 百万円
補助率：1/2等
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合

[担当課：経営局構造改善課 (03-3501-3741 (直))]

農地の確保・有効利用の促進

- 食料の生産基盤である農地の確保・有効利用を促進するため、「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、農地政策改革を順次具体化すべく、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進するとともに、農地情報のデータベース化を推進します。

【課題】

- 世界の食料事情が大きく変化する中で、国内の食料供給力の強化が必要。そのため、農地を確保し、最大限に有効利用することが重要。

1. 農地を確保し最大限利用する地域の取組の推進

- 地域の農地の受け手の状況に応じて、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進

【農地確保・利用支援事業（新規）】

【農地確保・利用推進体制支援事業（新規）】

2. 農地情報のデータベース化

- 関係機関共通のデータベース（農地情報図）の構築を支援

【水土里情報利活用促進事業（拡充）】

【農地情報共有化支援事業（拡充）】

- 貸出農地情報等の提供

【農地情報提供支援事業（新規）】

3. 不在村地主の特定・意向確認

- 不在村地主の実態把握、農地所有者の経営意向の確認

【担い手アクションサポート事業（拡充）】

農地の最大限の有効利用

農地を確保し最大限利用する地域の取組の推進

【農地確保・利用支援事業（特会） 8, 6 6 7（0）百万円】
 【農地確保・利用推進体制支援事業（特会） 8 1 5（0）百万円】

対策のポイント

農地を確保し最大限利用するため、地域の農地の受け手の状況に応じて、特定農業法人等による耕作放棄地等の引受け、市町村農地保有合理化法人等による農地の保全管理、委任・代理等の方式で農地を面的に集積していく実証的な取組等を推進します。

<内容>

1. 地域の農地の受け手の状況に応じた、農地の確保・利用のための支援

都道府県担い手育成総合支援協議会に基金を造成し、地域の農地の受け手の状況に応じて市町村段階で行われる取組を推進します。

- （1）特定農業法人等が耕作放棄地及び耕作放棄のおそれのある農地を引き受けて営農する場合に必要な農業機械のリース代金等の支援
- （2）農地の所有者からの申し出により、農地の借入等を行った市町村農地保有合理化法人等が貸付先の受け手が確保されるまでの一定期間農地の保全管理を行う場合の支援
- （3）農地の所有者から委任・代理や転貸目的での貸借等を受けて農地を集めて面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを実証的に行う場合の支援

農地確保・利用支援事業 8, 6 6 7（0）百万円
 補助率：定額
 実施主体：都道府県担い手育成総合支援協議会、
 （社）全国農地保有合理化協会

2. コーディネーターへの支援

面的にまとまった形で農地を配分する仕組みを実証的に行う際に必要となる経費について支援します。また、その取組を中心的に行うコーディネーターの活動費や研修費を支援します。

農地確保・利用推進体制支援事業 8 1 5（0）百万円
 補助率：1／2、6／10、10／10
 実施主体：都道府県、農業協同組合、市町村公社、
 地域担い手育成総合支援協議会

[担当課：経営局構造改善課（03－3591－1389（直））]

農地情報のデータベース化

【水土里情報利活用促進事業 10,699(9,699)百万円】

【農地情報共有化支援事業 1,140(868)百万円】

【農地情報提供支援事業 27(0)百万円】

対策のポイント

平成21年度中に農業振興地域の農用地区域を中心に農地情報図の基盤となる地図の整備を進め、順次、これに農地の所有や利用の状況等に関する情報を付加し、関係機関共通のデータベースの構築を支援します。

また、新規参入者等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について、全国どこからでもアクセスできる体制を整備します。

(農地情報のデータベース化)

農地に関する情報は、市町村、農業委員会、土地改良区等の関係機関がバラバラに保有している状況にあります。

このため、これらの関係機関が、個々に保有している情報を共通のデータベースとなる農地情報図として整備することで、例えば、面的集積の取組への活用、耕作放棄地解消対策の推進、農地法の許可事務、ブロックローテーション等作付体系の検討、基盤整備の賦課金徴収及び土地改良施設の維持・管理・更新などの業務を効率的に行えるようになります。

政策目標

H21年度までに農地情報図の基盤となる地図を整備

<内容>

1. 農地情報のデータベース化

(1) 地図整備の推進とデータベース運用体制の構築

地図の整備を推進するとともに、データベースの運用体制の構築を支援します。

水土里情報利活用促進事業 10,699(9,699)百万円

補助率：定額

事業実施主体：都道府県水土里情報利活用協議会等

(2) 農地に関する情報と地図との結合等を推進

所有者、耕作者、地番、面積、地目及び作付状況等の農地に関する情報と都道府県土連が整備する地図との結合等を推進します。

農地情報共有化支援事業	1, 140 (868) 百万円
	補助率：定額
事業実施主体：	地域担い手育成総合支援協議会
	地域水田農業推進協議会

2. 貸出農地情報等の提供

新規参入者等に必要な貸出農地の情報、賃借料等の情報について、個人情報の保護に留意し、全国どこからでもアクセスできる体制を整備します。

農地情報提供支援事業	27 (0) 百万円
	補助率：定額
事業実施主体：	民間団体

担当課：経営局構造改善課	03-6744-2148 (直))
農村振興局設計課	(03-3501-8359 (直))

不在村地主の特定・意向確認

【担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数】

対策のポイント

耕作放棄地解消の一環として、農地の有効利用に向けた取組に当たり障害となっている不在村地主等の実態の把握、農地所有者等の将来の経営意向の確認等を実施します。

<内容>

1. 不在村地主等の特定

農業委員会が中心となって、農地所有者の相続の発生等の状況等を把握し不在村地主等を特定するとともに、耕作放棄地対策や担い手への農地の利用集積の促進を支援します。

(1) 農地の利用実態の把握

- ① 農地の権利関係（相続の発生等）の状況や近隣農家等への聞き取り等による不在村地主の特定
- ② 農地所有者等の将来の農業経営（規模拡大）の意向把握
- ③ 農地の有効利用のための阻害要因の分析

(2) 不在村地主等把握のための支援

- ① 不在村地主に対する農地の利用状況及び今後の農地利用の意向確認
- ② ①の結果を踏まえた利用調整活動及び相続未登記の場合の登記の促進

2. 相続登記の促進

不在村地主等の発生の一つの要因である農地の相続未登記を解消し、農地の有効利用を図る観点から、都道府県担い手育成総合支援協議会に登記等の専門的知見を有する者を設置します。

担い手アクションサポート事業 3, 175 (2, 250) 百万円の内数 補助率：定額 事業実施主体：都道府県・地域担い手育成総合支援協議会
--

[担当課：経営局構造改善課 (03-6744-2152 (直))]

(3) 食料供給コストの縮減

【食料供給コスト縮減対策 32, 134(10, 214) 百万円】

対策のポイント

生産性や生産者の所得の向上を図るため、生産と流通の両面におけるコスト縮減に向けた取組を、実施状況の検証を行いつつ着実に推進します。

(分野ごとの取組)

- ・ 生産コスト縮減に向けて、低価格資材の供給、生産資材の流通の合理化、生産資材の効率利用及び革新的技術の導入等を推進します。
- ・ 流通コスト縮減に向けて、物流の効率化、卸売市場改革、多様なニーズに対応する流通体系の構築等を推進します。
- ・ 安価な資材・農機の提供、物流の合理化による配送コスト縮減等農協の経済事業改革を推進します。

政策目標

食料供給コストを「5年で2割縮減」

<内容>

1. 生産コスト縮減に向けた取組

- ① 農業機械コストの縮減に資する**農業機械のレンタルを展開**するため、レンタルサービスのガイドラインの整備や、高性能農業機械のレンタルサービス等の新たなビジネスモデルの確立・実証を実施します。

農業支援ニュービジネス創出推進事業
424(0) 百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

- ② コスト縮減に資する**農業機械の実用化に向けた研究開発**を推進します。

(独) 農業・食品産業技術総合研究機構運営費交付金の一部
1,940(1,814) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

- ③ 新技術等の導入と未活用労働力・資本の活用等により、**革新的な営農モデルの構築・普及**を推進します。

生産性限界打破事業 400(703) 百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

- ④ **集出荷貯蔵施設等の共同利用施設や作業用機械の整備**により、農業生産の省力化を図り、生産コストの削減等による産地の競争力強化を図ります。

【強い農業づくり交付金のうち産地競争力の強化に関する取組

29,150(24,914) 百万円の内数】

【未来志向型技術革新対策事業 3,835(4,793) 百万円の内数】

- ⑤ 漁船漁業改革推進集中プロジェクトの実施等により、一層の省エネと収益性重視の操業・生産体制への転換を促進し、**国際競争力があり、高騰した燃油価格の下でも操業できる漁業経営体への転換**を図ります。

〔漁船漁業構造改革総合対策事業 26,000(5,000)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

2. 流通コスト縮減に向けた取組

- ① 食品流通分野における**共同配送や受発注書類の統一化等を推進する上での問題点の調査・分析や解決方策の検討**を支援します。

〔効率的食品流通取引基盤確立推進事業 20(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

- ② 作業コストの削減や鮮度・品質の保持に効果がある「**通い容器**」の普及を促進するため、**回収・再利用等の管理システムの構築**を支援します。

〔新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業 182(215)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

- ③ 食品小売業における加工廃棄ロスの低減等、**経営コストを縮減させるための新たな取組の実証・普及**を行うとともに、産地や生産工程、調理方法等の商品情報について、対面販売を生かした消費者への提供能力を向上させる取組を支援します。

〔食品小売業コスト縮減・機能強化構造改善事業 70(70)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

- ④ **卸売市場の再編や市場機能の充実に資するための施設整備**、農業者と食品産業等の実需者が広域連携し農畜産物等を効率よく配送・販売するための**加工・流通拠点施設の整備**等を行います。

【強い農業づくり交付金のうち卸売市場施設整備対策

29,150(24,914)百万円の内数】

【広域連携アグリビジネスモデル支援事業のうち加工・流通拠点整備事業

658(762)百万円の内数】

- ⑤ 漁業者団体と小売業者等との間の**国産魚の直接取引**を支援します。

〔国産水産物安定供給推進事業 1,800(1,200)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

3. その他の取組

以上の取組のほか、改正卸売市場法による卸売手数料の弾力化(平成21年度～)や、農協の経済事業改革の推進等を実施します。

〔担当課：生産局技術普及課 (03-3501-0984(直))
総合食料局流通課 (03-3502-8236(直))
水産庁沿岸沖合課 (03-6744-2343(直))〕

（４）農業用水の安定的供給の確保

【農業用水安定供給確保対策 ２０２，８９１（１９３，０２４）百万円】

対策のポイント

既存ストックの有効利用を図り、農業水利施設の整備、更新等を適切に実施することにより、安定的な用排水供給機能を確保しながら、担い手への農地集積にも貢献し、食料供給力の強化を図ります。

（農業用水）

我が国の農業用水使用量は年間約550億 m^3 であり、水使用量全体の約2/3に相当します。

（既存ストックとは）

基幹的な農業用排水路の延長は約４万７千 km 、ダム・頭首工・用排水機場等は約７千箇所となっており、今後は膨大な農業水利施設を効率的に更新していくことが重要です。

政策目標

農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保

<内容>

１．担い手への農地集積と合わせた安定的な用水供給機能の確保

かんがい排水事業等による基幹的な農業水利施設の整備区域内において、末端の農業水利施設を一体的に整備し、併せて担い手への農地集積を促進します。

水利区域内農地集積促進整備事業（公共） ３００（０）百万円
補助率：１／２
事業実施主体：都道府県

２．最小限のコストによる農業水利施設機能の保全

農業水利施設の機能を効率的に保全するため、ストックマネジメントの推進を図り、機能診断に基づく保全対策を実施します。

【地域農業水利施設ストックマネジメント事業（公共） ２，０００（０）百万円】

【基幹水利施設ストックマネジメント事業（公共） ７，３００（６，５００）百万円】

３．農業水利施設の適切な整備・更新

かんがい排水事業により、基幹的な農業水利施設の整備・更新等を行います。

【国営かんがい排水事業（公共・特会） １９３，２９１（１８６，５２４）百万円】

[担当課：農村振興局水資源課 （０３－３５０２－６２４６（直））]

4. 農林水産分野における原油・肥料・飼料価格高騰対策

【原油・肥料・飼料価格高騰対策

140, 213(70, 072) 百万円の内数】

対策のポイント

原油価格の高騰に対応した省エネなどの構造転換対策や、効率的な施肥体系の導入、安定的な飼料供給の確保など、きめ細かな対策を一体的に講じ、農林漁業者の経営体質の強化を推進します。

(原油・肥料・飼料価格の推移と影響)

近年、原油価格は大幅に上昇しており、これにより農林漁業用A重油やガソリンなどの小売価格も上昇し、燃油を多く使用する漁業や施設園芸を中心に、農林漁業経営への深刻な影響が懸念されています。

また、原油価格の高騰や世界的な穀物価格の上昇などを背景に、肥料価格や飼料価格も大幅に上昇しており、これらを使用する農家への深刻な影響が懸念されています。

<内容>

1. 農業分野における対策

(1) 原油価格高騰に対応した省エネルギー技術・設備の導入促進

別紙1

原油価格の高騰に対応するため、省エネルギー型機械・設備、木質バイオマス利用加温設備等の導入に対する支援や、燃油消費量を低減する取組の実証に対して、燃料費の増加分に着目した支援を実施します。

【強い農業づくり交付金のうち原油高騰対策特別枠 2, 702(0) 百万円】

【省石油型施設園芸技術導入推進事業 1, 011(375) 百万円】

【肥料・燃油高騰対応緊急実証事業 1, 070(0) 百万円】

【施設園芸脱石油イノベーション推進事業 100(156) 百万円】

【地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業

57(57) 百万円】

【省エネ技術・機械等普及推進事業 168(0) 百万円】

(2) 肥料コストを抑えた施肥体系への転換促進

別紙2

土壌診断に基づく効率的施肥や局所施肥の導入等の肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換実証等への支援や、肥料の施用量等を低減する取組の実証に対して、肥料費の増加分に着目した支援を実施します。

【施肥体系緊急転換対策 1, 181(0) 百万円】

【肥料・燃油高騰対応緊急実証事業 1, 070(0) 百万円】

(3) 飼料価格の高騰に対応した飼料供給体制の強化

別紙3

配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度の異常補てん財源の積み増しや、国産粗飼料の増産や食品残さを飼料として利用する取組などの支援を行います。

【配合飼料価格安定対策事業 11, 000(6, 000) 百万円】

【国産粗飼料増産対策事業 2, 391(1, 822) 百万円】

【酪農飼料基盤拡大推進事業 7, 062(5, 446) 百万円】

【地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300(0) 百万円】

2. 林業分野における対策

別紙 4

原油価格の高騰に対応し、未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利用するためのチップ・ペレット等の生産・流通体制の整備、バイオマス発電施設、公共施設等のボイラー等の整備や、木材産業の体質強化等を図るための、加工・流通の合理化等に資する設備（木くず焚ボイラー等）の導入などを推進します。

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12,653(9,692)百万円の内数】

【木質資源利用ニュービジネス創出事業 573(573)百万円の内数】

【木材産業の構造改革を推進する事業 271(273)百万円の内数】

3. 漁業分野における対策

V(1)において詳述

(1) 燃油高騰緊急追加対策の拡充

国産水産物の安定供給のため、燃油対策を拡充・強化して、一段と高騰した燃油価格の下でも操業できる漁業形態への転換を図ります。

【水産業燃油高騰緊急対策事業 22,000(0)百万円】

【強い水産業づくり交付金 8,154(7,730)百万円の内数】

(2) 燃油価格の高騰等を踏まえた漁業経営体質の強化

経営改善の取組への支援や異業種の持つノウハウや低コスト技術を活用し、効率的かつ安定的な漁業経営体を育成します。

【漁業経営安定対策事業 5,101(5,206)百万円】

【漁業担い手確保・育成対策事業のうち先駆的ビジネス連携支援事業

320(270)百万円】

4. その他関連対策

(1) 原油・肥料・飼料価格高騰に対応するための技術の開発

省エネ型の農業機器や漁ろう機器等の開発、化学肥料の削減などによる省資源型農業技術の確立、国産粗飼料の多給による家畜飼養技術の開発を実施します。

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

10,379(5,200)百万円の内数】

【漁船等省エネルギー・安全推進事業 865(924)百万円】

【地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発 300(0)百万円】

【粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発 519(519)百万円】

(2) バイオマスの利活用の推進

化石燃料を代替するバイオ燃料や、食品残さを活用した飼料、家畜排せつ物由来のたい肥など、バイオマスの利活用を推進します。

【地域バイオマス利活用交付金 12,591(11,129)百万円】

【ソフトセルロース利活用技術確立事業 3,798(3,237)百万円】

(3) 農村地域への小水力発電施設の導入

農業水利施設を利用した小水力発電施設の新設等により、土地改良施設の維持管理費の節減や化石燃料由来エネルギーへの依存の低下を図ります。

地域用水環境整備事業のうち小水力発電施設整備等（公共）

1,000(0)百万円

補助率：1/2等

事業実施主体：地方公共団体、土地改良区

[担当課：大臣官房環境バイオマス政策課 (03-3502-8466(直))]

原油価格高騰に対応した省エネルギー技術・設備の導入促進

【5, 109(589) 百万円】

対策のポイント

省エネルギー型の機械・設備、先進的加温システム等の導入に対する支援や燃油消費量を低減する取組の実証に対して、燃料費等の増加分に着目した支援等を実施します。

<内容>

1. 省エネルギー型の機械・設備等の導入支援

(1) 施設園芸の省エネルギー化体制の整備及び省エネ型農業機械の導入

A 重油等の燃油消費量を低減する「省エネルギー化推進計画」を策定し、都道府県の認定を受けた農業者グループが行う以下の取組に対し、優先的に支援します。

① 施設園芸における燃油消費量の低減に資する設備の導入

強い農業づくり交付金のうち原油高騰対策特別枠
702(0) 百万円
補助率：定額(1/2以内)
事業実施主体：農業者団体、民間団体

② 燃料消費量の低減に資する農業機械の導入

強い農業づくり交付金のうち原油高騰対策特別枠
2,000(0) 百万円
補助率：定額(1/2以内、1/3以内)
事業実施主体：農業者団体、民間団体

(2) 先進的加温システムの導入及び格付け認定の支援

木質バイオマス利用加温設備及びヒートポンプ等の先進的加温システムのモデル導入を支援するとともに、省エネルギー資材・設備等の省エネ効果等の格付認定を支援します。

省石油型施設園芸技術導入推進事業
1,011(375) 百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農業者団体、民間団体

2. 省エネルギー技術等の実証支援

(1) 施設園芸における省エネ努力の推進

燃油の消費量を2割以上低減するモデル実証を行う農業者グループに対して、燃料費の増加分に着目した支援を実施します。

肥料・燃油高騰対応緊急実証事業 1,070(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(2) 石油消費量を低減する革新技術の導入

石油に頼らない施設園芸を実現するため、トリジェネレーションシステム等を利用した温室、集出荷施設等を導入するとともに、施設園芸用新省エネルギー技術の検証・普及を支援します。

施設園芸脱石油イノベーション推進事業 100 (156) 百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農業者団体、民間団体等

(3) バイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）利用の推進

地域で生産されたバイオディーゼル燃料（ＢＤＦ）を地域の農業機械に継続的かつ安定的に供給し、利用することを目指した地産地消型のＢＤＦ利用モデルを確立します。

地産地消型バイオディーゼル燃料
農業機械利用産地モデル確立事業 57 (57) 百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：農業者団体、民間団体等

3. 省エネルギー技術・機械等の開発・普及支援

(1) 省エネ新技術の開発促進

30%以上の省エネ効果、導入コストの早期回収が期待される省エネ新技術の開発を促進するため、公的試験研究機関と民間メーカーが共同で行う実証を支援します。

省エネ技術・機械等普及推進事業のうち
施設園芸省エネ新技術開発支援事業 105 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

(2) 省エネ型農業機械の普及支援

省エネ型の農業機械の普及を図るため、トラクター等の主要な農業機械について、型式ごとの省エネ性能の確認方法と農業者等への提示方法の確立等に向けた取組を支援します。

省エネ技術・機械等普及推進事業のうち
省エネルギー型農業機械等普及推進事業 63 (0) 百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体等

【参考：平成20年度における追加対策】

既存基金等を活用した燃油・肥料価格高騰緊急対策

燃油消費量を2割以上低減した農業者グループや、施肥低減を積極的に進めようとする農業者グループに対し、省エネ栽培に効果のある被覆資材の導入や、緊急的な土壌診断による施肥設計の見直しの取組を支援します。

【省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業】

(独)農畜産業振興機構及び(財)中央果実生産出荷安定基金協会

所要額 833百万円(既存基金活用)

未来志向型技術革新対策事業(ソフト事業) 590百万円の内数

農業生産地球温暖化総合対策事業 866百万円の内数

[担当課：生産局農業環境対策課 (03-3502-5951(直))]

肥料コストを抑えた施肥体系への転換促進

【2, 252（0）百万円】

対策のポイント

効率的施肥技術の導入等による肥料コストの低減に向けた取組を支援することにより、肥料コストを抑えた施肥体系への転換を促進します。

<内容>

1. 新たな施肥技術体系への転換の支援

土壌診断に基づく効率的施肥や局所施肥の導入、たい肥等の低利用資源の活用など、肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換実証や、必要な機械・施設の整備等を支援します。

施肥体系緊急転換対策 1, 181（0）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地域協議会、民間団体等

2. 施肥低減の実証支援

化学肥料の施用量等を2割以上低減するモデル実証を行う農業者グループに対して、肥料費の増加分に着目した支援を実施します。

肥料・燃油高騰対応緊急実証事業 1, 070（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

【参考：平成20年度における追加対策】

既存基金等を活用した燃油・肥料価格高騰緊急対策

燃油消費量を2割以上低減した農業者グループや、施肥低減を積極的に進めようとする農業者グループに対し、省エネ栽培に効果のある被覆資材の導入や、緊急的な土壌診断による施肥設計の見直しの取組を支援します。

【省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業】

(独)農畜産業振興機構及び(財)中央果実生産出荷安定基金協会

所要額 833百万円（既存基金活用）

未来志向型技術革新対策事業（ソフト事業） 590百万円の内数

農業生産地球温暖化総合対策事業 866百万円の内数

[担当課：生産局農業生産支援課（03－6744－2111（直））]

飼料価格の高騰に対応した飼料供給体制の強化

【20,754(13,268)百万円】

対策のポイント

配合飼料価格の大幅な変動に対応するための配合飼料価格安定制度の異常補てんの財源の積み増しや、国産粗飼料の増産や食品残さを飼料として利用する取組などの支援を行います。

<内容>

1. 配合飼料価格の安定対策

「異常補てん基金」を積み立てるとともに、「通常補てん基金」に財源不足が生じた際に必要な基金財源の借入に対する利子助成を行います。

配合飼料価格安定対策事業 11,000(6,000)百万円
(配合飼料メーカー積立分と合わせて220億円)
補助率：定額
事業実施主体：(社)配合飼料供給安定機構

2. 粗飼料増産の取組強化

(1) 粗飼料の広域流通拠点の整備

稲発酵粗飼料を家畜に給与する取組等を支援するとともに、これらの流通計画の策定や流通拠点の整備に必要な経費、当該流通拠点から畜産農家までの広域流通に要する経費等、粗飼料の広域流通体制の確立を支援します。

国産粗飼料増産対策事業 2,391(1,822)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体

(2) 酪農の飼料自給率向上の推進

飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を確立するため、飼料自給率の向上、環境保全に資する取組を実践する酪農家に対する支援を拡充し、飼料作物作付の拡大を加速化します。

酪農飼料基盤拡大推進事業 所要額7,062(5,446)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. エコフィードの生産拡大

TMRセンター等自らが自給飼料を原料とする混合飼料を生産する場合に必要な立ち上がり経費について支援します。

地域資源活用型エコフィード増産推進事業 300(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

【参考：平成20年度における対策】

畜産・酪農対策(2月)及び畜産・酪農追加緊急対策(6月)

本年2月、平成20年度畜産・酪農対策費として、緊急対策も含め1,871億円を確保。しかしながら、その後も配合飼料価格が更に上昇していることから、本年6月に追加緊急対策として、738億円を確保。

担当課：生産局畜産振興課 (03-3502-5993(直))
畜産企画課 (03-3502-0874(直))

林業分野における原油価格高騰対策

【13, 497(10, 538)百万円の内数】

対策のポイント

原油価格の高騰に対応し、化石燃料から未利用木質資源への燃料転換を図るための体制整備と、経営体質の強化を図るための施設の整備等を推進します。

<内容>

1. 化石燃料から未利用木質資源への燃料転換を図るための体制整備

未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利用するためのチップ・ペレット等の生産・流通体制の整備、バイオマス発電施設、公共施設等のボイラー等の整備を実施します。

森林・林業・木材産業づくり交付金 12, 653(9, 692)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体等

2. 木質資源利用促進のための技術支援

ボイラー等の利用機器の低コスト化や効率化等のために行う試作品の製作、試用(モニター調査等)・改良等に対し支援します。

木質資源利用ニュービジネス創出事業のうち
木質資源利用拡大技術高度化支援事業 573(573)百万円の内数
補助率：1/2
事業実施主体：民間団体

3. 経営体質の強化を図るための施設整備

① 木材産業の体質強化を図るため、加工・流通の合理化等に資する設備(木くず焚きボイラー等)の導入等に要する借入金に対して、利子助成を行います。

木材産業の構造改革を推進する事業のうち
木材産業体質強化促進事業 100(100)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

② 木材供給の高度化等に要する機械設備(木くず焚きボイラー等)をリースにより導入する場合のリース料の一部を助成します。

木材産業の構造改革を推進する事業のうち
木材供給高度化設備リース促進事業 171(173)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁木材産業課 (03-6744-2294(直))]

農林水産分野における原油・肥料・飼料価格高騰対策

【原油・肥料・飼料価格高騰対策 平成21年度概算要求額 1,402億円】

農林業や漁業における省エネなどの構造転換対策、効率的な施肥体系の導入、安定的な飼料供給の確保、未利用木質資源などバイオマス利活用の促進などの対策を一体的に講じ、農林漁業者の経営体質を強化。

農林業

○ 原油価格高騰に対応した省エネ設備等の導入促進

省エネルギー型機械・設備や木質バイオマス利用加温設備等の導入、燃油の消費量を2割以上低減するモデル実証に対する燃料費の増加分などを支援。



園芸用ヒートポンプ

【強い農業づくり交付金のうち原油高騰対策特別枠 27億円】
【省石油型施設園芸技術導入推進事業 10億円】
【肥料・燃油高騰対応緊急実証事業 11億円】 など

○ 飼料価格高騰に対応した飼料供給体制の強化

配合飼料価格安定制度における異常補てん財源の積み増しや、国産粗飼料供給体制の強化などを実施。



国産粗飼料流通拠点

【配合飼料価格安定対策事業 110億円】
【国産粗飼料増産対策事業 24億円】
【地域資源活用型エコフィード増産推進事業 3億円】 など

○ 肥料コストを抑えた施肥体系への転換促進

土壌診断に基づく効率的施肥等、肥料コストを低減する施肥体系への転換、施肥量を2割以上低減するモデル実証に対する肥料費の増加分などを支援。



局所施肥技術

【施肥体系緊急転換対策 12億円】
【肥料・燃油高騰対応緊急実証事業 11億円】

○ 未利用木質資源の利用と木材産業の体質強化

未利用木質資源をバイオマスエネルギーとして利用するための体制の整備や、木材産業の経営体質の強化を図るための施設整備などを推進。



木質ペレット・ボイラー

【森林・林業・木材産業づくり交付金 127億円の内数】
【木質資源利用ニュービジネス創出事業 6億円の内数】
【木材産業の構造改革を推進する事業 3億円の内数】

漁業

○ 燃油高騰緊急追加対策の拡充

国産水産物の安定供給のため、燃油対策を拡充・強化して、一段と高騰した燃油価格の下でも操業できる漁業形態への転換を推進。



発光ダイオード式集魚灯

【水産業燃油高騰緊急対策事業 220億円】
【強い水産業づくり交付金 82億円の内数】 など

○ 燃油価格の高騰等を踏まえた漁業経営体質の強化

経営改善の取組への支援や異業種の持つノウハウや低コスト技術を活用し、効率的かつ安定的な漁業経営体を育成。



【漁業経営安定対策事業 51億円】
【漁業担い手確保・育成対策事業のうち先駆的ビジネス連携支援事業 3億円】 など

技術の開発など

○ 原油等価格高騰に対応するための技術の開発

省エネ型の農業・漁業機器の開発、省資源型農業技術の確立、日本型家畜飼養技術の開発などを実施。



穀物遠赤外線乾燥機

【地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発 3億円】
【漁船等省エネルギー・安全推進事業 9億円】 など

○ バイオマスの利活用の推進

化石燃料を代替するバイオ燃料や、食品残さを活用した飼料、家畜排せつ物由来のたい肥など、バイオマスの利活用を推進。



バイオエタノール製造施設

【地域バイオマス利活用交付金 126億円】
【ソフトセルロース利活用技術確立事業 38億円】 など

○ 農村地域への小水力発電施設の導入

農業水利施設を利用した小水力発電施設の整備により、土地改良施設の維持管理費や、化石燃料由来エネルギーへの依存を低減。



小水力発電施設

【地域用水環境整備事業のうち小水力発電施設整備等(公共) 10億円】

平成20年度における追加対策

○ 省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業

燃油消費量を2割以上低減した農業者グループや、施肥低減を積極的に進めようとする農業者グループに対し、省エネ栽培に効果のある被覆資材の導入や、緊急的な土壌診断による施肥設計の見直しの取組を支援。

【(独)農畜産業振興機構及び(財)中央果実生産出荷安定基金協会 8億円】
【未来志向型技術革新対策事業(ソフト事業) 6億円の内数】
【農業生産地球温暖化総合対策事業 9億円の内数】

○ 畜産・酪農追加緊急対策

平成20年度畜産・酪農対策の決定(20年2月)後も配合飼料価格がさらに上昇していることから、6月に追加緊急対策を決定し、配合飼料価格安定制度の安定運用に必要な措置を講じるとともに、
・加工原料乳生産者補給金単価等の引き上げ
・畜種ごとの経営安定対策の充実・強化等を実施。

【畜産・酪農追加緊急対策 738億円】

○ 燃油高騰水産業緊急対策

燃油費増加分に着目した省燃油操業実証事業の導入、省エネ機器等の導入支援、省エネ操業の支援、休漁・減船等支援対策、国際減船対策、流通の多様化を通じた漁業者の手取りの確保を実施。

【省燃油操業実証事業 80億円】 【休漁・減船等支援 65億円】
【無利子融資 融資枠200億円】 【水産物の買取 買取額400億円】

5. 食の安全・消費者の信頼確保と食生活の充実を図る施策の展開

(1) 食の安全と消費者の信頼確保に向けた取組の充実

① 食品の安全確保

【食品安全確保対策 2, 838(2, 516) 百万円】

対策のポイント

食品に起因する健康への悪影響を未然に防止することに重点を置き、生産現場から食卓までを通じて食品の安全確保についての取組を進めます。

(背景)

- ・人口の増加などによる世界の食料需給のひっ迫が見込まれる中、バイオ燃料需要の拡大、異常気象などにより、穀物価格が高騰するなど世界の食料供給は不安定化しています。
- ・一方、冷凍食品による薬物中毒事案などを背景として、消費者の食品安全に対する不安が高まっています。

政策目標

国産農畜水産物の安全を確保するため
特定の有害物質等の摂取量が許容量を超えないように抑制

<内容>

1. フードチェーンにおけるリスク管理の推進を通じた安全な国産農畜水産物の供給

食品の安全を確保するためには「後始末より予防」の考え方に立って、生産段階から消費段階にわたるフードチェーンにおける安全を確保する取組を進めます。

- ① ノロウイルス等有害微生物やカドミウム等有害化学物質による農畜水産物の汚染低減のため、実施指針の策定等を通じた科学に基づくリスク低減対策の推進に必要な実態調査を実施するとともに、リスク低減技術の開発等を推進
- ② 先進的な生産工程管理を行うモデル地区を構築するとともに、農業生産工程管理手法（GAP）の点検項目、取組内容等に関するデータベースを作成し、地区の取組を支援
- ③ 国産畜産物の安全性向上を図るため、畜産経営におけるHACCP方式を推進し、生産から食卓までを通じて畜産物の有害微生物によるリスクを低減

- ④ 農薬使用に係る安全確保のため、農薬登録の際に必要な試験項目の急性的な健康影響等を考慮した見直しに係る調査・試験、作物残留性試験に係るG L P（試験の適正実施に係る基準）の導入に向けた研修の実施
- ⑤ 動物用医薬品の適正使用を図り、安全な畜産物の供給に資するため、動物用医薬品の使用基準の見直しに必要な調査・試験を拡充
- ⑥ 動物性加工残さ（ハム等加工残さ）及び未利用原料（アーモンドの薄皮等）の安全を確保するための調査を実施し、飼料原料の利活用を図る取組を推進

食品安全確保調査・試験事業	1, 134 (961) 百万円
（微生物リスク管理基礎調査事業	136 (114) 百万円
（有害化学物質リスク管理基礎調査事業	227 (227) 百万円
（生産資材安全確保調査・試験事業	771 (620) 百万円

【生産・流通・加工工程における体系的な危害要因の特性解明とリスク低減技術の開発
546 (549) 百万円】

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

10, 379 (5, 200) 百万円の内数】

【先進的総合生産工程管理体制構築事業 700 (808) 百万円】

【農場生産衛生向上体制整備促進事業 47 (39) 百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2, 362 (2, 345) 百万円の内数】

【流通飼料対策事業 56 (50) 百万円】

2. 国際基準等の策定への積極的な対応

- ① 食品安全、動植物検疫に関する国際基準を導入するための途上国への総合的な能力の底上げを実施する「規格及び通商開発機構」に拠出することにより、食糧問題の解決への貢献を果たすとともに、輸入食料の安全性の確保を図ります。
- ② コーデックス等の国際基準に我が国の実情を的確に反映させるため、関係国との意見交換等を引き続き実施します。

【国際基準導入による途上国の食糧増産・貿易推進支援事業 29 (0) 百万円】

【SPS関連調査・推進活動費 25 (24) 百万円】

担当課：消費・安全局消費・安全政策課	(03-3502-5722 (直))
国際基準課	(03-3502-8732 (直))
農産安全管理課	(03-3501-3767 (直))
畜水産安全管理課	(03-3502-8206 (直))
動物衛生課	(03-3502-8292 (直))
生産局技術普及課	(03-6744-2110 (直))
農林水産技術会議事務局研究推進課	(03-3502-5530 (直))
研究開発官 (食の安全、基礎・基盤)	(03-3502-7430 (直))

フードチェーンにおける国産農畜水産物等の安全確保に向けた取組

農畜水産物生産

GAP(農業生産工程管理手法)の導入：先進的な生産工程管理モデルの構築、点検項目や手法のデータベース構築によるGAP導入の加速化
【先進的総合生産工程管理体制構築事業】

農場HACCPの導入：畜産経営において、効果的な飼養衛生管理を行うHACCP方式を推進し、生産から食卓までを通じて畜産物の有害微生物によるリスクを低減
【農場生産衛生向上体制整備促進事業】

農薬の適正な使用・管理：農薬登録の際に必要な試験項目の急性的な健康影響等を考慮した見直しに係る調査・試験の実施等
【生産資材安全確保調査・試験事業】

動物用医薬品の適正な使用：動物用医薬品の適正使用を図るため、動物用医薬品の使用基準の見直しに必要な調査・試験を拡充
【生産資材安全確保調査・試験事業】

飼料の効率的な使用：動物性加工残さ(ハム等加工残さ)及び未利用原料(アーモンドの薄皮等)の安全を確保するための調査を実施し、飼料原料の利活用を図る取組を推進
【流通飼料対策事業】

製造・加工・流通

HACCP (危害分析重要管理点方式) の導入：

食品のすべての製造工程で、あらかじめ危害を予測し、危害防止につながるポイントで継続的に監視・是正することにより、問題のある製品の出荷を未然に防止

消費者

安全な国産農畜水産物等の供給

標準手順書に基づくリスク管理の推進：科学に基づいたリスク低減対策等の推進に必要な実態調査の実施等により、有害微生物や有害化学物質による健康への悪影響を抑制
【微生物リスク管理基礎調査事業】【有害化学物質リスク管理基礎調査事業】

有害微生物(例：サルモネラ)
「鶏卵のサルモネラ総合対策指針」の策定及び導入の推進

カビ毒(例：デオキシニバレノール、ニバレノール)
汚染を低減するため「麦類のデオキシニバレノール・ニバレノール汚染低減のための指針」を策定中

調理・加工で生成する有害化学物質(例：アクリルアミド)
アクリルアミドが生成しにくい調理・加工法やアクリルアミドの摂取量が少なくなるような食生活について、ホームページで情報を提供

② 消費者の信頼確保

【食品に対する国民の信頼確保 1, 490(1, 311) 百万円】

対策のポイント

- ① 食品表示について監視・指導を徹底するとともに、食の安全に関する情報・相談活動を強化します。
- ② 食品の安全や消費者の信頼確保に向けた意欲的な事業者の取組を促すため、民間の主体がこれら事業者の取組を適正に評価・奨励する枠組みの改善と普及を進めます。
- ③ 食品事業者のコンプライアンス（法令の遵守及び企業倫理の保持等）の徹底、HACCP手法の導入の促進、より効果的なトレーサビリティの確立・普及を図ります。

（背景）

- ・消費者の食品、食品事業者に対する信頼を揺るがす食品の表示偽装や薬物中毒事案の続発を契機に「生活者や消費者が主役となる社会」の構築が政府の課題となっています。
- ・消費者ニーズが多様化する中、食に対する消費者の信頼向上を図るためには、食品事業者の意欲的な取組が適正に評価・奨励され、活性化するように、環境を整えることが必要です。
- ・生産された食品がどのようなルートを通してどこへ販売されたかを把握し、食中毒等の発生時に食品回収や原因究明を迅速に行える仕組みが必要です。

政策目標

- 監視指導及び食の安全に関する情報・相談活動の充実・強化により、消費者の信頼を確保
- 食品事業者等の主体的取組を促すことで、食に対する信頼を向上

<内容>

1. 食品表示の監視指導・啓発の推進

国民の協力により食品表示の監視を充実させるため、広く食品表示についての情報提供を受ける「食品表示110番」の処理を迅速化するためのシステムを整備するとともに、食品表示ウォッチャーによる表示チェックと農林水産省の監視指導との連携を強化します。

また、食品事業者に対する指導を充実するため、適正な食品表示の方法等を食品事業者が学ぶための講座を開催します。

食品表示適正化総合対策事業 306(305) 百万円
事業実施主体：民間団体等

2. 食の安全に関する情報・相談活動の充実・強化

- ① 食の安全に関する施策を幅広く周知し、消費者等の意見を適切に反映させるため、リスクコミュニケーション等の充実・強化を図ります。

- ② 消費者から寄せられる幅広い相談や問い合わせに迅速に対応するための消費者相談システムの機能強化等を図ります。

【消費者情報対策事務費 42(27)百万円】

【消費者行政推進事務費 26(19)百万円】

3. 食品事業者による食品の安全や消費者の信頼確保に向けた積極的な取組の促進

食品の安全や消費者の信頼確保に向けた食品事業者の意欲的な取組について、民間の主体が適正に評価・奨励するための枠組みを、具体的な活用を通じた検証により改善し、普及します。

〔食への信頼向上活動促進事業 163(151)百万円
事業実施主体：民間団体等〕

4. 行動規範の策定等コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底に向け、食品業界における企業行動規範や品質・衛生管理マニュアル、事故対応マニュアルの策定等を支援します。

〔食品企業信頼確保対策推進事業 169(169)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

5. HACCP手法の導入の促進

- ① 中小食品製造業におけるHACCP手法の普及・定着に必要な人材を育成するための研修やHACCPの認知度向上のための消費者団体と連携した普及啓発等を推進します。

- ② 漁船、市場、加工場など水産物流通の全段階を通じたHACCP手法の導入に取り組む地域を支援します。また、欧米等への輸出を目指す水産加工場等へのHACCP手法の導入を支援します。

【食品産業HACCP等普及促進事業 200(150)百万円】

【水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業 109(0)百万円】

6. トレーサビリティの推進

入荷ロットと出荷ロットの関係が分かるよう、出荷ロット毎の原料の入荷先の記録や、入荷ロットを小さく区分した場合における区分ごとの出荷伝票の保存など、きちんと詳細な情報を残すことによって、より迅速に問題となる食品の絞り込みができる効果的なトレーサビリティのモデルを実証します。

〔トレーサビリティロット管理方式実証事業 25(0)百万円
補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体等〕

〔担当課：消費・安全局表示・規格課 (03-3502-5724(直))
消費・安全政策課 (03-3502-5716(直))
消費者情報官 (03-3502-8504(直))
総合食料局食品産業企画課 (03-3502-5743(直))
食品産業振興課 (03-6744-2249(直))
水産庁加工流通課 (03-3502-4190(直))〕

③ 動植物の防疫対策の推進

【動植物の防疫の強化 7, 571(7, 458) 百万円】

対策のポイント

家畜の伝染病や作物に有害な病害虫などの海外から我が国への侵入防止と国内での発生・まん延防止の徹底を図り、食料の安定供給を確保します。

(背景)

- ・韓国を含むアジア地域を中心とした高病原性鳥インフルエンザの発生増加、人や物流の増加により、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病や植物に有害な病害虫の侵入リスクが高まっています。
- ・家畜の伝染性疾病や作物病害虫の侵入防止と国内における発生・まん延防止措置の強化により、国産農畜水産物の安定的な供給を図る必要があります。

政策目標

- 国内における家畜伝染病・養殖水産物の特定疾病の発生予防・まん延防止及び海外伝染病の侵入防止
- 我が国に未発生又は一部にのみ存在する病害虫の侵入・まん延の防止と環境に配慮した病害虫管理体制の構築

<内容>

1. アジアにおける高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の推進

鳥インフルエンザが国境を越え拡散している現状を踏まえ、家きん段階で早期に撲滅し、新型インフルエンザの発生防止にも資するよう、アジア各国の防疫対策を推進します。

また、我が国の高度な家畜衛生管理技術を活用した国際貢献として、口蹄疫、豚コレラ等の防疫体制の強化を図るため、OIEに認定された我が国の研究機関が中心となって、アジア地域における途上国のナショナルラボラトリーの診断能力を向上するための取組を支援します。

【アジアにおける鳥インフルエンザ防疫体制強化プログラム 68(71) 百万円】

【重要動物伝染病国際貢献事業 20(0) 百万円】

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止

動物検疫所において、動物及び畜産物の輸入検査を実施し、海外からの家畜の伝染性疾病の侵入を防止します。また、我が国への鳥インフルエンザの侵入防止に万全を期するため、発生地域からの家きん及び家きん肉等の輸入停止措置のほか、靴底及び車輻消毒の充実を図るなど水際での一層の検査体制の強化を図ります。

【動物検疫所の検疫事業費 911(838) 百万円の内数】

3. 家畜の生産段階における疾病の清浄化等

地域におけるヨーネ病及びオーエスキ病の清浄化へ向けたワクチン接種等の取組や死亡牛検査を引き続き推進します。また、畜産経営におけるHACCP方式を推進し、生産から食卓まで一貫した畜産物の有害微生物によるリスクの低減を図ります。

【家畜衛生対策事業 2,919(2,910) 百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,362(2,345) 百万円の内数】

4. 人畜共通感染症等に対する危機管理の強化

我が国への侵入が懸念される高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病について、新たな診断手法の実用化や、疾病の発生状況の分析、各疾病の特性に応じた防疫対応のシミュレーションを踏まえたリスク管理措置の検討等を行います。また、鳥インフルエンザやBSE等の人畜共通感染症について、検査の迅速化技術の開発等対策技術の高度化及び国内発生時の緊急的な病性鑑定技術等制圧技術の開発を行います。

【家畜伝染病危機管理体制整備事務費 64(0)百万円】

【鳥インフルエンザ、BSE等の高精度かつ効率的なリスク管理技術の開発

697(700)百万円】

5. 家畜伝染病予防法に基づく家畜防疫の着実な実施

- ① 家畜伝染病予防法に基づき、都道府県が行う検査に必要な費用の負担、殺処分された家畜に対する手当金の支払い等を行います。
- ② 防疫作業用の機器の配備により、迅速かつ効率的な家畜防疫を推進します。

【家畜伝染病予防費 3,590(3,590)百万円】

【家畜伝染病まん延防止体制強化整備事務費 73(36)百万円】

6. 水産動物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止

魚介類における伝染病の発生予防及びまん延防止のため、水産用医薬品の開発促進等を行います。なお、平成21年度からは、我が国未侵入病原体による我が国水産動物に対する危険性の評価に必要な感染試験等を実施します。

（水産防疫技術対策事業 52(44)百万円）
事業実施主体：民間団体等

7. 植物検疫体制の強化

- ① 作物に有害な病害虫の海外からの侵入を防止するため、植物防疫所で検査を行うとともに、国内において重要病害虫の防除を推進します。なお最新の科学的知見に基づいて、病害虫の危険度を解析(PRA)し、我が国の農業に有害な病害虫を確実に検疫するための取組を強化します。
- ② 輸出促進に資するため、集荷地における農産物の輸出検査の実施に引き続き取り組むとともに、輸出産地に対する相手国の病害虫の検疫措置に関する説明会等を通じた植物検疫面からの助言、指導を強化します。

【植物防疫所の検疫事業費 1,514(1,404)百万円の内数】

8. 環境に配慮した病害虫管理体制の構築

病害虫が発生しにくい環境づくりや、物理的防除、天敵などを最適に組み合わせた総合的病害虫・雑草管理(IPM)を引き続き推進します。

【IPM技術評価基準策定・情報提供事業 88(107)百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2,362(2,345)百万円の内数】

【植物防疫対策事務費 64(49)百万円の内数】

担当課：消費・安全局動物衛生課	(03-3502-5994(直))
畜水産安全管理課	(03-3502-8206(直))
植物防疫課	(03-3502-5976(直))
農林水産技術会議事務局研究開発官	(食の安全、基礎・基盤)
	(03-3502-7430(直))

④ 食育の推進

【食育の推進 2, 760 (2, 840) 百万円】

対策のポイント

- ① 生産・流通・消費の各段階において、「食事バランスガイド」の活用を通じ、米を中心とした「日本型食生活」の普及・啓発の取組を促進します。
- ② 教育ファームの取組を推進し、自然の恩恵の上に我々の食生活が成り立っていることについての国民の理解を深めます。

(背景)

- ・栄養バランスの偏り、不規則な食事、生活習慣病の増加など食生活が乱れています。
- ・子供の栄養改善の場から食材の生産や加工・流通、食文化、望ましい食習慣などを学ぶ場へと学校給食の位置づけが変化しています。
- ・消費と生産現場との距離が拡大する中で、学校等の教育の場や家庭などにおいて、食生活が自然の恩恵や農林漁業者を始め多くの方々の努力によって支えられていることを子供、若者等に具体的なかたちで伝えることが重要です。
- ・「食」を大きく海外に依存し、安定的な食料供給への不安要因が拡大している現状から、地産地消や「日本型食生活」の普及、消費者と生産者の信頼関係の構築等の取組が重要です。

政策目標

- 「食事バランスガイド」を参考に食生活を送っている人の割合：
30% (22年度)
- 市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合：60% (22年度)

<内容>

1. 「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発

食育に熱心に取り組む食育先進地において、児童・生徒等を対象とした、食生活の改善や地域の食文化の理解の促進等を図るため、関係者の連携の下、「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の効率的・効果的な普及・啓発を行う取組を支援します。

また、米などの食料自給率向上に資する重要な戦略品目の摂取改善に向けた取組を推進します。

2. 「教育ファーム」の推進

点的な取組に止まっている教育ファームが、全国で幅広く継続的に展開されるようにするため、各市町村の関係者に対し、優良事例の紹介や関係者間の調整を円滑に進めるための濃密な助言等を行うとともに、教育ファームの実施主体に対する研修の実施や運営マニュアルの作成及び参加者の理解を助けるための教材の作成などを引き続き行います。

【にっぽん食育推進事業 2, 688 (2, 776) 百万円】

【食の安全・安心確保交付金 2, 362 (2, 345) 百万円の内数】

[担当課：消費・安全局消費者情報官 (03-5512-2292 (直))]

(2) 食と農のつながりの深化に向けた取組

【食と農のつながりの深化 3,786(3,019)百万円】

対策のポイント

学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援します。

(地産地消の現状)

- ・ 全国の直売所は約1万3千ヵ所、うち農協や市町村が常設しているものは約3,000ヵ所
- ・ 農協や市町村等が運営する直売所1ヵ所当たりの地場農産物の年間販売額は約6,000万円
- ・ 農協等が設置した農産加工場は1,686ヵ所、地場農産物は総仕入額の約8割
- ・ 約8割の小中学校で学校給食に地場農産物を使用しており、7割が地場農産物の利用を増やす意向

政策目標

学校給食における地場農産物の使用割合
平成22年度までに30%以上

<内容>

1. 地産地消の推進

(1) 地産地消のモデル的な取組に対する支援

- ① 地域全体で地産地消に取り組む従来の「地産地消モデルタウン」に加え、学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産物を販売するインショップの取組など、モデル的な取組を支援します。
- ② 農産物直売所を中心として、高齢者や小規模農家など多様な主体が活躍できる少量多品目の生産・流通体制を確立するため、新規作物の導入、リース方式でのハウス導入、高齢者でも対応できる集出荷システムの構築などを支援します。

地産地消モデルタウン事業 450(321)百万円
補助率：1/2以内
事業実施主体：民間団体等

(2) 地産地消の活動に必要な施設の整備に対する支援

強い農業づくり交付金の中に「特別枠」を設け、地産地消の活動に必要な直売所や加工処理施設などの整備を進め、各地の優れた取組を支援します。

強い農業づくり交付金（地産地消特別枠） 500(500)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、民間団体

(3) 地産地消の推進活動に対する支援

地産地消のコーディネーターの育成に加え、量販店ＯＢなどのアドバイザーの活用により、地産地消の中核施設である**直売所の経営改善・高度化**を図ります。

地産地消推進活動支援事業	24 (13) 百万円
補助率：定額	
事業実施主体：民間団体	

2. 国産食料品等の消費拡大

国産食料品等の購入にポイントを付与するモデル的な取組を実証・普及し、国産農産食料品等の消費を拡大するとともに、ポイントの収集・還元等を通じて、消費者の食料・農業への理解促進や地域の活性化など様々な相乗効果を狙い、**多角的に食料自給率の向上**を図ります。

国産食料品等ポイント活動モデル実証事業	300 (0) 百万円
事業実施主体：民間団体等	

3. 農林漁業に関する体験活動の促進

小学生の農山漁村での長期宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の取組等を通じて、食や農林水産業に関する様々な体験活動を推進します。これにより国民の食や農林水産業に関する理解と関心の増進を図ります。

【子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業 800 (0) 百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

37,950 (30,546) 百万円の内数】

【漁村地域力向上事業 105 (103) 百万円】

【森林・林業体験交流促進対策（特会） 82 (0) 百万円】

4. 「教育ファーム」の推進

農作業等の体験を通じ、食生活が自然の恩恵や農林漁業者をはじめ多くの方々の努力に支えられていることへの理解を深めるため、「教育ファーム」を推進します。

【につぼん食育推進事業 2,688 (2,776) 百万円の内数】

【食の安全・安心確保交付金 2,362 (2,345) 百万円の内数】

担当課：生産局技術普及課	(03-6744-2110 (直))
大臣官房食料安全保障課	(03-6744-2395 (直))
農村振興局都市農村交流課	(03-3502-0030 (直))
消費・安全局消費者情報官	(03-5512-2292 (直))
水産庁防災漁村課	(03-6744-2392 (直))
林野庁業務課	(03-3503-2038 (直))

6. 先端技術や知的財産を活用した農林水産業の潜在的な力の発揮

(1) イノベーションを先導する技術開発の加速化

【技術イノベーション対策 6, 309 (5, 368) 百万円】

対策のポイント

省エネ化・省資源化、米粉利用の加速化、国際的な食料問題の解決に向けた研究開発を強化します。

(農林水産研究開発をめぐる情勢)

- ・原油・肥料等の資源価格の高騰：原油価格は過去5年で約4倍、肥料原料価格は過去5年で約2～3倍に
- ・国際的な農産物価格の高騰：2005年1月に比べて、小麦、トウモロコシ、大豆の価格は2倍以上に

(省エネ化を図る技術)

- ・LED（発光ダイオード）等を用いた光の利用技術：LEDは従来の光源（白熱灯や蛍光灯）に比べて長寿命で、少ないエネルギーで発光するという長所を持ち、様々な分野で注目されています。農林水産分野においても、LED等を活用した新たな技術が期待されています。

(米粉利用の加速化)

- ・米粉利用に適する多収品種：米粉利用の加速化のためには、実需者評価を踏まえた多収品種の選定が必要です。これまでに、パン用にはアミロース含量が中程度の「タカナリ」が適する等の評価が得られていますが、たんぱく質等も含めて用途ごとに今後更なる評価が必要とされています。

政策目標

- 施設園芸、漁業の省エネ化・コスト低減技術を5年間で開発
- リン投入量を2割削減する生産技術を5年間で開発
- 米粉の用途ごとに加工適性の優れた多収品種の選定を2年間で実施

<内容>

1. 省エネ化・省資源化を図る研究開発

(1) 光を用いた新しい技術の農林水産業への活用

LED等を用いた光利用技術の高度化を図ることにより、省エネ・コスト低減、園芸作物等の品質の安定化、従来技術で防除困難な害虫の防除等に資する光利用技術の開発を行います。

（生物の光応答メカニズムの解明と高度利用技術の開発 500（0）百万円
事業実施主体：民間団体等）

(2) 省資源型農業の技術体系の確立

有機資源の循環利用技術、効率的な施肥方法による養分利用効率の高い栽培技術の開発、土壌蓄積養分の有効利用技術体系の確立により、価格が高騰しているリン等の化学肥料の投入を削減し、有機農業の推進にも資する省資源型農業の生産技術体系を確立します。

地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発
300(0)百万円
事業実施主体：民間団体等

2. 米粉利用を加速化する研究開発

米粉利用を加速化するため、加工適性に優れた多収品種の選定、米粉パンの品質劣化防止技術の開発等基盤技術の開発を行います。

低コストで質の良い加工・業務用農産物の安定供給技術の開発
(米粉利用を加速化する基盤技術の開発)
134(14)百万円
事業実施主体：民間団体等

3. 国際的な食料問題の解決に向けた研究開発

(1) 乾燥・塩害耐性作物の開発

これまでのイネゲノム研究の成果を活用して、乾燥・塩害等への耐性を付与したイネ・コムギの開発を行います。

新農業展開ゲノムプロジェクト
(DREB遺伝子等を活用した環境ストレスに強い作物の開発)
176(176)百万円
事業実施主体：民間団体等

(2) 国際共同研究を支える人材の育成

優秀な若手研究者を対象として、国際農業研究機関での研究機会を提供し、国際共同研究をより効率的・効果的に実施するための人材を育成します。

国際共同研究人材育成推進・支援事業 40(0)百万円
事業実施主体：民間団体等

担当課：農林水産技術会議事務局

研究開発官(食の安全、基礎・基盤)

(03-3502-7435(直))

研究開発官(食料戦略)

(03-3502-2549(直))

国際研究課 (03-3502-7466(直))

イノベーションを先導する技術開発の加速化

農林水産研究開発 を取り巻く情勢

食料

○国際的な農産物価格の高騰

2005年1月に比べて、小麦、トウモロコシ、大豆の価格は2倍以上に

○食料自給率の低迷

40%(平成19年度)

資源

○原油価格の高騰

過去5年で約4倍に

○肥料原料価格の高騰

輸入価格は過去5年で約2～3倍に

1. 省エネ化・省資源化を図る研究開発

(1) 光を用いた新しい技術の農林水産業への活用

施設園芸、漁業の省エネ化・コスト低減等に資するLED(発光ダイオード)等を用いた光の高度利用技術を開発

(2) 省資源型農業の技術体系の確立

リン等の化学肥料の投入を減らす技術開発、有機農業の推進に資する省資源型農業の技術体系の確立を実施

2. 米粉利用を加速化する研究開発

米粉のパン、麺等への利用を拡大するため、加工適性に優れた多収品種の選定、米粉パンの品質劣化防止技術等の基盤的技術開発を実施

3. 国際的な食料問題の解決に向けた研究開発

(1) 乾燥・塩害耐性作物の開発

これまでのイネゲノム研究の成果を活用して、乾燥・塩害等への耐性を付与したイネ・コムギの開発を推進

(2) 国際共同研究を支える人材の育成

若手研究者を国際農業研究機関へ派遣するなど国際共同研究を支える人材の育成を推進

（２）知的財産の戦略的な創造・保護・活用

【知的財産対策関係 1, 470（1, 562）百万円】

対策のポイント

先端的な研究開発の成果、植物新品種や家畜遺伝資源、地域ブランド、農林水産業の現場の技術・ノウハウなどの知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを早急に進めます。

農林水産業の産業としての潜在能力を発揮させるためには、先端的な技術や植物新品種に加え、農林水産業の現場の技術・ノウハウ、地域ブランド、食文化等の知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用することが重要です。これにより、農林水産業・食品産業の競争力強化と地域活性化を目指します。

（農林水産分野の知的財産とは）

- 農林水産分野の研究成果（農業技術等）
- 植物品種、動物品種、遺伝資源
- 農林水産業の現場で使われている技術・ノウハウ
- ブランド（地域ブランド、日本ブランド、企業ブランド等）
- 食文化、伝統文化
- 人々の手によってつくられた農山漁村景観

保護の一手段
（知的財産権制度）

- 育成者権
- 特許権
- 実用新案権
- 意匠権
- 商標権

政策目標

- 研究技術開発成果や農林水産業の現場における技術・ノウハウ、植物品種等の知的財産を農林水産業の競争力強化のために有効に活用する体制を整備
- 農林水産物・食品の地域ブランド化の取組を促進
- 植物新品種の育成者権保護や地域ブランドの保護を国内外において強化

<内容>

1. 農林水産分野の知的財産の活用促進

（１）農林水産知的財産の創造・発掘・活用の促進

農林水産知的財産ネットワークの構築により、大学、独立行政法人研究機関、公立試験研究機関等の間で情報を共有し、保有する特許、育成者権等の民間企業等による活用を促進します。また、中小零細経営体による知的財産の活用・管理の委託手法を検討し、農林水産現場の新しい技術やノウハウの活用方法を提案します。

農林水産知的財産戦略総合推進事業	80 (57) 百万円
うち農林水産知的財産発掘・活用促進事業	58 (57) 百万円
【現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業	75 (80) 百万円】

（２）研究成果の活用

研究成果の実用化に向け、新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における**革新的な新製品の事業化**を推進します。

また、普及組織が中心となって関係機関が普及・実用化のための実証を行う取組、TLO（技術移転機関）による産業界への技術移転を引き続き支援します。

【新需要創造対策 500 (630) 百万円】

【産学官連携経営革新技術普及強化促進事業 195 (197) 百万円の内数】

【農林水産技術移転促進事業 63 (63) 百万円】

2. 地域ブランド・日本ブランドの戦略的推進

農林水産物・地域食品を対象として、地域が真に力のある「**地域ブランド**」を確立できるよう、生産・品質管理、名称管理、マーケティング力向上等の一貫した取組に対しアドバイスする**プロデューサーや専門家の招へい、機器や施設の整備等**を支援します。

近年問題となっている、海外における模倣品等の発生状況の調査や我が国の地名を利用した商標等の出願状況の監視等の取組に対し支援を行い、我が国農林水産物の知的財産面での取組を強化し、日本ブランドの海外展開を促進します。

また、海外日本食優良店の調査、現地における優良店の基準の策定・普及、現地組織による情報収集等を支援することにより、海外における日本食の信頼性を高め、日本食ファンを世界に拡げます。

【農林水産物・食品地域ブランド化支援事業 88 (108) 百万円】

農林水産知的財産戦略総合推進事業	80 (57) 百万円
うち農林水産物等知的財産保護強化事業	22 (0) 百万円

【強い農業づくり交付金 29,150 (24,914) 百万円の内数】

【水産物産地販売力強化事業 1,052 (0) 百万円の内数】

【食料産業クラスター展開事業 874 (609) 百万円の内数】

【海外日本食優良店調査・支援事業 172 (182) 百万円】

【農林水産物等輸出促進支援事業のうち海外日本食優良店普及促進事業 45 (45) 百万円】

3. 我が国の植物新品種、ブランド名称等の保護の強化

（１）東アジア植物品種保護フォーラムの活用

我が国の植物新品種を海外においても適確に保護するため、東アジア地域において、制度の共通の基盤作りを目指し、各国が共同で調和のとれた制度の整備・充実を進めるため設置された「**東アジア植物品種保護フォーラム**」を活用し、技術協力、

人材育成等を推進します。

【東アジア植物品種保護フォーラム推進事業 125 (127) 百万円】

【アジア地域植物新品種保護制度整備推進事業 22 (22) 百万円】

(2) DNAによる品種識別の促進

我が国のオリジナル品種保護のためのDNA品種識別技術の開発、登録品種の標本・DNAの保存等を行います。

【登録品種の標本・DNA保存等事業 24 (24) 百万円】

【農林水産物等輸出促進支援事業のうち品種保護に向けた環境整備 58 (58) 百万円】

(3) 家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化

海外の追随を許さない優れた和牛の生産体制を構築するため、和牛精液ストロー等の流通管理を強化するための精液の生産、使用状況を集約する全国システムを構築します。また、遺伝子情報に基づいた速度と多様性に優れる和牛の改良技術（遺伝子育種）の早期実用化を図るため、和牛遺伝子解析等研究開発の促進のための取組を支援します。

【和牛精液等流通管理体制構築推進事業 140 (82) 百万円】

【畜産新技術実用化対策推進事業 532 (532) 百万円の内数】

(4) 海外の商標権等に関する情報収集・提供体制の充実

近年問題となっている海外における我が国の地名を利用した商標等の登録問題に対応し、その出願状況の監視等の取組に対し支援を行い、利害関係者による適時かつ効果的な対応を後押しします。

また、我が国食品産業の東アジア地域への投資を促進するため、情報収集・提供体制を充実します。

〔 農林水産知的財産戦略総合推進事業 80 (57) 百万円
うち農林水産物等知的財産保護強化事業 22 (0) 百万円 〕

【東アジア食品産業海外展開支援事業 249 (249) 百万円の内数】

4. 人材育成・普及

普及指導員及び地方公共団体職員や農協の営農指導員等の指導的立場にある者等に対し、知的財産に関する研修を実施し、農林水産現場の指導的人材を育成します。

〔 農林水産分野知的財産人材育成総合事業 27 (27) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等 〕

[担当課：生産局知的財産課 (03-3502-5966 (直))]

知的財産の戦略的な創造・保護・活用

～農林水産分野の知的財産を適切に保護し、積極的に創造・活用する体制づくりを推進～

農林水産分野の知的財産の活用促進

○ 知財の創造・発掘・活用の促進

- ・ 農林水産知的財産ネットワークの構築により、特許、育成者権等の民間企業等による活用を促進。
- ・ 中小零細経営体による知的財産の活用・管理の委託手法を検討。

○ 研究成果の活用

- ・ 新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における革新的な新製品の事業化を推進。
- ・ TLO(技術移転機関)による産業界への技術移転を支援。

地域ブランド・日本ブランドの戦略的推進

- 真に力のある「地域ブランド」を確立するための生産・品質管理、マーケティング力向上等を行うプロデューサーの招へいを支援。

たっこにんにく(青森県田子町)



ごっくん馬路村(ゆずジュース)
(高知県馬路村)

- 海外日本食優良店の調査、現地組織による情報収集等を支援。

我が国の植物新品種、ブランド名称等の保護の強化

○ 植物新品種の保護強化

- ・ 20年7月に設置した「東アジア植物品種保護フォーラム」を活用し、技術協力、人材育成等を推進。
- ・ DNA品種識別技術の開発、登録品種の標本・DNAの保存等。

○ 家畜遺伝資源の保護・活用体制の強化

○ 海外商標問題等への対応

- ・ 海外における模倣品等の発生状況の調査、商標等の出願状況の監視
- ・ 食品産業の東アジア地域への投資促進のための情報収集・提供体制の充実

人材育成・知識の普及

- 普及指導員や地方公共団体職員、農協の営農指導員等への研修による指導的人材育成とそれによる農林水産業者等への知的財産の知識の普及

知識集約型産業への転換／農林水産業・食品産業の競争力強化と農山漁村の活性化

Ⅱ 農山漁村の活性化

（１）都市との共生・対流を通じた農山漁村活性化対策の展開

【農山漁村活性化対策 １６８，４５０（１５５，５６２）百万円】

対策のポイント

地域活性化の推進役となる人材育成への支援、祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援のほか、「子ども農山漁村交流プロジェクト」など都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化を図り、農山漁村の活性化を一層推進します。

また、都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興を推進します。

（子ども農山漁村交流プロジェクトとは）

総務省、文部科学省と連携して、将来的に、全国の小学生が農山漁村を訪れ、１週間程度の宿泊体験活動を行うものです。

（地方公共団体における都市農業に関する取組状況）

- ・東京都：「農業・農地を活かしたまちづくりガイドライン」（平成20年3月策定）
農業者や都民、行政などが一緒になって、農業・農地を活かしたまちづくりを実現し、東京の貴重な都市農地を保全していく取組を進めるために策定。
- ・大阪府：「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行）
「大阪版認定農業者制度」、「農空間保全地域制度」、「農産物の安全安心確保制度」の３つの制度を柱として制定。

政策目標

- ・ 将来的に、毎年、全国１２０万人（１学年規模）の小学生が参加できるよう、モデル地域における受入体制を整備
- ・ 市民農園区画数を６年で３万区画増加
約１２万区画（平成１５年度） → 約１５万区画（平成２１年度）

<内容>

１．都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化

別紙１

小学生が農山漁村で長期宿泊体験を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」の推進、民間主体による共生・対流の国民運動の自立的・持続的な展開、企業や商店街等との連携による地域経済の活性化など都市との共生・対流を一層推進します。

【子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業 ８００（０）百万円】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ３７，９５０（３０，５４６）百万円】

【賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業 ６４（６８）百万円】

【広域連携共生・対流等対策交付金 ７４４（９７３）百万円の内数】

【漁村地域力向上事業 １０５（１０３）百万円】

【森林・林業体験交流促進対策（特会） ８２（０）百万円】

２．地域活性化の推進役となる人材育成への支援

別紙２

農村地域の活性化を担う人材を確保・育成するシステムの構築に向けた農村の課題分析、活性化活動への従事を希望する都市部人材の活用、農村と人材のマッチング、農村への人材派遣研修事業などに取り組むコーディネート機関への支援等を行いま

す。

【農村活性化人材育成派遣支援モデル事業 199（0）百万円】

【^{ふるさと}農山漁村地域力発掘支援モデル事業 780（1, 110）百万円】

3. 祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援

地域・都市住民、NPO、企業等の多様な主体の協働により、地域資源を活かした村おこし、魅力ある景観づくり、祭りや伝統文化の保全・復活など農山漁村集落の再生への支援をします。

【^{ふるさと}農山漁村地域力発掘支援モデル事業 780（1, 110）百万円】

4. 中山間地域等条件不利地域への支援

別紙3

中山間地域等の条件不利地域において、農業生産活動等の維持に向けた取組が活発に行われるよう、中山間地域等直接支払制度を着実に推進するほか、小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動を支援します。

【中山間地域等直接支払交付金 23, 446（22, 146）百万円】

【小規模・高齢化集落支援モデル事業 236（236）百万円】

5. 農地・農業用水等の地域資源を地域ぐるみで保全する取組への支援

別紙4

農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農業者だけでなく都市住民等を含めた地域ぐるみで行う共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等を支援します。

【農地・水・環境保全向上対策 30, 186（30, 186）百万円】

6. 地域の創意工夫をいかした取組への総合的支援

農作業等の体験を行う教育ファーム、地産地消への取組、生産基盤・生活環境整備等の創意工夫をいかした取組を総合的に支援します。

【にっぽん食育推進事業 2, 688（2, 776）百万円の内数】

【食の安全・安心確保交付金 2, 362（2, 345）百万円の内数】

【地産地消関連対策事業 974（834）百万円】

【村づくり交付金（公共） 30, 000（29, 560）百万円】

【中山間地域総合整備事業（公共） 34, 886（33, 014）百万円】

【地域用水環境整備事業（歴史的施設保全事業）（公共） 132（13）百万円】

【漁村再生交付金（公共） 8, 610（7, 746）百万円】

7. 都市農業の振興

別紙5

都市住民のニーズ等を踏まえ、都市農業の振興及び都市農地の保全に係る地方公共団体等の計画的な取組を促進するため、各種施策を一体的に推進します。

【広域連携共生・対流等対策交付金 744（973）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金 29, 150（24, 914）百万円の内数】

【地産地消関連対策事業 974（834）百万円】

【にっぽん食育推進事業 2, 688（2, 776）百万円の内数】

【食の安全・安心確保交付金 2, 362（2, 345）百万円の内数】

[担当課：農村振興局都市農村交流課（03－3502－6002（直））]

都市と農山漁村の共生・対流による地域経済の活性化

【39,001(30,717)百万円】

対策のポイント

総務省、文部科学省と連携して、小学生1学年規模の宿泊体験の受入が可能な体制の整備に向けたモデルづくりや、民間の力を活用した新たな共生・対流の国民運動等への支援を行い、都市との共生・対流を一層推進します。

<内容>

1. 各省連携による小学生の宿泊体験等の全国的な展開

総務省、文部科学省との連携により、小学生1学年規模の宿泊体験が可能な体制の整備に向けた受入拡大モデルの構築等を支援します。(将来は年間120万人の受入を目標)

子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業 800(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 農山漁村での宿泊体験活動の促進のための施設整備

小学生1学年規模で宿泊体験活動ができるようにするため、農林漁家の空き家及び廃校などの地域の既存ストックを活用した宿泊体験活動受入拠点施設の整備等を支援します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 37,950(30,546)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体等

3. 都市と農山漁村の共生・対流の国民運動の促進

農山漁村旅行商品の開発・提供や民間企業が行う社会貢献活動との連携など、民間主体による共生・対流の国民運動の新たな展開を支援します。

賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業 64(68)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

4. 都市と農村の多様な主体が参加して行う共生・対流活動に対する支援

都道府県域を越えた広域連携プロジェクト活動のほか、商店街等と結んで展開する多面的連携での取組や企業等との連携による新たな協働の取組などの共生・対流活動による地域活性化を支援する。

〔 広域連携共生・対流等対策交付金 744（973）百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

5. 地域の特性を活かした活力ある漁村づくりの推進

子どもの漁村での長期宿泊体験活動を推進するための安全指針やガイドラインの作成を行います。

〔 漁村地域力向上事業 105（103）百万円
補助率等：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等 〕

6. 国有林野における体験・交流活動の促進

農山漁村における体験活動と連携し、森林・林業に関する体験学習を実施するため、国有林野のフィールドの整備及びプログラムの作成を行います。

〔 森林・林業体験交流促進対策（特会） 82（0）百万円
事業実施主体：国 〕

〔 担当課：農村振興局都市農村交流課 （03－3502－6002（直））
林野庁業務課 （03－3503－2038（直））
水産庁防災漁村課 （03－6744－2392（直）） 〕

(2) 農商工連携の推進

【農商工連携推進対策 17,308(10,821)百万円】

対策のポイント

地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等の産業間での連携（「農商工連携」）を強化し、それぞれの強みを十二分に発揮した事業活動を促進します。

(農商工連携の推進に向けて)

活力ある経済社会を構築するためには、農林漁業者や商工業者等が一次、二次、三次の産業の壁を超えて有機的に連携し、互いのノウハウ・技術等を活用することで、両者の有する強みを発揮した新商品の開発や販路開拓等を促進することが重要です。

このため、先に制定した「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」を中心に、事業化の段階に応じた多様な支援を行い、農商工連携の取組の全国的な普及を推進します。

政策目標

5年間で500の農商工連携の優良事例を創出する

<内容>

1. 生産段階における支援

(1) 地産地消の推進

学校給食や社員食堂等に地場農産物を安定的に供給する取組や、量販店等において地場産品を販売するインショップの取組など、地産地消の新たなモデルの構築を支援します。

【地産地消モデルタウン事業 450(321)百万円】

【強い農業づくり交付金（地産地消特別枠）500(500)百万円】

【地産地消推進活動支援事業 24(13)百万円】

(2) 先駆的ビジネス連携支援事業

漁業分野以外の異業種との連携による漁業の活性化を図るため、異業種のノウハウや燃油高騰に対応する低コスト技術等を活用して漁業の生産・販売等にわたる新たなビジネスの事業化を支援します。

先駆的ビジネス連携支援事業 320(270)百万円

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体

2. 加工・流通段階における支援

(1) 新商品開発や販路拡大等の推進

地域の食品産業が中核となって、農林水産業やその他関連産業等と連携する「食料産業クラスター」の形成を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大、専門的なアドバイスを行うコーディネーターの確保等の取組を支援します。

食料産業クラスター展開事業 874 (609) 百万円
補助率：定額、2/3、1/2 以内
事業実施主体：民間団体等

(2) 農村地域への工業等の導入促進

農村地域の活性化のため、農村地域への企業誘致にあたり農商工連携により農村の強みを活かせる企業と農村のマッチングの促進等を支援します。

農村地域就業機会創出支援事業 30 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(3) 商店街等と農山漁村を結ぶ多面的連携の促進

アンテナショップや農林水産物直売施設等が多面的に連携する複合ネットワークを構築するなど、都市部の商店街等と結んだ新たな生産・流通システムの構築や共生・対流をベースとしたコミュニティ・ビジネス等の育成を支援します。

広域連携共生・対流等対策交付金 744 (973) 百万円
補助率：定額 (1/2 以内)
事業実施主体：民間団体

(4) 農林水産物・食品の輸出の促進

「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」に沿って、意欲ある農林漁業者等に対する支援策を展開します。

輸出促進対策 2,234 (2,052) 百万円
事業実施主体：民間団体

(5) 食品製造業者等の国産原材料調達の円滑化

食品製造業者等が、国産原材料の安定調達を図るため農家等に対して生産面・経営面でサポートする取組や、輸入から国産に原材料を転換した場合に必要な加工処理施設等の整備を支援します。

国産原材料供給力強化対策事業のうち食品製造業者等原料農産物調達円滑化事業
1,025 (0) 百万円
補助率：1/2、1/3 以内
事業実施主体：民間事業者等

(6) 食品小売等商店街機能の強化

① 食品小売における高付加価値化

食品小売における付加価値の向上を図るため、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して取り組む、地域農水産物を活用したブランド化やオリジナル商品の開発、商店街全体の品揃えの強化等を支援します。

食品流通高付加価値モデル推進事業 28 (28) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体等

② 食品小売機能の強化等

消費者ニーズに適確に対応し、食品販売サービスの機能強化等を図るため、小売店における食品の製造・加工販売や産直、宅配サービスへの取組などに必要な施設・機器のリース方式による整備を支援します。

【食品小売機能高度化促進事業 所要額 1,170 百万円 (既存基金活用)】

3. 研究・事業化段階における支援

(1) 事業化・産業化に向けた研究開発への支援

農商工連携を通じた農林水産業・食品産業の発展や地域の活性化を図るため、事業化・産業化に向けた技術開発を提案公募方式により推進します。

〔 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
10,379(5,200)百万円の内数
事業実施主体：民間団体等 〕

(2) 産地と企業の連携による革新的な新製品の事業化

新品種を活用した機能性食品等に加え、農産物由来の有用物質や新素材を活用した医薬・化粧品等、非食品分野における革新的な新製品の事業化を推進します。

〔 新需要創造対策 500(630)百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体、新需要創造協議会等 〕

4. 関連施策

① 農山漁村における生産基盤や生産機械施設、交流・体験施設等の整備を支援します。

〔 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
37,950(30,546)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、農業協同組合、民間団体等 〕

② 高品質農畜産物の供給体制の確立を図るために必要な施設・機械等の整備を支援します。

〔 強い農業づくり交付金 29,150(24,914)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：農業者団体、民間団体等 〕

[担当課：総合食料局食品産業企画課 (03-3502-5742(直))]

（３）暮らしを守る鳥獣害対策の展開

【鳥獣害防止総合対策 ２，８００（２，８００）百万円】

対策のポイント

鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、市町村が作成する被害防止計画に基づく取組等を総合的に支援します。

（野生鳥獣による農林水産業被害の現状）

- ・野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しています。
- ・有害鳥獣の捕獲数が、10年前と比較してイノシシは4.8倍、ニホンジカは2.8倍、ニホンザルは1.5倍、カワウは5.3倍に増加しています。
- ・しかしながら、農作物被害金額は約200億円で高止まり、森林被害面積は5千～7千haで推移しているほか、トド等による漁業被害が毎年10億円以上発生しています。
- ・野生鳥獣による被害は、営農意欲の減退をもたらすなど、農山漁村の暮らしに深刻な影響を与えています。

政策目標

野生鳥獣による農林水産業被害の軽減

<内容>

１．鳥獣害防止総合対策の推進

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援します。

特に、以下の対策を重点的に推進します。

- ① 農林水産業団体職員、市町村職員等による狩猟者免許の取得
- ② 安全で効果的な捕獲に役立つ箱ワナなど、捕獲機材の導入
- ③ 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備
- ④ 広域地域が一体となった侵入防止柵の整備
- ⑤ 犬を活用した追い払い等被害防除技術の導入・実証
- ⑥ 緩衝帯の設置（牛の放牧等）による里地里山の整備
- ⑦ 被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する人材の育成

【鳥獣害防止総合対策事業 ２，８００（２，８００）百万円】

【有害生物漁業被害防止総合対策事業 ９１４（８９０）百万円の内数】

【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

３７，９５０（３０，５４６）百万円の内数】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12,653(9,692)百万円の内数】

【健全な内水面生態系復元等推進事業 337(315)百万円の内数】

2. 関連対策

(1) 技術開発

イノシシの効率的な捕獲技術の開発や鳥獣を引き寄せにくい営農管理技術の開発、カワウによる漁業被害防除技術の開発など、効果的な被害防除技術の開発を推進します。

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

10,379(5,200)百万円の内数

事業実施主体：民間団体等

(2) 公共事業における被害防止施設の整備

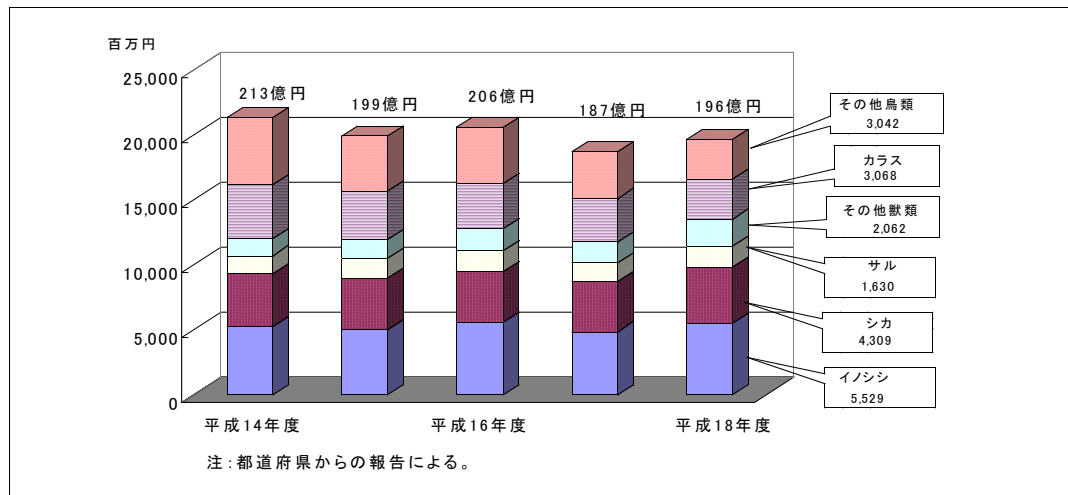
各種公共事業の目的に応じ、被害防止施設の整備を推進します。

(3) その他

各地域における取組みを支援する観点から、①鳥獣被害対策アドバイザーの登録・紹介、②被害防止マニュアルの作成・配布を実施します。

[担当課：生産局農業生産支援課(03-6744-2108(直))]

【参考】野生鳥獣による農作物被害金額の推移



暮らしを守る鳥獣被害対策の展開

- 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村における被害防止計画の作成
- 被害防止計画を作成した地域に対し、被害防止計画に基づく取組をソフト面、ハード面から総合的に支援

被害防止計画に基づく地域の取組を総合的に支援

市町村・複数市町村レベルにおいて被害防止計画の作成



計画的・総合的な被害対策の実施

以下の対策を重点的に推進

個
体
数
調
整

狩猟者の減少に対応して
農林水産業関係団体職員、市町村職員等
による狩猟者免許の取得

安全で効果的な捕獲を推進するため
箱ワナの普及促進



捕獲鳥獣の適切な処分を推進するため
捕獲鳥獣の地域資源としての活用促進

被
害
防
除

広域地域が一体となって侵入を防止するため
広域的な防護柵の整備促進

被害防除の取組を強化するため
犬を活用した追い払い等
被害防除技術の導入・実証



生
息
環
境
管
理

人と鳥獣の棲み分けに配慮して
緩衝帯の設置(牛の放牧等)等による里地里
山の整備



被害対策や捕獲鳥獣の活用等を指導する
人材育成

鳥獣害防止総合対策事業

個体数調整、被害の防除、
生息環境管理を総合的に実施

ソフト対策

【事業内容】

- ・箱ワナ等の捕獲機材
- ・生息状況調査
- ・追い払い対策
- ・緩衝帯設置 等

【補助率】

定額(上限200万円)

ハード対策

【事業内容】

- ・被害防止施設の整備
(侵入防止柵等の設置)
- ・処理加工施設の整備

【補助率】

1/2以内
(条件不利地域は55/100)
以内
沖縄は2/3以内

【事業実施主体】

地域協議会等

ソフト・ハード一
体的な取組を支援

関連対策

連 携

- ・効果的な捕獲技術や防除技術の開発
- ・各種公共事業の目的に応じ、鳥獣害対策の取組を支援
- ・アドバイザーの登録・紹介、被害防止マニュアルの作成・配布

（４）安全・安心な農山漁村づくりの推進

【農山漁村の安全・安心対策 ３１，１７５（２４，７２０）百万円】

対策のポイント

ハード整備とソフト対策が一体となった防災・減災対策などを総合的に実施し、安全・安心で活力ある農山漁村づくりを推進します。

（災害に係る農山漁村の現状）

- ・ 平成２０年６月に発生した岩手・宮城内陸地震をはじめ、近年甚大な自然災害が多発化する傾向にあります。
- ・ 地球温暖化に伴う気候変動の影響で大雨の頻度が増加したり、台風の強度が強まることなどにより、災害が頻発したり、激甚化する懸念が指摘されています。
- ・ 農村における農家の減少・高齢化に伴い、農地・農業用施設を管理する農家の防災対応力が低下する一方、混住化の進展等により生命・財産等の被災リスクが増大するなど農村の地域防災力が低下しています。
- ・ 過疎化・高齢化が進む山村集落周辺の森林では、手入れ不足による荒廃地や荒廃森林の増加に伴う山地災害の発生リスクの増大が懸念されています。
- ・ 漁村は、概して前面が海、背後が山という狭隘な土地に立地するなど地震・津波等の災害に対して脆弱な面を有しています。

政策目標

- 集中豪雨等による被害の発生するおそれのある農用地（延べ７７万ha）について、防災・減災対策を実施
- 山地災害による被害の軽減
- 平成２３年度までに、防災機能の強化が講じられる漁村の人口比率を２１％（平成１６年度）から概ね３０％に向上

<内容>

１．災害に強い農村づくり

地域全体の防災安全度を効率的かつ効果的に向上させ、併せて地域活性化に資するよう、防災・減災を核とする中での環境保全や親水面での利活用にも資するため池の総合整備対策及び農業用施設災害に関連した人的被害防止に向け、効率的な計画・管理・復旧手法の検討を行う減災総合対策等を推進します。

【地域ため池総合整備事業（公共） ３００（０）百万円】

【農地・農業用施設関連減災総合対策事業（公共） ８０（０）百万円】

【海岸事業（農地）（公共） １０，０７７（８，４８６）百万円】

２．山村地域の特性に応じたきめ細やかな治山対策による安全・安心の確保

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点在するなどの山村地域の立地条件に応じたきめ細やかな治山対策と地域住民等の参画

による効果的な森林の整備を講じ、山地災害による被害の防止・軽減を図ります。

水源の里保全緊急整備事業（公共） 800（0）百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県

3. 災害に強い漁村づくりの推進

避難経路確保のための施設等の整備や防災情報伝達施設等の整備を促進することにより漁業地域の防災・減災対策を推進します。また、海面上昇に対応した漁港施設の機能強化等の整備や津波、高潮により被災を受ける恐れの高い地域等において地震、津波、高潮対策を緊急に実施します。

【漁業集落環境整備事業（公共） 6,866（6,085）百万円】

【強い水産業づくり交付金 8,154（7,730）百万円の内数】

【海岸事業（漁港）（公共） 12,052（10,149）百万円】

【海面上昇緊急対策事業（公共） 1,000（0）百万円】

担当課：農村振興局防災課 (03-6744-2210 (直))
林野庁治山課 (03-6744-2307 (直))
水産庁防災漁村課 (03-3502-5633 (直))

Ⅲ 資源・環境対策の推進

（１）農林水産分野における地球温暖化対策の強化

【農林水産分野における低炭素社会実現対策

４４１，４９１（３８１，６２１）百万円】

対策のポイント

農林水産業に深刻な影響を及ぼす温暖化の原因であるCO₂の排出量の削減を「見える化」する取組、農地土壌による炭素の貯留を高める取組、農山漁村地域に賦存する資源・エネルギーを施策横断的に地域全体で有効活用する取組等により、地球温暖化対策を強化し、低炭素社会を先導する農林水産業を推進します。

（我が国の温室効果ガス排出状況と農林水産省地球温暖化対策総合戦略の強化）

平成18年度の我が国の温室効果ガスの総排出量は、基準年（平成2年）を約6.2%上回っており、6%の削減約束の達成は非常に厳しい状況です。

農林水産省では平成19年に地球温暖化防止策、地球温暖化適応策、国際協力を3本柱とする農林水産省地球温暖化対策総合戦略を策定しましたが、これに新たに

- ①農林水産物の生産に係るCO₂排出の削減努力や木材の炭素貯蔵効果等を見えるようにする
 - ②堆肥の施用や基盤整備等による農地土壌への炭素貯留機能を高める
 - ③バイオマスや農業用施設由来の化石燃料代替エネルギーを地域全体で活用する
- 等の取組を追加して、戦略を強化しました。

政策目標

農林水産分野における温室効果ガスの排出削減

<内容>

1. 農林水産分野における省CO₂効果の「見える化」の推進

- ① 農林水産分野における省CO₂効果の「見える化」の国内外の取組事例の調査や、農林水産物、食品の生産過程における温室効果ガス排出量の算定方法等の検討に資する基礎的データの調査等を行います。

農林水産分野における省CO₂効果「見える化」推進事業 20（0）百万円
事業実施主体：民間団体等

- ② 低炭素社会に向けて、木材利用による省CO₂効果の「見える化」をはじめとした環境貢献度を評価するシステムの開発を行います。

日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業のうち
木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築 18（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 地球温暖化防止策の加速化

京都議定書6%削減約束の達成に向けて、森林吸収源対策、バイオマスの利活用、施設園芸・農業機械や漁船の省エネルギー対策等**地球温暖化防止策を加速化**します。

【森林整備事業・治山事業（公共） 317, 242（267, 885）百万円】

【地域バイオマス利活用交付金 12, 591（11, 129）百万円】

【省エネ技術・機械等普及推進事業 168（0）百万円】

3. 農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用

別紙

- ① 農地土壌は、適切な管理を行うことにより炭素の貯留が可能であるため、**有機物の施用等炭素貯留に効果の高い営農活動を行うモデル的な取組を支援**します。

【土壌炭素の貯留に関するモデル事業 130（0）百万円】

- ② **土壌改良・土層改良等による農地基盤への炭素貯留手法を確立**するため、有機質資材の効率的な投入工法等を検討する実験事業を実施します。

【炭素貯留関連基盤整備実験事業（公共） 500（0）百万円】

【地球温暖化防止に貢献する農地基盤整備推進調査（公共） 70（0）百万円】

4. 低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献

（1）農山漁村における様々な資源やエネルギーの有効利用の促進

農村地域における温室効果ガス削減計画を策定し、小水力・太陽光発電施設等の整備及び削減量の評価を行うなど、農村地域における温室効果ガス削減を支援します。

【低炭素むらづくりモデル支援事業 883（0）百万円】

【地域用水環境整備事業のうち小水力発電施設整備等（公共）

1, 000（0）百万円】

（2）社会的協働による山村再生対策の構築

山村固有の資源の新たな活用を図る社会的システムを構築することによって、山村の再生とともに、**森林資源の活用による低炭素社会の実現**をめざす取組を推進します。

社会的協働による山村再生対策構築事業 500（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

上記のほかに、農林水産省地球温暖化対策総合戦略に基づき、温暖化による深刻な影響が発生している産地の診断や技術指導、適応技術の開発・実証等の**地球温暖化適応策**や、我が国の技術を活用した**国際協力**を推進します。

[担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-2017（直））]

農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用

【700（0）百万円】

対策のポイント

炭素貯留効果の高い営農活動への転換に取り組むモデル地区を設置し、収益性や環境保全効果についての調査等を実施することにより、炭素貯留効果の高い営農体系を確立し、その推進を図ります。

また、基盤整備による農地土壌の炭素貯留機能を向上させるための実験事業を実施します。

<内容>

1. 土壌炭素の貯留に関するモデル事業

（1）炭素貯留効果の高い営農活動に伴う収益性や環境保全効果に関する調査

土壌炭素の貯留に効果の高い営農活動への転換に取り組むモデル地区を設定し、活動に伴い生じる農家所得の増減、CO₂以外の温室効果ガスの排出を加味した温暖化防止効果についての調査を実施します。

（2）炭素貯留効果の高い営農体系の確立

調査の結果を踏まえ、炭素貯留効果の高い営農体系を確立するとともに、マニュアルの整備等を実施します。

（3）地球温暖化防止効果に着目した農産物表示ルールの検討

地球温暖化防止に資する取組により生産された農産物について、地球温暖化防止効果に着目した農産物表示ルールの検討を行います。

土壌炭素の貯留に関するモデル事業 130（0）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

2. 炭素貯留関連基盤整備実験事業

(1) 基盤整備事業の実施地区における調査・検討

基盤整備事業の実施地区において、以下の点について調査・検討を行います。

- ① 炭素貯留を増進する工種による、生産基盤の機能への影響を調査
- ② 工程、経済性等について最適な工法を検討
- ③ 炭素貯留を増進する工種による、周辺環境への影響を調査

(2) ガイドラインの作成

調査・検討結果に基づき、炭素貯留を増進する整備の技術的なガイドラインを作成します。

炭素貯留関連基盤整備実験事業（公共）	500（0）百万円
	補助率：定額
	事業実施主体：都道府県、土地改良区等

3. 地球温暖化防止に貢献する農地基盤整備推進調査

(1) 炭素貯留手法確立のための実証調査及び評価手法の検討

投入資材や土壌条件に応じた農地基盤での炭素貯留特性等について、実証調査を行います。併せて、水田及び畑の土壌タイプ毎の炭素貯留量について算定手法を検討します。

(2) 炭素貯留手法確立のための事業効果算定手法等の検討

炭素貯留機能を向上させる基盤整備事業の経済効果の算定手法及び炭素貯留増進手法の体系化を検討します。

(3) 炭素貯留に資する基盤整備事業の調査・計画手法の検討

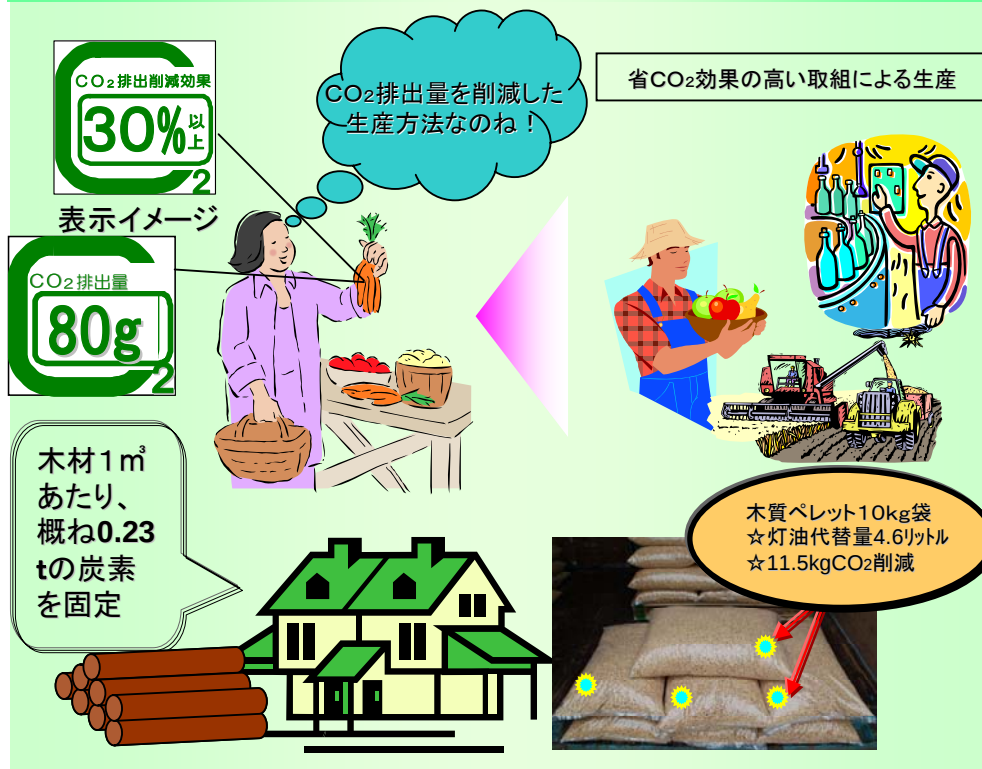
(1)、(2)の検討を基に炭素貯留機能を向上させる基盤整備事業の調査・計画手法を検討します。

地球温暖化防止に貢献する農地基盤整備推進調査（公共）	70（0）百万円
	事業実施主体：国

担当課：生産局農業環境対策課（03－3502－5956（直））
農村振興局農地資源課（03－6744－2208（直））
農村環境課（03－6744－2196（直））

農林水産分野における地球温暖化対策の強化

農林水産分野における省CO₂効果の「見える化」



低炭素社会実現に向けた農林水産分野の取組

供給側における取組

農業用水路を活用した発電施設



バイオガスシステム施設



木質ペレット



需要側における取組

農業機械の温室効果ガス排出削減対策



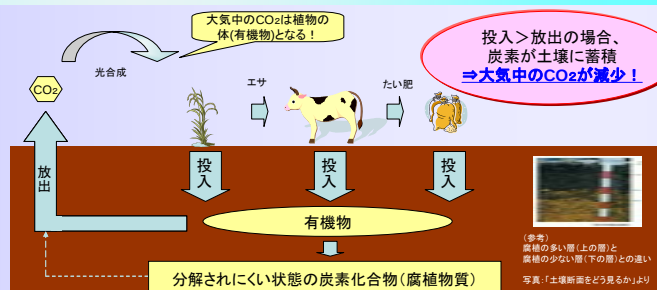
施設園芸の温室効果ガス排出削減対策



農山漁村地域に賦存する資源やエネルギーを施策横断的に活用

農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用

- 農地土壌への炭素貯留効果の高い営農活動の推進
- 土壌中の炭素含有量等の定期的なモニタリング



○基盤整備による炭素貯留機能の向上

炭素貯留効果が見込まれる事業内容

- 土壌改良
- 暗渠排水
- 客土

土地改良事業を活用した有機質資材の農地基盤への投入



(土壌改良)



(暗渠敷設)

この他、森林吸収源対策等の地球温暖化防止策の加速化、地球温暖化適応策や我が国の技術を活用した国際協力を推進

(2) 非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進

【次世代バイオマス利活用推進対策

21, 837 (20, 012) 百万円】

対策のポイント

農林漁業バイオ燃料法に基づき、バイオ燃料（バイオエタノール、バイオディーゼル、バイオガス、木炭及び木質ペレット）の原料生産者等とバイオ燃料製造業者による生産製造連携を推進し、非食料原料を用いた国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組を進めます。

(未利用バイオマスからのバイオ燃料生産可能量)

稲わら等の収集・運搬、稲わらや木材等からエタノールを大量に生産する技術の開発等がなされれば、2030年頃には草本系（稲わら、麦わら等）からは180～200万kl、木質系からは200～220万klの国産バイオ燃料の生産が可能と試算されています。

※「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大」（平成19年2月総理報告）

政策目標

- セルロース系原料等を活用した国産バイオ燃料の大幅な生産拡大（2030年頃に600万キロリットル）
- バイオマスタウンを平成22年度末までに300地区構築

<内容>

1. 農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業の推進

地域に眠る未利用バイオマスの調査、地域の実態にあったバイオ燃料製造に係る農林漁業者等とバイオ燃料製造業者の連携した「農林漁業バイオ燃料法」に基づく「生産製造連携事業」を支援します。

【環境バイオマス総合対策推進事業 352 (352) 百万円】

【地域バイオマス利活用交付金 12, 591 (11, 129) 百万円の内数】

2. 稲わら、間伐材等を活用した日本型バイオ燃料の生産拡大

(1) ソフトセルロースの収集・運搬から利用までの技術の確立

食料自給率の低い我が国において、食料供給と競合しない稲わら等のソフトセルロースを原料として、収集・運搬からバイオ燃料を製造・利用するまでの技術実証を一体的に行い、ソフトセルロースの利活用技術を確立します。

ソフトセルロース利活用技術確立事業 3, 798 (3, 237) 百万円

補助率：定額、1/2

事業実施主体：民間団体、地方公共団体

(2) 未利用森林資源をエネルギー利用するシステムの構築

林地残材や間伐材等、未利用森林資源活用のための、エネルギー利用等に向けた製造システムの構築を行います。

森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 900 (1, 200) 百万円

事業実施主体：民間団体

(3) 低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発

稲わら等の非食用資源等から低コスト・高効率にエタノールを生産する技術を開発します。

〔地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発（うちソフトセルロース研究開発）
679（679）百万円
事業実施主体：民間団体等〕

3. バイオディーゼルの地産・地消モデルの確立

(1) バイオディーゼルの地産地消モデルの確立

原料の調達からバイオディーゼル燃料を製造・利用するための技術の実証を行います。

【地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用産地モデル確立事業 57（57）百万円】

【バイオ燃料地域利用モデル実証事業（うちバイオディーゼル燃料事業）

1,035（1,626）百万円】

(2) 水産分野のバイオマス資源の利活用技術の開発

未利用水産資源を用い、バイオディーゼル燃料高効率生産・利用を行うシステムの開発等を行います。

【漁船等省エネルギー・安全推進事業（うちバイオマス燃料自給型漁船漁業創出事業）

88（98）百万円】

【水産業振興型技術開発事業 94（108）百万円】

4. メタン発酵による生産物の有効活用

家畜排せつ物の処理過程で発生するメタンガスや消化液等を地域内の園芸生産に有効活用するモデル体系の確立を進めます。

〔家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築事業 43（43）百万円
補助率：1／2
事業実施主体：民間団体〕

5. 木質バイオマスの利用拡大

木質バイオマス利用の気運の醸成、需給に応じた木質ペレットの安定的な供給体制の整備、木質バイオマス利用設備の導入支援を強化することにより、木質バイオマスの利用拡大を図ります。

【CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業 144（0）百万円】

【省石油型施設園芸技術導入推進事業 1,011（375）百万円】

【木質資源利用ニュービジネス創出事業 573（573）百万円】

6. 地域の創意工夫を活かしたバイオマス利活用の推進

地域のバイオマスを総合的に利活用するバイオマスタウンについて、複数の市町村が連携した広域的なバイオマスの利活用モデルを構築することなどにより、バイオマスの利活用をさらに加速化します。

【バイオマス利活用加速化事業 25（55）百万円】

【地域バイオマス利活用交付金 12,591（11,129）百万円】

【バイオマスタウン形成促進支援調査事業 258（260）百万円】

【広域連携等バイオマス利活用推進事業 189（221）百万円】

[担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8466（直））]

非食料原料による国産バイオ燃料生産拡大等バイオマス利活用の推進

農林漁業バイオ燃料法の成立
(平成20年5月)

北海道洞爺湖サミット首脳声明
「第2世代バイオ燃料」(平成20年7月)

収集・運搬コストの低減、
エネルギー変換効率の向上等の課題

次世代バイオマス利活用推進対策 218(200)億円

農林漁業バイオ燃料法に基づく生産製造連携事業

- ・環境バイオマス総合対策推進事業
- ・地域バイオマス利活用交付金

稲わら、間伐材等を活用した 日本型バイオ燃料の生産拡大

- ・ソフトセルロース利活用技術確立事業
- ・森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業
- ・地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発
(うちソフトセルロース研究開発)

バイオディーゼル 地産・地消モデル の確立

- ・地産地消型バイオディーゼル燃料農業機械利用
産地モデル確立事業 等

メタン発酵による 生産物の有効活用

- ・家畜排せつ物メタン発酵等利用システム構築
事業

木質バイオマスの 利用拡大

- ・CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策
事業
- ・省石油型施設園芸技術導入
推進事業 等

地域の創意工夫を活かした バイオマス利活用の推進

バイオマス・ニッポン総合戦略
バイオマスタウンを
平成22年度に300地区
(平成20年7月末現在:153)



- ・バイオマス利活用加速化事業
- ・地域バイオマス利活用交付金
- ・バイオマスタウン形成促進支援調査事業
- ・広域連携等バイオマス利活用推進事業



技術開発の課題と生産可能量(国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表(平成19年2月総理報告))

原料と生産可能量

現在
30kl

2011年
5万kl

・糖質、でんぷん質
(規格外農産物、副産物)

・セルロース系
(稲わら、間伐材等)
・資源作物

2030年頃
大幅な生産拡大
※農林水産省試算600万kl

バイオ燃料の利用率の向上

技術開発

- ① 収集・運搬コストの低減
- ② 資源作物の開発
- ③ エタノール変換効率の向上

制度

欧米、ブラジルの制度を踏まえ、
国内制度を検討

(3) 農林水産業における生物多様性保全の推進

【生物多様性保全対策 29, 181(25, 839) 百万円】

対策のポイント

「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標を開発します。また、「生きもののマーク」等を通して生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業に対する理解の促進を図ります。

(生物多様性条約とは)

生物多様性条約は、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全すること等を目的に1992年に採択されました。2002年に開催された生物多様性条約第6回締約国会議(COP6)では、「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目標が採択されました。

(農林水産省生物多様性戦略とは)

農林水産省生物多様性戦略とは、農林水産業が生物多様性に与える負の影響を見直し、生物多様性保全を重視した農林水産業を強力に推進するための指針として平成19年7月に策定したものです。

政策目標

- 生物多様性保全をより重視した農林水産業の推進
- 2010年に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、わが国農林水産業の生物多様性保全への貢献を世界に向けて発信

<内容>

1. 生物多様性保全を重視した農林水産業への理解促進

別紙

「生きもののマーク」を活用して、生物多様性保全に貢献するわが国の農林水産業に対する理解の促進を図ります。

【農林水産生きもののマークモデル事業 15(0)百万円】

2. 田園地域・里地里山における保全

- ① ラムサール条約や景観法等に基づき指定された重要地域において、自然環境や農村景観の維持向上のための保全活動等への支援、保全に必要な基盤整備等を実施します。

水土里環境を守ろう特別支援事業（公共） 200(0)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等

- ② 水田等で生態系に配慮した整備を実施した地区において、周辺状況の変化に応じて生態系に配慮した施設等の管理を行い、生物多様性保全の一層の推進を図ります。

水田環境向上基盤整備支援事業（公共） 50(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区、民間団体等

- ③ 農家や地域住民の理解を得ながら、「保全指標種」を設定し、生物多様性保全の視
点を取り入れた基盤整備を実施します。

〔生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業（公共） 950(200)百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：地方公共団体、土地改良区等〕

- ④ 全国段階で有機農業の参入促進・普及啓発に取り組むとともに、土づくりの推進を
図りながら、有機農業の振興の核となるモデルタウンを育成します。

〔有機農業総合支援対策 457(457)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

3. 森林における保全

- ① わが国の世界遺産候補地における森林の世界的な価値の保全・向上のため、森林生
態系の新たな保全管理技術の開発等を実施します。

〔「世界遺産の森林」保全推進に係る調査事業 62(32)百万円
事業実施主体：民間団体〕

- ② 野生鳥獣による被害や生息状況等の把握、生息環境の改善・保全などのモデルづく
りに取り組みます。

〔野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業(特会) 129(0)百万円
事業実施主体：国〕

4. 里海・海洋における保全

- ① 漁業者を中心とした、藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を支
援するための新たな交付金制度を創設します。

〔環境・生態系保全対策 1,210(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等〕

- ② わが国最南端の沖ノ鳥島を中心に、多様な水産動植物の生育の場となるサンゴの増
殖技術の実用化を図り、水産資源の回復・管理を推進します。

〔厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業 290(0)百万円
事業実施主体：民間団体等〕

5. 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進

漁場環境が悪化している閉鎖的な湾や入り江などの後背地の森林や河川流域などに
おいて、栄養塩類の供給・濁水の緩和等の漁場保全に資する森づくりを進めます。

〔漁場保全の森づくり事業（公共） 10,000(10,000)百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：地方公共団体等〕

6. 農林水産業の生物多様性指標の開発

環境保全型農業をはじめとする農林水産関連施策を効果的に推進するための生物多
様性指標とその評価手法を開発します。

【農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発 221(228)百万円】

【生物多様性森林総合調査 65(28)百万円】

【漁場環境・生物多様性保全総合対策事業のうち

漁場環境における生物多様性の指標化・定量化手法の開発 54(59)百万円】

[担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03－6744－2016（直））]

農林水産業における生物多様性保全の推進

第三次生物多様性国家戦略の
策定(平成19年11月)
生物多様性基本法の成立
(平成20年6月施行)

持続可能な農林水産業の維持・
発展のためには生物多様性保
全は必要不可欠

平成22年10月に名古屋市にお
いて生物多様性条約第10回締
約国会議(COP10)が開催

生物多様性保全を重視した農林水産業の一層の推進を図ることが必要

農林水産省生物多様性戦略の着実な推進

○ 田園地域・里地里山の保全



・ 有機農業等環境保
全型農業の推進



・ 生物多様性に配慮し
た生産基盤整備の推進

○ 森林の保全



・ 間伐等による森林
の適切な整備・保全

○ 藻場・干潟の保全



・ 漁業者を中心とした
藻場・干潟の保全活動
への支援

生物多様性と農
林水産業の関係
を定量的に図る
生物多様性指標
の開発

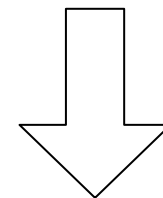


関連施策の効果的な推進

生きもののマークを活用して、生物多様性に貢献する
わが国農林水産業に対する理解の促進



地域の取組事例



- 生物多様性の保全を重視した農林水産業を強力に推進
- 2010年に名古屋市で開催される生物多様性条約COP10で世界へ発信

IV 低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と林業・山村の再生

(1) 条件不利未整備森林の早期解消等による森林吸収源対策の一層の推進

【森林整備事業・治山事業 317, 242(267, 885) 百万円】
【美しい森林づくり推進国民運動の展開 1, 523(1, 433) 百万円の内数】

対策のポイント

低炭素社会の実現に不可欠な森林吸収源対策の一層の推進に向け、間伐等の森林整備が進みにくい条件不利森林の早期解消に向けた取組等の充実を図ります。また、国民ニーズを捉えた美しい森林づくりを推進します。

(森林吸収源対策を取り巻く現状)

- ・森林吸収目標1300万炭素トンの達成に必要な間伐を進めるため、必要な財源の確保、地方負担、個人負担の軽減に取り組んでいます。
- ・間伐等促進法が本年5月に施行されました。(追加的な間伐等への地方債の特例措置)
- ・平成19年より、間伐量を急増(従来水準に比して1.6倍の規模)させて取組んでいることから、対策が後年度になるほど条件が不利な場所が残されると見込まれます。

政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ② 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第1約束期間(2008年から2012年)における
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

<内容>

1. 条件不利森林等解消緊急対策

充実内容1 公的主体への定額助成により条件不利地の未整備な森林の効率的な解消を図ります。

森林の立地、森林所有者の特性等において条件が不利な森林を対象に行う間伐等について、定額助成方式により支援します。

条件不利森林公的整備緊急特別対策事業(森林・林業・木材産業づくり交付金)
4,000(0) 百万円
補助率: 定額
事業実施主体: 地方公共団体、森林整備法人等

充実内容2 境界が不明確なため間伐が進んでいない地域への本格支援策を導入します。

森林境界を明確化する取組を定額助成方式で支援することによって、間伐実施の目的が立たなかった森林の集約化と間伐の実施を推進します。

【森林境界明確化促進事業 1, 000 (0) 百万円】

【森林整備地域活動支援交付金 7, 047 (7, 247) 百万円の内数】

充実内容3 間伐の推進に不可欠な路網の整備を効果的・効率的に進めます。

特定間伐等促進計画に基づき路網整備を実施する場合、森林施業計画に基づく場合と同様に先行・一括整備を可能とし、特定間伐等の推進を図ります。また、地方財政措置を充実します。

【特定間伐等の促進のための路網整備の推進（森林環境保全整備事業等）（公共）

66, 033 (55, 376) 百万円の内数】

【地方財政措置要望（総務省）】

充実内容4 現場実態に応じた柔軟な助成を行います。

施業が放棄され間伐遅れとなり過密化した森林について、適切な森林整備が実施されるよう措置します。また、小面積森林の間伐を特定間伐等促進計画に基づき推進します。

過密化した森林の適切な整備等の推進（育成林整備事業等）（公共）
36, 376 (28, 711) 百万円の内数
補助率：3／10等
事業実施主体：地方公共団体、森林組合等

充実内容5 山村地域において、きめ細やかな治山対策を推進します。

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点在するなどの山村地域の立地条件に応じたきめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を推進し、水源林の整備等の促進を図ります。

水源の里保全緊急整備事業（公共） 800 (0) 百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県

2. 森林所有者負担軽減を実現する効率的な間伐等の推進

充実内容6 提案型集約化施業の拡大に取り組みます。

提案型集約化施業を的確に実施できる体制を有する事業体に対して、提案型集約化施業の実施に必要なノウハウの蓄積、リスクの軽減を支援します。

【提案型集約化施業経営支援事業 500 (0) 百万円】

【施業集約化・供給情報集積事業 613 (592) 百万円】

充実内容7 高性能林業機械の導入や路網の整備を進めます。

高性能林業機械の購入やリースによる導入を支援するとともに、高性能林業機械を使った効率的な作業に必要な研修を支援します。また、路網の整備等の条件整備を推進し、効率的な間伐の実施を図ります。

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12, 653 (9, 692) 百万円の内数】

【がんばれ！地域林業サポート事業 100 (100) 百万円】

【緑の雇用担い手対策事業 6, 670 (6, 700) 百万円】

充実内容8 間伐材等の利用を推進します。

間伐により発生する木質資源の安定的な確保及び燃料用等への利用に対する支援を通じて、間伐と木質資源の利用を一体的に進めるモデルを構築します。また、都市の資本を含む社会全体の協働により、間伐材等の原燃料としての利用を推進します。

【木質資源利用ニュービジネス創出事業 573 (573) 百万円】

【社会的協働による山村再生対策構築事業 500 (0) 百万円】

3. 美しい森林づくり推進国民運動の展開

昨年設立された「美しい森林づくり全国推進会議」や各地域で順次立ち上がりつつある民間推進組織とも連携を図りつつ、間伐等の推進についての国民世論の形成と現場への働きかけを強化するなど運動の展開を図ります。

(1) 不在村森林所有者への働きかけの強化

「ふるさと森林会議」の開催や司法書士と森林組合との連携に加え、森林施業への網羅的な働きかけを強化します。

〔施業集約化・供給情報集積事業 613 (592) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

(2) 企業やNPO等の森林づくり活動への支援の推進

企業やNPO等の森林づくりをサポートする活動や、地域住民等が参画する森林の整備等を支援します。

〔美しい森林づくり活動推進事業 209 (252) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体〕

(3) 地域の森林づくりの推進役となる林業後継者の確保

経営感覚に優れた森林所有者の養成、山村地域の小・中学生を対象とした体験学習の実施を通じた林業後継者の確保を図ります。

〔林業後継者活動支援事業 121 (91) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

(4) 国有林野の利用による森林環境教育の推進

農山漁村における体験活動と連携し、国有林野において森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施します。

〔森林・林業体験交流促進対策（特会） 82 (0) 百万円
事業実施主体：国〕

4. 「美しい森林づくり」に向け国民ニーズを踏まえた森林づくりの推進

(1) 花粉発生源対策の推進

花粉症対策苗木の先駆的な生産手法の普及やヒノキ雄花の観測手法の開発等に新たに取り組めます。また、花粉の少ない森林への転換を引き続き促進します。

【広域連携優良苗木確保対策のうち森林力増強苗木生産事業 41(0)百万円】

【スギ・ヒノキ花粉発生源地域推定事業 45(0)百万円】

(2) 森林病虫害、鳥獣被害対策の推進

環境に配慮した松くい虫被害対策を推進します。また、ナラ枯れ被害の防除戦略策定技術の開発や鳥獣被害軽減に資する生息環境としての森林管理対策を推進します。

【森林病虫害等防除事業費補助金 744(744)百万円】

【ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化調査 20(10)百万円】

【野生鳥獣被害対策の観点からの生息環境としての森林管理技術開発事業
10(0)百万円】

【野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業(特会)
129(0)百万円】

5. 国際協力の推進

(1) 国際熱帯木材機関(ITTO)を通じて、熱帯地域住民の森林経営への参加支援や普及・指導員の育成等を行うことにより、違法伐採対策を推進します。

〔熱帯林減少・劣化抑止のための違法伐採対策推進事業 126(0)百万円〕
事業実施主体：国際熱帯木材機関

(2) 森林減少対策の具体的活動支援や、衛星画像等を活用した森林減少・劣化の把握技術の開発、人材育成等に取り組めます。

〔森林減少防止のための途上国取組支援事業 45(0)百万円〕
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁計画課 (03-3501-3842(直))]

森林吸収源対策の一層の推進〔平成21年度概算要求〕

(単位:億円)

必要な予算の確保

・森林の整備・保全の着実な実施のための予算を要求(林野一般公共)

・**森林整備事業** 1,926(1,626) 118.4%

・**治山事業** 1,246(1,053) 118.4%

※このうち京都議定書目標達成計画予算A区分(6%削減約束に直接の効果がある予算)として計上されるもの 1,935(1,612)

・農林水産省を挙げた森林吸収源対策を引き続き実施

・**「漁場保全の森づくり事業」** 100(100)

・**「農業用水水源地域保全整備事業」** 50(50)



条件不利森林等解消緊急対策

・対策が3年目を迎える中で、間伐が進みにくい条件不利森林の残存防止・早期解消に向けた対策が必要(個人負担、地方負担の軽減にも寄与)

・**条件不利森林公的整備緊急特別対策事業** 40(0)【新規】

→森林の立地、森林所有者の特性等において条件が不利な森林を対象に行う間伐等について、定額助成方式により支援

・**森林境界明確化促進事業** 10(0)【新規】

→森林境界を明確化する取組を定額助成方式で支援することによって、間伐実施の前提条件の整備を推進

・**森林環境保全整備事業等の拡充** 660(554)の内数

→路網整備の進んでいない地域において、先行・一括による路網整備を推進

・**育成林整備事業等の拡充** 364(287)の内数

→間伐遅れにより過密化した森林の適切な整備、小面積森林の間伐を特定間伐等促進計画に基づき推進

・**水源の里保全緊急整備事業** 8(0)【新規】

→奥地山村集落において、きめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を推進。



地方の軽減・平準化に向けた取組

・本年5月に施行した「間伐等促進法」に基づく地方負担の軽減・平準化に資する措置の活用

・**地方財政措置**

追加的な間伐等への地方債の適用及び償還金に係る普通交付税措置。

・**美しい森林づくり基盤整備交付金** 12(10)

国から市町村に交付金を直接交付し、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を引き続き実施。

個人負担の軽減に向けた取組

・間伐材生産コストの低減等を推進し、実質的な個人負担の軽減に資する施策を推進

・**提案型集約化施業経営支援事業** 5(0)【新規】

・**施業集約化・供給情報集積事業** 6(6)

→提案型集約化施業を的確に実施できる体制を有する林業経営体・事業体に対して、提案型集約化施業の実施に必要なノウハウの蓄積、リスク軽減を支援。また、不在村所有者への働きかけを強化。

・**森林・林業・木材産業づくり交付金** 127(97)の内数

・**がんばれ！地域林業サポート事業** 1(1)

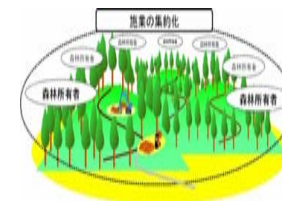
→高性能林業機械の購入やリースによる導入を支援

・**高齢級森林整備促進特別対策事業** 19(10)

→10歳級以上の間伐について、民間資金の活用、事後精算方式による助成を引き続き実施

・**緑の雇用担い手対策事業** 67(67)

→高性能林業機械を使った効率的な作業に必要な研修を支援。



（２）新たな森林経営政策の確立に向けた対策

【森林経営政策 １５，５７５（１４，９６３）百万円の内数】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 １２，６５３（９，６９２）百万円の内数】

対策のポイント

今後、人工林資源が主伐期を迎えるに当たって、主伐・更新による資源の循環利用を通じて林業経営の安定を図ることが重要です。そのために必要な調査・実証等に取り組めます。また、森林施業を集約化し、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成を進め、国産材の安定供給体制を確立します。

（我が国の林業経営を巡る状況等）

- ・今後１０年間で人工林の約６割が利用可能な高齢級の森林に移行します。
- ・今後、主伐期を迎えるに当たって、林業への再投資により森林資源の循環利用を担える林業経営体・事業体を育成することが必要です。
- ・また、間伐が必要な森林が大宗を占める現状の下で、施業・経営の集約化により、利用間伐により森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体を育成することが必要です。

政策目標

- 主伐・更新による人工林資源の循環利用を通じて安定的に林業経営を担える林業経営体・事業体を育成
- 提案型集約化施業の推進により、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体が平成２３年度までに私有林の８割程度をカバーできる体制を構築

<内容>

１．林業経営の安定に向けた取組

（１）森林資源の循環利用によるビジネスモデルの構築

主伐収入と低コスト造林・保育等により、森林資源を循環利用するビジネスモデルを構築するための調査・実証を行い、主伐期を迎えるに当たっての林業経営のあり方を検討します。

（低コスト林業経営等実証事業 ３２０（０）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体

（２）経営規模の拡大等による経営基盤の強化の促進

林業経営体・事業体による施業・経営の集約化、森林の取得による経営規模の拡大などの取組に対して総合的に支援します。

【施業集約化・供給情報集積事業 ６１３（５９２）百万円】

【森林整備地域活動支援交付金 7, 047 (7, 247) 百万円の内数】

【金融措置：株式会社日本政策金融公庫資金】

2. 利用間伐により森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成

(1) 森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成

実行体制について第三者機関の評価を受けた林業経営体・事業体に対して、提案型集約化施業の実施に必要なノウハウの蓄積、不測の事態が発生した場合のリスクの軽減を支援します。また、高性能林業機械の導入等を支援し、提案型集約化施業を的確に実施できる能力を有する林業経営体・事業体を育成します。

【提案型集約化施業経営支援事業 500 (0) 百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12, 653 (9, 692) 百万円の内数】

(2) 提案型集約化施業の面的拡大

市町村、林業事業体等からなる集約化促進協議会（仮称）を設置し、提案型集約化施業の面的拡大を図ります。また、提案型集約化施業に取り組む林業経営体・事業体に対する指導体制の強化や評価支援体制の確立を支援します。

【施業集約化・供給情報集積事業 613 (592) 百万円】

【森林整備地域活動支援交付金 7, 047 (7, 247) 百万円の内数】

(3) 低コスト・高効率な作業システムの整備・定着

森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、定着等を推進します。また、効率的な森林整備を支援する機械の開発・改良等を推進します。

【低コスト作業システム構築事業 202 (202) 百万円】

【森林整備効率化支援機械開発事業 123 (123) 百万円】

【がんばれ！地域林業サポート事業 100 (100) 百万円】

3. 「緑の雇用」等による担い手の育成

林業に必要な基本的な技術から、より効率的な作業に必要な低コスト作業システムなどの技術に至るまで、新規就業者への研修を支援することにより、担い手の育成・定着を進め、国産材の安定供給を推進します。

緑の雇用担い手対策事業 6, 670 (6, 700) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁経営課 (03-3501-3810 (直))]

（３）需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材利用拡大

【木材産業総合対策 １，６１８（０）百万円ほか】
【森林・林業・木材産業づくり交付金 １２，６５３（９，６９２）百万円の内数】

対策のポイント

国産材への原料転換や生産品目の転換による木材産業構造の再構築や、原木の品質（一般製材用、合板・集成材用、チップ・ペレット用等）ごとに需要者ニーズに対応した製品の供給体制の整備を図ります。

国産材利用の意義の啓発、普及を推進し、国産材利用の拡大に取り組みます。

（我が国の木材を巡る情勢）

- ・平成19年の木材自給率は、22.6%（対前年比2.3ポイント増加）で3年連続向上しました。
- ・輸入材を含めた原木消費量の5割を中小製材工場が消費しており、木造住宅の主要な工法である在来工法住宅生産の担い手の6割を大工・工務店が占めています。
- ・ロシア政府は、丸太輸出税を6.5%（平成19年6月末）から80%（平成21年1月）に段階的に引き上げる予定であり、北洋材丸太輸入の大幅減が懸念されています。
- ・木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約34,000トン（平成19年）に増加しています。
- ・北海道洞爺湖サミットにおいて、違法伐採問題が大きく取り上げられました。

政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年度までに35%拡大
1,700万 m^3 （平成16年） → 2,300万 m^3 （平成27年）
- 外材からの原料転換等により国産材処理能力を平成25年までに300万 m^3 向上（平成19年：1,860万 m^3 ）
- 住宅（在来工法）における地域材使用割合の拡大
約3割（平成17年） → 約6割（平成27年）

<内容>

1. 木材産業総合対策

（１）国産材への原料転換や中小工場と中核工場の連携による加工流通体制の構築

外材を巡る状況から製材工場等が国産材に原料転換する取組や中小製材工場が生産品目の転換により中核工場と連携する取組等に対し、施設整備や技術指導、借入資金の利子助成等の支援を行います。

また、木材製造業者が原材料調達の一部を外材から国産材へシフトするために国産材素材の引取を行う場合、一層低利な運転資金を融通します。

【地域材の水平連携加工システム推進事業 ９７（０）百万円】

【木材産業原料転換緊急対策特別事業 １，０２５（０）百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 １２，６５３（９，６９２）百万円の内数】

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

（２）住宅分野における地域材シェアの拡大

住宅分野における地域材のシェアを拡大するため、「顔の見える家づくり」グループのネットワーク化や地域材を生かした「地域型住宅づくり」への支援、

2000年住宅等に対応した**新たな地域材製品の開発・普及等**を図ります。

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 295(0)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

(3) 木質バイオマスの利用拡大と安定供給体制の確立

① 木質バイオマスの利用拡大に向けた総合的な取組の推進

製紙用間伐材チップの安定供給を促進するため、チップの検量方法や関係者の連携による安定供給体制の確立、木材チップ製造施設等の整備を行います。

また、木質ペレット利用拡大に向け、地域における木質ペレットの安定的な販路の開拓や生産・集荷・流通体制の整備を図る等の取組に対して支援します。

【製紙用間伐材チップの安定供給支援事業 40(0)百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12,653(9,692)百万円の内数】

【CO₂排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業 144(0)百万円】

② 低利な運転資金の融通

チップ、ペレットの安定供給を確保するため、チップ等を製造するための間伐材等の素材生産又は引取を行う内容の協定が結ばれた場合、当該素材生産業者、チップ工場等に対し、低利な運転資金を融通します。

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

(4) 木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築

低炭素社会に向けて、木材利用による省CO₂効果の「見える化」をはじめとした環境貢献度を評価するシステムの開発を行います。

日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業のうち
木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築 18(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

(5) 公共施設における木材利用の推進

利用者が多く、展示効果やシンボル性も高い、木材利用の拡大に向けた地域への波及効果が期待できる公共施設等における木材のモデル的利用を推進します。

森林・林業・木材産業づくり交付金 12,653(9,692)百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：地方公共団体等

2. 先進技術を活用したバイオマス燃料等の製造システムの構築

林地残材や間伐材等の未利用森林資源活用のため、先進的な技術による木質からのエネルギーやマテリアルの製造システムの構築を行います。

森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 900(1,200)百万円
事業実施主体：民間団体

3. 違法伐採対策

違法に伐採された木材・木材製品をマーケットから排除し、マーケットで合法性等の証明された木材等が一層評価され、使用されるよう対策を講じます。

合法性等の証明された木材の普及促進事業 130(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁木材産業課 (03-3501-3841(直))]

(4) 社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムの構築

【社会的協働による山村再生対策 2, 500(0) 百万円】

対策のポイント

山村が有する環境、教育、健康面の機能に着眼して、政策的支援と企業からの支援を集約するセンター機能を創設し、森林資源の保全・活用により、山村の再生を図る取組を推進します。

(具体的な取組)

- ① 化石燃料の代替として山村地域で生産された木質バイオマス資源を利用した二酸化炭素排出量削減の取組、② 木質バイオマス資源の山村地域からの安定供給を確保する取組、③ 森林資源を新素材やバイオエタノール等に転換する新しい環境ビジネスを山村地域に定着させる取組、④ 健康関連産業や教育関連産業を山村に定着させる取組を推進します。

政策目標

森林資源の活用による二酸化炭素排出量の削減
森林の整備と林業の再生に寄与

<内容>

1. 社会的協働による山村再生対策の構築

山村固有の資源の新たな活用を図るため、センター機能を核として社会的システムを構築し、都市の資本を含む社会全体の協働により、山村の再生と森林資源の活用による低炭素社会の実現をめざす取組を推進します。

社会的協働による山村再生対策構築事業 500(0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 木質バイオマス資源を供給・活用するためのインフラ整備

木質バイオマス資源を供給・活用するために欠かせない路網を整備し、間伐等の森林整備を推進します。

森林環境保全整備事業等（公共） 2, 000(0) 百万円
補助率：3/10等
事業実施主体：地方公共団体、森林組合等

3. 低利な運転資金の融通

チップ、ペレットの安定供給を確保するため、チップ等を製造するための間伐材等の素材生産又は引取りを行う内容の協定が結ばれた場合、当該素材生産業者、チップ工場等に対し低利な運転資金を融通します。

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

[担当課：林野庁計画課

(03-3502-0048(直))]

(5) 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

【治山事業 124, 625(105, 250) 百万円】

対策のポイント

近年の局地的な豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策等の「犠牲者ゼロ」に向けた効果的・効率的な治山対策を推進し、地域の安全・安心の確保を図ります。

(我が国の山地災害の発生状況等)

- ・「非常に激しい雨（1時間降水量50mm以上）」のアメダス100地点あたり年間発生回数
16.6回（昭和51年～昭和60年平均） → 21.8回（平成8年～平成17年平均）
(気象庁資料より)

- ・山地災害危険地区数 約23万6千箇所（平成17年度末）
- ・山地災害発生箇所数 約3,600箇所/年（平成15～19年における平均値）
- ・強い降雨現象は頻度が増す可能性が非常に高く、洪水リスクを増加させる。

(「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成19年4月6日公表）」)

政策目標

山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）

<内容>

1. 地域住民等との協働による先駆的かつ総合的な減災対策の推進

(1) 山地災害総合減災対策治山事業

緊要度に応じたハード対策や警戒避難体制の整備等のソフト対策を内容とする「山地災害減災計画」を国・都道府県が市町村や地域住民と協働で策定し、地域住民の災害に対する意識を高めつつ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策を推進します。

山地災害総合減災対策治山事業（公共） 7, 000(0) 百万円
補助率：1／2等
事業実施主体：国、都道府県

(2) 効果的な減災対策の推進に関する調査

精度の高い被害想定区域の設定手法の検討や地理情報データベースを用いた効果的な山地災害危険地区対策の計画手法の検討など、効果的な減災対策の推進に資する調査を実施します。

治山事業調査費（公共） 180(180) 百万円の内数
事業実施主体：国

2. 山村地域の特性に応じたきめ細やかな治山対策の推進

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点在するなどの山村地域の立地条件に応じたきめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を講じ、山地災害による被害の防止・軽減と水源林の整備等を促進します。

水源の里保全緊急整備事業（公共）	800（0）百万円
補助率：1／2等	
事業実施主体：国、都道府県	

3. 災害に強い森林づくりによる流木対策の推進

（1）漂着流木等除去対策

飛砂や高潮等による被害を防止・軽減する海岸防災林等の保安林において、森林造成の妨げとなる流木等の除去対策を実施し、沿岸地域における安全・安心の確保を図ります。

海岸防災林造成事業等（公共）	6,821（5,802）百万円の内数
補助率：1／2等	
事業実施主体：国、都道府県	

（2）災害に強い森林づくりを通じた流木の発生源対策

流木災害の発生が懸念される流域において、治山事業、砂防事業の連携による一体的かつ集中的な流木防止対策を計画的に実施する「総合的な流木災害防止対策事業」等を推進します。

復旧治山事業等（公共）	77,289（62,685）百万円の内数
補助率：1／2等	
事業実施主体：国、都道府県	

4. 岩手・宮城内陸地震による大規模山地災害への対応

平成20年岩手・宮城内陸地震災害による山地災害のうち、規模が著しく大きく高度な技術を要する箇所について、民有林直轄治山事業に着手するとともに、治山激甚災害対策特別緊急事業等を実施し、安全と安心を確保します。

5. 森林管理局による迅速・円滑な支援の実施

大規模災害発生時における被害箇所の調査や、災害復旧対策についての助言を行う専門家の派遣など、森林管理局による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施します。

[担当課：林野庁治山課（03-6744-2307（直））]

V 将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立

(1) 燃油価格の高騰等を踏まえた漁業経営体質の強化

① 燃油高騰緊急追加対策の拡充

【水産業燃油高騰緊急対策事業 22,000(0)百万円ほか】

対策のポイント

国産水産物を安定供給し、自給率を向上させるため、燃油対策を拡充・強化して、燃油価格高騰下でも操業できる、力強い漁業構造への転換を図ります。

(背景)

- ・漁業では、最近の燃油高騰の影響を大きく受け、支出に占める燃油費の割合が3～4割に上昇していると推定され、操業を見合わせる経営体もあります。
- ・このままでは、我が国の漁業そのものの存続が危ぶまれる事態となり、ひいては国民に対する水産物の安定供給の責務も果たせなくなるおそれがあることから、省エネ型漁業への転換や燃油流通の効率化を促進することが急務です。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と
活力ある漁業就業構造の確立

<内容>

1. 燃油高騰対策基金の充実・強化

(1) 省燃油操業実証事業

5隻以上の漁業者グループが操業の合理化によって燃油消費量を10%以上削減する実証事業に取り組む場合に支援を行うことにより、燃油使用量の少ない操業形態への転換を促します。

(2) 省エネ推進協業体活動支援事業

漁業者グループが漁業用燃油量を削減するために輪番制休漁を行う協定等を締結し、休漁者が漁場生産力向上のための活動を実施する取組について、支援を行います。

(3) 漁業経営体質強化対策事業

沿岸漁業者が行う燃油コスト削減のための協業化、省エネ施設の導入等や、沖合・遠洋漁業者が行う共同漁場探索船、共同漁獲物運搬船及び共同燃油補給船の導入等について、支援を行います。

(4) 省エネルギー推進緊急対策特別事業

省エネルギー型漁業への転換のために必要な運転資金を融通します。

【水産業燃油高騰緊急対策事業 22,000(0)百万円】

【漁船漁業構造改革総合対策事業 26,000(5,000)百万円】

2. 資源回復・休漁減船支援の強化

(1) 減船の促進

資源水準に見合った漁業体制を構築するため、漁業者が自主的に行う、①資源回復型、②高度経営移行型等の減船に対して助成します。

(2) 休漁等の促進

魚種別等の資源回復計画に基づく「漁獲努力量削減実施計画」及び漁業団体が国際的な取決めに従って行う「国際資源管理実施計画」の確実な実施に必要な休漁等の措置に対して、休漁期間中の漁業経営の維持、漁具の改良（省エネ型漁具の導入を含む）等が必要となる経費について助成します。

省エネ対応・資源回復等推進支援事業 2, 000 (1, 430) 百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体

3. 燃油高騰対策関連施設の整備

燃油高騰に対応するため、燃油コストの削減に資する施設（燃油タンク、陸電施設等）の整備や、既存施設の改築等による省エネルギー化を推進します。

強い水産業づくり交付金 8, 154 (7, 730) 百万円の内数
交付率：定額（1／2等）
事業実施主体：地方公共団体、漁業協同組合等

【参考：平成20年度における追加対策】

既存基金等を活用した燃油高騰水産業緊急対策

燃油費増加分に着目した省燃油操業実証事業の導入、省エネ機器等の導入支援、省エネ操業の支援、休漁・減船等支援対策、国際減船対策、流通の多様化を通じた漁業者の手取りの確保の6つの柱からなる非常事態に対応した抜本的対策。

○省燃油操業実証事業・・・8,000百万円 ○無利子融資・・・（融資枠）20,000百万円

○休漁・減船等支援事業・・・6,500百万円 ○水産物買取・・・（買取額）40,000百万円

担当課：水産庁水産経営課 (03-6744-2134 (直))
(03-6744-2364 (直))
沿岸沖合課 (03-3502-8469 (直))
遠洋課 (03-6744-2364 (直))
研究指導課 (03-6744-2374 (直))
防災漁村課 (03-6744-2391 (直))

② 漁業経営体質の強化

【漁船漁業構造改革総合対策事業 26,000(5,000)百万円ほか】

対策のポイント

万一の災害等でも大きな補償が得られるよう、漁業共済により加入しやすい仕組みを作ります。

漁船漁業の収益性向上や担い手の経営改善の取組の支援を行います。

経営改善の取組への支援や人材の育成・確保、異業種のノウハウの導入を通じて、効率的かつ安定的な漁業経営を育成します。

漁船の安全操業対策を推進し漁業労働環境の改善を図ります。

(漁業経営体の現状)

- ・ 底びき網漁業、まき網漁業、かつお・まぐろ漁業などの漁船漁業は、我が国の漁業生産の約7割を担い、水産物の安定供給の確保において重要な位置を占めていますが、近年、資源の悪化、輸入の拡大、魚価の低迷に加え燃油価格高騰等により急激に収益性が悪化しています。
- ・ 漁業事業者は、この10年間で約3割減少し20万人まで減少する一方、漁業への新規就業者は年間1,200~1,500人で推移しており、漁業外からも含め新規就業を促進して将来の漁業生産を担う意欲ある人材を確保する必要があります。

政策目標

国際競争力のある経営体の育成・確保と
活力ある漁業就業構造の確立

<内容>

1. 大規模災害に備えた漁業共済の加入促進

大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果のある契約方式を選択した漁業者及び大災害により被災した漁業者に対し、共済掛金の助成を充実することにより、共済により加入しやすい仕組みを作ります。

漁業共済経営環境変化特別対策事業 1,378(0)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 漁協系統の経営改善の促進・支援

漁協の経営改善計画の実施又は地域漁業の再編のために必要な融資について、金利軽減措置を講じます。また、地域漁業の再編を目的とした県域再編モデルを策定し、その実施及び普及を推進します。

【漁協系統組織・事業改革促進事業 72(76)百万円】

【漁協経営基盤強化推進基金造成事業 153(0)百万円】

3. 漁船漁業構造改革プロジェクト

漁船漁業改革推進集中プロジェクトの実施等により、一層の省エネと収益性重視の操業・生産体制への転換を促進し、国際競争力があり、高騰した燃油価格の下でも操業できる漁業経営体への転換を図ります。

〔 漁船漁業構造改革総合対策事業 26,000 (5,000) 百万円
補助率：定額
事業主体：民間団体 〕

4. 漁業経営安定対策の実施

効率的かつ安定的な漁業経営を実現するために積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象に、現行の漁業共済制度の経営安定機能に上乗せした形で、収入の変動による漁業経営への影響を緩和し、その経営改善を支える「漁業経営安定対策」を実施します。

〔 漁業経営安定対策事業 5,101 (5,206) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体 〕

5. 漁業への新規就業・新規参入の促進

漁業就業者についての情報提供や就業準備講習会の開催、就業に必要な実務研修の充実等により、漁業に就業するための各段階に応じた支援措置を講じます。また、異業種の持つノウハウや燃油高騰に対応する低コスト技術等を活用した漁業の生産・販売等に関する新たなビジネスの事業化を推進します。

〔 漁業担い手確保・育成対策事業 616 (518) 百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体 〕

6. 漁船の安全操業対策

各地域におけるリーダーを中心としたライフジャケットの着用推進や漁業者が着用しやすいライフジャケットの開発等の漁船の安全操業対策を推進します。

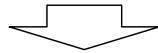
〔 漁船安全操業対策事業 122 (33) 百万円
補助率：定額、2/3以内
事業実施主体：民間団体 〕

〔 担当課：水産庁 水産経営課 (03-6744-2345 (直))
漁業保険管理官 (03-6744-2356 (直))
企画課 (03-6744-2340 (直))
沿岸沖合課 (03-3502-8469 (直)) 〕

漁業分野における燃油高騰対策の推進

水産業燃油高騰緊急対策事業(平成19年度補正102億円)
及び燃油高騰水産業緊急対策(平成20年7月とりまとめ)の
着実な推進

省燃油操業実証事業 80億円 休漁・減船等支援 65億円
無利子融資 融資枠200億円 水産物の買取 買取額400億円



21年度も事業を着実に実施し燃油価格高騰にも負けない力
強い漁業構造への転換

○ 水産業燃油高騰緊急対策事業の拡充・強化

○ 漁船漁業構造改革総合対策等の活用

- ① 省燃油操業実証事業(20年度に創設)→漁業者グループが燃油使用量を1割以上削減する実証事業に取り組む場合に支援
- ② 省エネ推進協業体活動支援事業→輪番休漁による漁場生産力向上のための取組を支援
- ③ 漁業経営体質強化対策事業→省エネ技術・施設等の導入を支援
- ④ 省エネルギー推進緊急対策特別事業→省エネルギー型漁業への転換を実施するために必要な利子助成を実施
- ⑤ 漁船漁業構造改革総合対策→20年度に創設した省燃油操業実証事業を拡充

【水産業燃油高騰緊急対策事業 220億円】

【漁船漁業構造改革総合対策 260億円】

- ⑥ 省エネ対応・資源回復等推進支援事業→漁業者が自主的に取り組む休漁・減船等を支援するとともに、省エネ対応漁具の導入への支援を拡充
- ⑦ 国産水産物安定供給推進事業→産地と小売業者等の実需者との間の直接取引を支援

【省エネ対応・資源回復等推進支援事業 20億円】

【国産水産物安定供給推進事業 18億円】

多様な政策手段の活用による総合的な燃油高騰対策の実施

漁業経営体質の強化

- ① 漁業共済経営環境変化特別対策事業→大災害に適応した契約方式や漁業共済事業の収支改善に効果のある契約方式を選択した漁業者、及び大災害により被災した漁業者に対して共済掛金の助成を充実(平成21年度新規要求)

【漁業共済経営環境変化特別対策事業 14億円】

- ② 漁業担い手確保・育成対策事業→漁業就業者についての情報提供や就業準備講習会の開催、就業に必要な実務研修の充実等により、漁業に就業するための各段階に応じた支援措置を講じるとともに、異業種の持つノウハウや燃油高騰に対応する低コスト技術等を活用した漁業の生産・販売等に関する新たなビジネスの事業化を推進

【漁業担い手確保・育成対策事業 6億円】

関連事業における燃油対策関係メニューの追加等

- ① 強い水産業づくり交付金→燃油補給施設、陸電施設の整備、既存施設の改築等による省エネルギー化を支援
- ② 漁船等省エネルギー・安全推進事業→漁業者がグループで策定する省エネルギー技術実証計画及び実証等への支援

【強い水産業づくり交付金 82億円の内数】

【漁船等省エネルギー・安全推進事業 9億円】

漁業者の手取りの確保に向けた追加対策の実施等

- ① 産地の販売力の強化
スーパー・商社OB等のノウハウを活用した新規販路の開拓、産地市場の改革に取り組む漁業者団体等を支援(平成21年度新規要求)
- ② 原油価格高騰に対する関係者の理解醸成
生産者団体、流通業者団体、消費者団体等で構成される「原油価格高騰等の漁業をめぐる状況変化への理解醸成のための協議会」を開催し、理解醸成を促進

【水産物産地販売力強化事業 11億円】

税制

漁業用燃油関連税制については、今後の議論を踏まえ検討

(2) 加工・流通・消費対策の強化

【加工・流通・消費対策 3, 193 (1, 200) 百万円】

対策のポイント

産地・消費地間の直接取引の推進など多様な流通経路の構築、水産物流通の全段階を通じた品質・衛生管理体制の構築等により、新鮮で安心な国産水産物を消費者に届けるとともに、燃油高騰で厳しい状況に置かれている漁業者の手取りの確保を図ります。

(水産物流通の現状)

- ・水産物流通は、産地市場・消費地市場を経由する多段階流通が大宗を占めており、流通コストが割高です。
- ・燃油価格の高騰により水産物の生産コストが大きく上昇していますが、水産物価格はこれを反映しておらず、漁業経営が厳しい状況に置かれている一因となっています。

政策目標

水産物の産地と消費地の価格差を縮減

<内容>

1. 多様な流通経路の構築

スーパー・商社OB等のノウハウを活用した新規販路の開拓、産地市場の改革に取り組む漁業者団体等を支援します。

水産物産地販売力強化事業 1, 052 (0) 百万円
補助率：定額・1/2
事業実施主体：民間団体

2. 国産魚の直接取引の推進

産地と小売業者等の実需者との間の直接取引に対して支援します。

国産水産物安定供給推進事業 1, 800 (1, 200) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

3. 国産魚の加工原材料利用の推進

水産加工業者が、これまで十分に利用されていなかった国産魚を加工原材料として有効活用するモデル的な取組に対して支援します。

水産加工原料確保緊急対策事業 102 (0) 百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体

4. 水産物流通の全段階を通じた品質・衛生管理体制の構築

漁船、市場、加工場など水産物流通の全段階を通じたHACCP手法の導入に取り組む地域を支援します。また、欧米等への輸出を目指す水産加工場等へのHACCP手法の導入を支援します。

水産物フードシステム品質管理体制構築推進事業 109 (0) 百万円
補助率：定額、1/2以内
事業実施主体：民間団体

5. 「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発

「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及・啓発を図る一環として、消費者に対し、水産物の食べ方の提案や水産業に関する理解の促進を図ります。

にっぽん食育推進事業 2, 688 (2, 776) 百万円の内数
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[担当課：水産庁加工流通課 (03-3502-4190 (直))]

(3) 資源管理・回復の推進

【資源管理等対策 6, 414 (5, 226) 百万円】
【強い水産業づくり交付金 8, 154 (7, 730) 百万円の内数ほか】

— 対策のポイント —

水産物の安定供給に貢献する新技術の開発、商業捕鯨再開に向けた調査、科学的知見に基づく資源管理・回復を推進します。

(背景)

- ・我が国周辺水域における資源の減少や、国際的な規制の強化に対応するための水産資源の回復・管理、新技術の開発等を推進することが必要です。
- ・商業捕鯨の再開に向けて、鯨類の資源状況等を科学的に把握するための調査を行うことが不可欠です。
- ・養殖生産による水産物の安定供給の重要性が高まっています。

— 政策目標 —

低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

<内容>

1. 資源回復計画等の一層の推進

(1) 資源管理の着実な実施

我が国周辺水域における資源回復計画の作成・実施や、漁獲可能量の適切な管理を推進します。また、自立した資源管理体制の構築を図るためのポスト資源回復計画の導入を推進します。併せて、休漁漁船を活用した漁場の清掃作業等の取組を支援し、ゴーストフィッシング、不法投棄網にも対応します。

【資源管理体制・機能強化総合対策事業 292 (262) 百万円】

【強い水産業づくり交付金 8, 154 (7, 730) 百万円の内数】

【省エネ対応・資源回復等推進支援事業 2, 000 (1, 430) 百万円】

(2) 資源調査の着実な実施

スルメイカ、マサバ、マグロ類等の主要な水産資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理に必要な資源評価等を実施します。

【我が国周辺水域資源調査推進事業 1, 605 (1, 623) 百万円】

【国際資源対策推進事業 898 (945) 百万円】

2. 資源回復・休漁減船支援の強化(再掲)

(1) 減船の促進

資源水準に見合った漁業体制を構築するため、漁業者が自主的に行う、①資源回復型、②高度経営移行型等の減船に対して助成します。

(2) 休漁等の促進

魚種別等の資源回復計画に基づく「漁獲努力量削減実施計画」及び漁業団体が国

際的な取決めに従って行う「国際資源管理実施計画」の確実な実施に必要な休漁等の措置に対して、休漁期間中の漁業経営の維持、漁具の改良（省エネ型漁具の導入を含む）等が必要となる経費について助成します。

省エネ対応・資源回復等推進支援事業 2,000（1,430）百万円
補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：民間団体

3. 持続的な養殖生産と安定供給の確保

- （1）未利用資源の活用による飼料確保、新技術の導入による生産コストの削減を推進し、効率的で消費者の信頼にこたえる生産を通じて養殖生産物の安定供給を図ります。

持続的養殖生産・供給推進事業 186（135）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等

- （2）天然からの採取に依存している養殖用のマグロ及びウナギの種苗について、安定的に供給可能な人工種苗生産技術を開発します。また、海象条件の厳しい未利用海域でのクロマグロ養殖を可能とする生けす等を開発します。

【新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業

10,379（5,200）百万円の内数】

【ウナギの種苗生産技術の開発 156（156）百万円】

【養殖クロマグロ安定供給推進事業 247（247）百万円】

4. 未来を切り拓く新技術の開発

- （1）漁船等の省エネルギー化、安全確保を促進する技術の開発

省エネルギー技術の開発・実証・普及及び衛星情報を活用した漁場探索技術の実用化への支援等により、省エネルギー化を促進します。併せて、操業の安全確保を図るため、無線のデジタル通信システムの開発等を行います。

漁船等省エネルギー・安全推進事業 865（924）百万円
補助率：定額、1／2
事業実施主体：民間団体等

- （2）水産分野の地球温暖化対策、バイオマス資源の利活用技術の開発

藻場・干潟等の炭素吸収量の全国評価、地球温暖化による沿岸漁場環境への影響評価、高水温耐性等を有する養殖品種の開発等を行います。また、未利用水産資源（海藻等）からバイオ燃料等を生産・利用するために必要な技術の開発を行います。

【地球温暖化対策推進費 177（98）百万円】

【水産業振興型技術開発事業 94（108）百万円】

5. マグロ資源の持続的利用の推進

(1) マグロ類の人工種苗による新規養殖技術の開発

天然からの採取に依存している養殖用マグロ種苗について、優良な親魚養成及び種苗生産技術を開発します。

新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
10,379(5,200)百万円の内数
事業実施主体：民間団体等

(2) 小型マグロの有効利用モデルの実証とクロマグロ養殖効率化技術の開発

海象条件の厳しい未利用海域でのクロマグロ養殖を可能とする生けす等の開発を行います。また、まき網で漁獲される小型魚を養殖に効率的に活用するための運搬技術等を開発します。

養殖クロマグロ安定供給推進事業 247(247)百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

6. 商業捕鯨再開への対策

鯨類の資源調査及び国内に流通する鯨肉の市場調査を実施します。また、年々激化する鯨類捕獲調査に対する妨害行為への対策を強化します。

【鯨資源調査等対策推進事業 404(404)百万円】

【鯨類捕獲調査円滑化事業 795(0)百万円】

7. 漁場油濁被害への対策

原因者不明の油濁による被害漁業者に対する救済対策を引き続き実施します。また、原因者が判明している油濁事故に際し、漁業者が実施した防除・清掃作業の費用を支弁します。

漁場油濁被害対策 160(78)百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

8. サンゴ礁保全への対策

我が国排他的経済水域の重要な拠点である沖ノ鳥島を中心に、一定規模のサンゴ増殖技術の確立を図るため、種苗生産、増殖基盤整備、効率的な移植に係る技術等、一連のサンゴ増殖技術を開発します。

厳しい環境条件下におけるサンゴ増殖技術開発実証事業 290(0)百万円
事業実施主体：民間団体等

[担当課：水産庁管理課 (03-3502-8452(直))]

(4) 漁港・漁場・漁村の総合的整備、多面的機能の発揮

【水産資源の生産力向上対策

178, 881 (152, 663) 百万円の内数】

対策のポイント

国による直轄漁場整備を一層推進するとともに、地球環境に配慮した水産基盤の整備、防災・減災対策等による安全で活力ある漁村づくり、漁業者が中心となって行う環境・生態系保全活動や離島の漁業再生活動を支援します。

(背景)

- ・水産資源の多くが低位水準と評価されている中、安全・安心な水産物の安定供給のためには、我が国周辺水域の生産基盤や流通機能の強化が必要となっています。
- ・漁村は、概して地震・津波等の災害に対してぜい弱な面を有しており、また、集落排水施設等の生活環境施設の整備が立ち後れています。
- ・水産業・漁村は、水産物を安定的に供給する機能以外に、自然環境や生態系の保全、居住や交流の場の提供等の多面的機能を有しています。

政策目標

- 平成23年度までに漁場整備により水産物を概ね14.5万トン増産
- 平成23年度までに防災機能の強化が講じられる漁村の普及率を21%から概ね30%に、漁業集落排水処理普及率を35%から概ね60%に向上
- 藻場・干潟等の保全活動による公益的機能の維持及び発揮
- 全国の漁業生産額に占める離島の漁業生産額の割合10%の確保

<内容>

1. 地球環境に配慮した生産基盤整備の推進

- ① 沖合資源の保護・増殖のため、国の直轄漁場整備を一層推進するとともに、新たな魚種・海域を対象とした事業に向けた調査を重点的に実施します。

【フロンティア漁場整備事業（公共） 1, 000 (400) 百万円】

【水産基盤整備調査費（公共） 704 (708) 百万円の内数】

- ② 地域の実情に合ったCO₂削減等が可能となる技術・工法を活用した取組を支援します。また、漁場と漁港の一体的な水域環境保全対策を実施するほか、底質環境が悪化している養殖海域の改善を図ります。

【広域水産物供給基盤整備事業等（地球環境保全対応水産基盤整備事業）（公共）

130, 268 (117, 091) 百万円の内数】

【水域環境保全創造事業（公共） 4, 508 (0) 百万円】

2. 産地における生産流通機能の強化

漁場への移動や探索に要する燃料消費を削減するため、浮魚礁の整備を促進します。また、漁港から幹線道等へのアクセス道の整備により、漁獲物の生産・流通の効率化、漁村の生活環境改善を図ります。さらに、既存ストックの有効活

用のため、漁港・漁場施設の長寿命化対策の充実を図ります。

【燃油高騰対応緊急浮魚礁漁場整備事業（公共） 1, 000（0）百万円】

【漁業集落環境整備事業（公共） 6, 866（6, 085）百万円】

【水産基盤ストックマネジメント事業（公共） 2, 158（1, 200）百万円】

3. 安全で活力ある漁村づくりの推進

- ① 養殖漁場等における水質改善対策として、漁業集落排水施設に紫外線照射装置等を設置するモデル事業や水質改善対策のための施設整備を推進します。

【漁業集落環境整備事業（污水处理高度化モデル事業）（公共）

6, 866（6, 085）百万円の内数】

【強い水産業づくり交付金 8, 154（7, 730）百万円の内数】

- ② 地域の創意工夫を生かした活力ある漁村づくりを支援します。また、子どもの漁村での長期宿泊体験活動を推進するための安全指針やガイドラインの作成を行います。

【漁村再生交付金（公共） 8, 610（7, 746）百万円】

【漁村地域力向上事業 105（103）百万円】

- ③ 漁業者の共同利用に係る施設の整備について、広域的な利用に係る施設や条件不利地における施設の整備の円滑化等を図り、地域が実施する施設整備を効果的に支援します。

（強い水産業づくり交付金 8, 154（7, 730）百万円の内数
交付率：定額（1／2等）
事業実施主体：地方公共団体、水産業協同組合等）

- ④ 避難経路確保のための施設等の整備により漁業地域の防災・減災対策を推進します。また、海面上昇に対応した漁港の機能強化や地震、津波、高潮対策等のための海岸整備を緊急に実施します。

【漁業集落環境整備事業（公共） 6, 866（6, 085）百万円】

【海面上昇緊急対策事業（公共） 1, 000（0）百万円】

【海岸事業（漁港）（公共） 12, 052（10, 149）百万円】

4. 多面的機能の発揮の促進

- ① 漁業者を中心とした藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を支援するための新たな交付金制度を創設します。また、優良事例の普及等や技術的サポート等を行います。

（環境・生態系保全対策 1, 210（0）百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

- ② 離島漁業の再生に取り組む漁業集落に対して交付金を交付します。また、制度見直しに向けた調査事業を実施します。

【離島漁業再生支援交付金 1, 200（1, 451）百万円】

【離島漁業再生支援交付金導入効果分析事業 45（0）百万円】

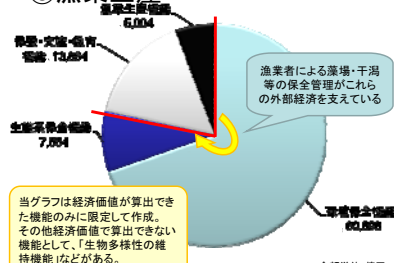
〔担当課：水産庁計画課（03－3502－8491（直））〕

環境・生態系保全活動への支援について

現 状

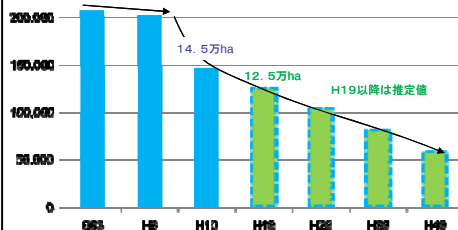
藻場・干潟の公益的機能

- ①水質浄化
- ②生物多様性の維持
- ③CO₂の固定
- ④浸食抑制による海岸保全
- ⑤親水性や環境学習の場
- ⑥漁業生産



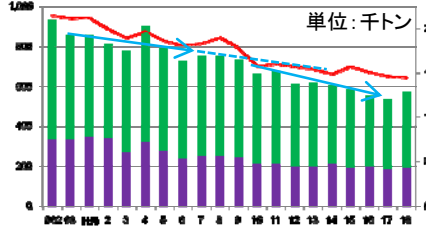
藻場・干潟の減少

藻場の面積推移



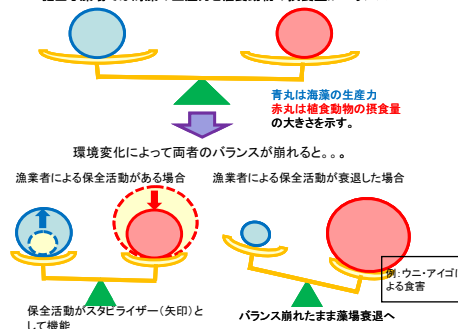
干潟についても二枚貝の減少等により、水質浄化機能が大幅に低下（昭和53年→平成19年 1/4）

藻場・干潟を生息場所等とする水産動植物の漁獲量の減少



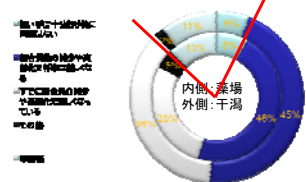
要 因

最近の藻場衰退のメカニズム



- ① 地球温暖化等の環境変化による食害生物の増加とこれを除去するために必要な活動量の増加
- ② 漁業者の減少・高齢化による保全活動の担い手の減少、弱体化とそれに伴う活動量の減少

食害の低い手の選別と将来に対する懸念



就業者数：27.8万人（H9）⇒20.4万人（H19）
65歳以上の割合：27%（H9）⇒37%（H19）

- ③ 保全活動量の増加に伴う費用負担増

放置

水質浄化等の公益的機能の低下に伴う国民負担増

水産資源の減少による水産物の安定供給への支障

（基本計画の持続的生産目標の未達成）

現在実施している施策

○ 藻場・干潟の維持・回復のための 施策を実施

<具体的内容>

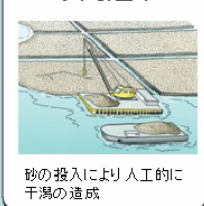
- (1) 藻場・干潟で既に消失したものの再生

公共事業により5,000ha 造成等（H19～H23）

藻場造成



干潟造成



- (2) 現存する藻場・干潟についての機能の維持・回復

調査実証事業により

- ①地域の実態把握、②課題の整理等を実施

今後の施策の展開方向

- ◆ 本検討会において、藻場・干潟等の維持・管理等の活動に対する支援方策を検討。

施策の確立・実施



アマモの移植



干潟の耕うん

1. 無駄遣い撲滅に向けた支出の総点検の反映

平成21年度概算要求基準において明記された「ムダ・ゼロに向けた見直しの断行」や「政策の棚卸し」等を徹底し、平成21年度予算概算要求に当たって、農林水産予算における支出を総点検することにより経費を削減し、重要課題実現のための政策経費に充当することとしました。

その概要は、以下のとおりです。

(1) 3年以上継続している事業の見直し

平成18年度以前に開始した事業のうち、平成20年度まで継続して実施してきた事業について見直しを行い、農村生活総合調査研究事業、海岸保全施設整備事業における局部改良事業など計70事業を平成20年度限りで廃止（473億円を削減）。

(2) 公益法人向け支出の見直し

平成18年度一般会計予算において公益法人に支出された経費401億円について見直しを行い、平成21年度概算要求において引き続き計上するものを282億円に抑制し、3割を削減。

(3) 多額の不用が発生するなど政策効果が十分に発揮されていない可能性がある事業の見直し

平成19年度当初予算に対して3割以上の不用が発生した事業について見直しを行い、計10事業を平成20年度限りで廃止（24億円を削減）。

(4) レクリエーション経費の原則廃止等

職員厚生経費のうちレクリエーション経費については、平成20年度における執行を凍結（既に契約したものを除く。）するとともに、平成21年度概算要求は行わない。

（５）広報経費の見直し

平成21年度概算要求において、広報経費のうち、イベント・シンポジウム開催に係る経費を原則廃止するとともに、パンフレット、リーフレット、新聞・テレビ・ラジオ広告等に係る経費について必要性を徹底的に見直し。

（６）委託調査経費の見直し

- ① 平成20年度に終期を迎える民間団体向け委託費について期限の延長を認めないこととし、計41事業を平成20年度限りで廃止（20億円を削減）。
- ② 平成20年度予算において一事業当たり800万円以下の民間団体向け委託費計21事業を、平成20年度限りで廃止（1億円を削減）。
- ③ 平成18年度及び19年度の２年間連続で一者応札かつ同一者による受託がなされた19事業を平成20年度限りで廃止（6億円を削減）。
- ④ 平成19年度に同一の公益法人が３事業以上を受託している場合、当該法人の受託事業から少なくとも１事業を原則廃止することとし、計24事業を平成20年度限りで廃止（7億円を削減）。

（７）国の補助金等で造成された公益法人等の基金の活用

原油高騰対策、国産原材料供給対策、農地政策、地域商店街活性化対策、森林吸収源対策といった現下の農林水産政策をめぐる緊急課題への対応のため、公益法人・独立行政法人に造成されている基金を活用することにより、国費の支出を抑制。

平成21年度予算概算要求に当たっては、以上に掲げるような支出の総点検の結果、平成20年度農林水産関係予算のうち「公共事業関係費」及び「その他経費」の２％相当以上を削減し、重要課題実現のための政策経費に充当することとしました。

2. 政策評価結果の反映

ア 農林水産省においては、「農林水産省政策評価会」（第三者機関：座長 八木 宏典 東京農業大学国際食料情報学部教授）の意見を聴き、政策評価を実施しています。

平成20年7月18日に公表された「平成19年度に実施した政策の評価結果（<http://www.maff.go.jp/j/assess/hyoka/kekka/2007/index.html>）」の概要は、次のとおりでした。

＜平成19年度政策の評価結果＞

（1）17政策分野の54政策目標のうち、

- ①「A（おおむね有効）」ランクは、39目標（72%）
- ②「B（有効性の向上が必要である）」ランクは、12目標（22%）
- ③「C（有効性に問題がある）」ランクは、2目標（4%）
- ④「その他」は、1目標（2%）

となりました。

（注1）「A（おおむね有効）」ランク・・・達成度合90%以上
「B（有効性の向上が必要である）」ランク・・・達成度合50%以上90%未満
「C（有効性に問題がある）」ランク・・・達成度合50%未満

（注2）調査が終了しなかったため、ランク付けを行わない目標が1つあった

（2）「C（有効性に問題がある）」ランクとなった2目標の政策手段（予算事業）については、必要性、有効性等を分析・検証する政策手段別評価を実施し、見直しの方向性を示しました。

また、今年度からは、新たに、目標の下に位置付けられている指標の達成状況にも着目し、「C（有効性に問題がある）」ランクとなった1指標の政策手段についても、政策手段別評価を実施し、見直しの方向性を示しました。

イ 「C（有効性に問題がある）」ランクとなったものについては、評価結果を受け、以下のとおり、平成21年度予算概算要求等に反映させています。

＜「C（有効性に問題がある）」ランクとなり、政策手段別評価を行った2目標における対応＞

① 教育ファームへの取組の推進

【政策評価結果】

- ・19年度目標：教育ファームを自らが実施又は支援している市町村の割合の増加 68.1%

- ・ 19年度実績：49.1%（Cランク）
- ・ 評価結果の概要：早急に教育ファームの狙い等を市町村に周知徹底するとともに、21年度予算において、地方農政局、地方農政事務所等を通じて得た市町村の要望を踏まえ、事業内容や運用の改善を図るべきである。

【政策評価結果の反映】

市町村に対して教育ファームの狙い等を早急に周知徹底します。また、点的な取組に止まっている教育ファームが、全国で幅広く継続的に展開されるようにするため、各市町村の関係者に対し、優良事例の紹介や関係者間の調整を円滑に進めるための濃密な助言等を行うとともに、教育ファームの実施主体に対する研修の実施や運営マニュアルの作成及び参加者の理解を助けるための教材の作成を行います。

【食育推進事業事務費（拡充） 72（64）百万円の内数】

【につぼん食育推進事業補助金（継続） 1,664（1,664）百万円の内数】

【食の安全・安心確保交付金（継続） 2,362（2,345）百万円の内数】

② 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

【政策評価結果】

- ・ 19年度目標：資源回復計画の着実な実施に向け、漁獲努力量削減実施計画を早期（資源回復計画作成後半年以内）に策定 達成率100%
- ・ 19年度実績：達成率 35%※（Cランク）

※漁獲努力量削減実施計画の早期作成は3計画／資源回復計画は14計画＝35%

- ・ 評価結果の概要：水産資源を早期に管理し回復させることは、我が国水産物の安定供給等に向けた重要な課題である。このため、①都道府県に対し漁獲努力量削減実施計画（以下「削減実施計画」）の早期作成（半年以内）をうながすために必要な指導を行う仕組みを検討すること、②事業の効率的な運用を促進するため、強い水産業づくり交付金の要領に、削減実施計画を早期（半年以内）に作成する規定を設けることが必要である。

【政策評価結果の反映】

目標達成に向け、①都道府県に対し削減実施計画の早期作成（半年以内）を促すため、地方公共団体の役割に留意しつつ、必要な現地説明会等を国が直接行うこと、②強い水産業づくり交付金の要領に、削減実施計画を半年以内に作成する規定を新たに設けることにします。

【強い水産業づくり交付金（8,154（7,730）百万円の内数）の要領改正】

＜「C(有効性に問題がある)」ランクとなり、政策手段別評価を行った
1 指標における対応＞

① 豊かで住みよい農村の実現

【政策評価結果】

- ・ 19年度目標：「意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現」の指標のうち「景観農業振興地域整備計画の策定数」 20計画
- ・ 19年度実績：2計画（Cランク）
- ・ 評価結果の概要：景観農業振興地域整備計画（以下「景観農振整備計画」）の策定を推進するためには、景観法や景観農振整備計画について幅広く普及・啓発することに加えて、①重点地域を定め、その地域の市町村、地域住民等を支援すること、②事業の効率性を上げるため、景観農振整備計画の策定に繋がるメリット措置の導入を検討することが必要である。

【政策評価結果の反映】

景観農振整備計画の策定数を増加させる取組を強化するため、計画策定に意欲的な市町村（重点地域）へのアドバイザー派遣等を支援します。

また、景観法等に基づき指定された重要地域において、環境や農村景観の維持向上に対する活動や基盤整備等に支援します。

【田園歴史的風致土地利用推進事業（新規）のうち

景観農業振興地域整備計画策定推進のための支援 23(0)百万円の内数】

【水土里環境を守ろう特別支援事業（公共）（新規） 200(0)百万円】

ウ 「A(おおむね有効)」ランク又は「B(有効性の向上が必要である)」ランクとなった目標に属する政策手段（予算事業）についても、評価結果を受け、平成21年度予算概算要求等に反映させています。その具体例は、次のとおりです。

① 食品産業の競争力の強化

【政策評価結果】

- ・ 19年度目標：食料産業クラスターの取組による食品製造企業の活性化
（食料産業クラスター事業に参画している食品製造企業の製品出荷額等が、前年実績を上回ったかを基本に、景気や需給等の動向を踏まえ総合的に有効性を判断）
- ・ 19年度実績：おおむね有効（Aランク）
（平成19年度の製品出荷額（推計）が対前年比2.8%増）
- ・ 評価結果の概要：食料産業クラスターに参画している食品製造企業の活性化に貢献し、目標の達成状況はおおむね有効であることから、今後

とも、国産農産物を活用した商品づくりや販路拡大を支援する必要がある。

【政策評価結果の反映】

食料産業クラスター形成により、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大の取組を推進するため、農商工等連携促進法による支援策の活用を図るとともに、食品産業等に対し専門的なアドバイスを行うコーディネーターの確保等の強化を図ります。

〔注：「食料産業クラスター」とは、食品産業が中核となり、農林水産業や関連産業を含めた連携ネットワークを構築すること。〕

【食料産業クラスター展開事業（拡充） 874（609）百万円】

② 国産農畜産物の競争力の強化のうち加工向け国産野菜の出荷量増加

【政策評価結果】

- ・ 19年度目標：68万トン
- ・ 18年度実績：68.6万トン（Aランク※）

※19年度の統計は8月末公表のため、過去からの推移及び18年度実績で評価

- ・ 評価結果の概要：国産農畜産物の強化を図るためには、消費者・実需者のニーズに的確に対応した国産農畜産物を安定的に供給できる体制を構築することが重要である。

加工向け国産野菜（13品目）については、今後更にシェアを拡大するため、産地における加工・業務用向け野菜の供給体制を強化していく必要がある。

【政策評価結果の反映】

国産品に対するニーズが高まっている状況に鑑み、野菜等国産原材料の加工・業務用向けの供給体制の強化に向け「加工・業務用需要対応プラン（仮称）」を策定し、同プランに基づき生産・流通体制の変革等に取り組む産地や農業経営等に対して重点的な支援を行い、加工・業務用分野での国産原材料シェアの拡大を目指します。

【国産原材料供給力強化対策（新規） 8,025（0）百万円】

③ 担い手の育成・確保

【政策評価結果】

- ・ 19年度目標：農業経営改善計画の認定数 24.0万経営体
- ・ 19年度実績：23.7万経営体（平成19年12月末現在）（Aランク）
- ・ 評価結果の概要：目標の達成に向けて順調に進捗しているが、望ましい農業構造の確立に向けて、引き続き、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）をはじめ、担い手の経営改善・発展に向けた

支援を着実に実施し、担い手の育成・確保の取組を一層推進する必要がある。

【政策評価結果の反映】

意欲と能力のある担い手を育成するため、水田・畑作経営所得安定対策については、19年12月に行った見直しの内容を周知しながら着実に推進するとともに、企業的な農業経営を目指した経営展開の取組への支援、経営の法人化の促進、集落営農の発展段階に応じたきめ細やかな支援等、担い手のニーズに即した各種支援施策を集中的・重点的に実施します。

【水田・畑作経営所得安定対策 230,482(208,670)百万円】

【農業法人経営発展支援事業(新規) 230(0)百万円】

【担い手アクションサポート事業(拡充) 3,175(2,250)百万円】

④ 山村地域の活性化

【政策評価結果】

- ・ 19年度目標：以下の指標により全国的な視点から総合的に有効性を判断
 - ①全国の振興山村地域から抽出した市町村において、新規定住者数・交流人口・地域産物等の販売額
 - ②森林資源を積極的に利用している流域の数
 - ③用排水施設などの生活環境整備の受益者数
- ・ 19年度実績：有効性の向上が必要である（Ｂランク）
- ・ 評価結果の概要：地域の森林資源の活用や住民の定住基盤の整備などが進められてきているが、新規定住や交流人口の拡大などに必ずしもつながっていないと見られることから、今後とも山村地域の生活環境等の整備を図るとともに、地域の特色を活かした魅力ある山村づくりを推進し、定住や都市との交流を促進する必要がある。

【政策評価結果の反映】

森林等の自然や伝統文化等の山村特有の資源を活用した新たな産業の創出、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援します。また、地域の特色を活かし、①環境（新素材・エネルギー）、②教育、③健康の３分野に着目して国がガイドラインを示すとともに、地域の取組のマネジメントを行う人材の派遣等を行うことにより、新たな山村再生のモデルを開発することで、山村振興を加速します。

【山村再生総合対策事業(拡充) 367(300)百万円】

⑤ バイオマスの利活用の推進

【政策評価結果】

- ・ 19年度目標：国産バイオ燃料の生産拡大 100KL以上生産

・ 19年度実績：463KL（Aランク）

・ 評価結果の概要：国産バイオ燃料の生産拡大については、政策目標を達成しており、施策は有効であることから、引き続き現在の施策を推進するとともに、世界的に食料供給との競合が懸念されることから、今後は、食料供給と競合しない稲わらや間伐材等の未利用バイオマスを有効に活用していく必要がある。

【政策評価結果の反映】

平成23年度に国産バイオ燃料を5万KL生産する目標の達成に向けて、「農林漁業バイオ燃料法」に基づき、農林漁業者等とバイオ燃料製造業者が連携する取組を支援します。

また、北海道洞爺湖サミットの首脳声明（第二世代バイオ燃料の開発と商業化を加速）を受けて、稲わらや間伐材等のセルロース系原料を活用した日本型バイオ燃料の大幅な生産拡大を一層推進します。

【環境バイオマス総合対策推進事業（拡充） 352（352）百万円】

【地域バイオマス利活用交付金のうち農林漁業者参加促進事業（拡充）

1,584（0）百万円】

【ソフトセルロース利活用技術確立事業（継続）

3,798（3,237）百万円】

⑥ 農林水産物・食品の輸出の促進

【政策評価結果】

・ 19年度目標：農林水産物・食品の輸出額 1兆円規模（平成25年）

・ 19年度実績：4,337億円（対前年比16.0%の増加）（Aランク）

・ 評価結果の概要：平成19年の農林水産物・食品の輸出実績額は、4,337億円で前年比16.0%の増加と、目標に向けて順調な伸びを示しており、今後とも、目標の実現に向けて、関係府省、地方公共団体等と連携を図りつつ、輸出環境の整備や意欲ある農林漁業者等に対する支援を行う必要がある。

【政策評価結果の反映】

関係府省、都道府県、民間団体等が参画する農林水産物等輸出促進全国協議会において「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」が改訂（平成20年6月）されたところであり、それに沿って、意欲ある農林漁業者等に対する支援策を展開します。

【輸出促進対策（拡充） 2,234（2,052）百万円】

3. 予算執行状況の反映

財務省が行った予算執行状況調査を反映し、次のような見直しを行いました。

① 家畜共済損害防止事業

家畜共済損害防止事業について、発症が稀な疾病は検査対象から除外すべき、また、近年の多頭化した飼養形態を踏まえより効率的な検査方法の導入や、医薬品管理の効率化をすべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、平成 21 年度予算要求に当たっては、対象疾病を一部見直すとともに、より効率的な検査方法（プロフィールテスト）の実施や診療点数方式への変更による医薬品の効率的な管理を行うなどの見直しを行いました。

② 漁船再保険事業（漁船船主責任保険）

漁船船主責任保険について、損害率が低い状況を踏まえ、保険料設定方式を見直し、保険料を引き下げるべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、平成21年度予算要求に当たっては、専門家の分析・指摘を踏まえ統計処理を修正し、保険料率の見直しを行った上で、必要となる経費を予算要求しています。

③ 海岸事業（ハード・ソフト一体となった津波・高潮対策の推進）

津波・高潮危機管理対策緊急事業について、浸水想定区域調査実施後速やかにハザードマップが作成されるようにするとともに、ハザードマップが更に有効活用されるようにすべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、浸水想定区域調査の採択申請の審査時に、ハザードマップ作成スケジュールや活用計画について確認するとともに、ハザードマップを活用したセミナーの開催や防災訓練などの取組が促進されるよう、既に実施している市町村の情報についてホームページ等で紹介することとしています。

④ 政府保有米に係る運搬等業務

政府保有米の運送に係る契約について、一般競争入札を更に拡大するとともに、消費地倉庫における在姿販売を検討すべきとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、入札公告期間を確保した上での一般競争入札の更なる導入を検討するとともに、消費地倉庫での在姿販売実施の可能性を検討することとしています。

⑤ 業務車両・パソコンの調達（地方農政局）

業務車両・パソコンの調達について、地方農政局は年間の調達計画の作成等により農政局単位によるまとめ買いを進め、また、パソコンのリース契約については、国庫債務負担行為を適切に活用すべきなどの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、年間調達計画の作成等により農政局単位によるまとめ買いを進めるとともに、継続的に調達する消耗品等の一括購入など計画的に物品等の調達を実施するよう、地方農政局の関係部署に周知・徹底を図るとともに、パソコン等のリース契約については、平成 21 年度より国庫債務負担行為を活用することとしています。

⑥ 森林管理局等における物品調達等の契約について

森林管理局等における物品調達等の契約について、森林管理局単位での集中化・一括化による一般競争入札を拡大しているが、同一局内の森林管理署が個別に調達している事例や連絡不十分により徹底されていない事例が見られたとの指摘を受けました。

これらの指摘を踏まえ、職員に対して改めて物品調達等の集中化・一括化の周知・徹底を図り、一般競争入札を一層推進することとしています。

4. 公共事業改革

農林水産公共事業については、これまでも事業の重点化やコスト縮減などの様々な改革に取り組んできましたが、「歳出・歳入一体改革」や「基本方針2008」の趣旨を踏まえ、引き続き以下の改革に取り組めます。

(1) 非公共施策との連携

公共事業によるハード整備とソフト施策を一体的に実施することによって、農林水産政策の重要課題に対応していきます。

① 国内における食料供給力の強化につながる基盤整備の推進

国産農産物の供給力強化を図るため、農業の生産性を高める基盤整備と併せ、実需者のニーズに対応した追加・補完的な生産基盤整備や農産物処理加工施設等の整備を一体的に推進することにより、需要に見合った生産を推進し、食料自給率の向上を図ります。

② 森林吸収源対策の加速化

間伐等の森林の整備・保全の推進と併せて、不在村森林所有者への働きかけなどを内容とする「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を図り、森林吸収源対策を加速化します。

③ 資源管理回復計画と連携した漁場造成の推進

排他的経済水域において、水産資源の回復を促進するため、魚種別資源回復計画といった資源管理措置と併せ、国が漁場整備事業を重点的に推進します。

④ 公共事業予算の一部を活用した非公共施策の充実

農林水産業の喫緊の課題に対応するため、公共事業の予算の一部を活用し、非公共施策の充実・強化を図ります。主な事例は以下の通りです。

- ・ 農業農村整備の予算の一部を活用し、基盤整備とあいまって、農地の確保と徹底した有効利用を図るため、米粉等の新規需要米や麦、大豆等自給率の向上につながる作物の重点的な増産・供給や耕作放棄地の再生・利用を促進する非公共事業を創設します。これらにより、農政の喫緊の課題である国内における食料供給力の強化に取り組めます。
- ・ 林野公共の予算の一部を活用し、間伐促進の前提となる森林境界の明確化を支援する非公共事業を創設します。これにより、境界が不明確なため整備されてこなかった森林での間伐を促進し、森林吸収源対策を着実に進めます。
- ・ 水産基盤整備の予算の一部を活用し、漁業者等による藻場・干潟等の保全活動を支援する非公共事業を創設します。これにより、水産資源の保護・培養、水質浄化等の公益的機能の維持・回復を促進します。

(2) 予算配分のメリハリ

農林水産政策の重要課題に対応するため、予算配分に一層のメリハリをつけて、事業を重点化していきます。

① 農業水利施設の効率的な更新・保全管理への重点化

今後、農業水利施設の更新需要が増大することを踏まえ、ストックマネジメントに基づく事業に予算を重点的に配分し、農業水利施設を効率的に更新・保全管理していきます。

② 森林吸収源対策の加速化に向けた間伐等の森林整備への重点化

森林吸収源対策を加速化するため、引き続き造林・間伐等に予算を重点化します。また、治山事業においても、水土保持機能の低下した保安林の整備により、森林吸収源対策に貢献します。

③ 我が国周辺水域における漁場の整備等への重点化

近年、水産資源の半数が低位水準となっている状況を踏まえ、漁場の拡大等に予算を重点的に配分し、水産資源の生産力の向上を図ります。

(3) 事業内容の見直し

事業の更なる重点化に向けて、国と地方の役割分担の見直しを行います。

- ・ 農業生産基盤の整備を概ね了している地域等において農村生活環境整備のみを行う「中山間地域総合整備事業（生活環境型）」については、平成21年度より新規採択を中止します。
- ・ 水土保持機能の発揮を重視する森林の整備の促進のために設置する「長期育成循環型路網（基幹路網）」については、採択基準を利用区域森林面積の200ha以上から500ha以上に引き上げ他の基幹路網と同等とします。
- ・ 水域環境保全創造事業において、漁港浄化施設、廃油処理施設、清掃船整備といった環境保全対策を行う場合に、事業費要件を新たに設けます（都道府県営事業：5,000万円以上、市町村・団体営事業：1,000万円以上）。

(4) 更新コストの縮減

農業水利施設や水産基盤施設等の老朽化が進む中、ストックマネジメントの考え方を導入し、既存の施設等を効率的に活用します。これにより、更新のためのコストを抑えつつ、施設の長寿命化を図ります。

① スtockマネジメント導入対象の拡大

基幹から末端に至る水利施設全体をシステムとして将来にわたって効率的に保全するため、団体営事業等により造成された農業水利施設を対象と

したストックマネジメントの仕組みを新たに導入します。

また、水産基盤ストックマネジメント事業の対象施設に漁港施設用地、増養殖場の消波施設を追加するとともに、事業主体に漁場施設の管理者を追加します。

② スtockマネジメント手法の開発

今後、多くの農業集落排水施設の老朽化が進むことから、適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を進めていく必要があります。そのため、農業集落排水施設を対象としたストックマネジメント手法の開発に向け、モデル的な検討を行います。

(5) 事業方式の改革

各々の事業特性を活かした独自の取り組みにより、入札方式の改革、事業評価手法の改善、コスト縮減などの改革を進めていきます。

① 一般競争入札の拡大と低入札防止策の充実

農林水産公共事業について、平成21年度までに一般競争入札を概ね8割（金額ベース）まで拡大することを目指します。

また、「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成20年3月公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）を踏まえ、技術的な工夫の余地が少ない工事及び災害復旧工事を除き、すべての工事について総合評価落札方式を実施します。

更に、国営土地改良事業においては、品質等に悪影響を及ぼすような極端な低価格による受注を防止するため、「施工体制確認型総合評価落札方式」を事業所長発注工事（9千万円未満）においても実施します。

② 事業評価手法の改善による客観性・透明性の向上

国営土地改良事業において、期中評価・事後評価の費用対効果分析の算定前提条件となる数値を平成20年度よりホームページで公表することにより、事業の客観性・透明性の一層の向上に取り組みます。

③ コスト構造改善に向けた取り組みの推進

農林水産省では、「農林水産省公共事業コスト構造改革プログラム（平成15年）」等に基づき、公共事業のコスト縮減に取り組んできました。

平成20年度以降は、「農林水産省公共事業コスト構造改善プログラム」に基づきこれまでと同様、直接的にコストの低減に資する取組を進めるとともに、新たに、品質の向上に資する施策等にも取り組むこととし、平成24年度までに総合コスト改善率15%（平成19年度比）を目指します。具体的には、

- ・ 既存施設の長寿命化によるライフサイクルコストの低減。
- ・ ユニットプライス型積算方式の適用工種の拡大。
- ・ 工事途中で発生したコンクリート塊等の再資源化による資源循環の促進。

などに取り組み、コスト構造改善を図ります。

5. 特別会計の見直し

(1) 特別会計改革の基本方針

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年6月2日法律第47号）に、特別会計改革の基本方針を明記。
平成22年度までの間に改革を計画的に推進し、特別会計における資産・負債や剰余金等を縮減。
- 行革推進法の趣旨を踏まえ、特別会計に関する法律（平成19年3月31日法律第23号）において、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした特別会計の財務情報の開示その他所要の措置を規定。

(2) 個別の特別会計の改革

〈農林水産省関係の特別会計の改革方針及び措置状況は以下のとおり〉

【旧食糧管理特別会計と旧農業経営基盤強化措置特別会計】

- ・ 水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）の一元的経理と食料安定供給施策の効率的な推進を図るため平成19年度に統合し、「食料安定供給特別会計」を設置。
- ・ その後、業務の性質に応じ、一般会計への統合及び独立行政法人への移行について検討。
- ・ また、本特会を通じて公益法人に積み立てられた基金について、農業の体質強化のための農地の利用集積を促進する事業に必要な財源として活用。

【国営土地改良事業特別会計】

- ・ 平成20年度に一般会計に統合。
- ・ 国と地方公共団体の役割分担については、水田地域において、国は基幹的農業水利施設の機能向上を含む更新事業に施策を集中させ、都道府県は農地の整備等を重点的に実施する等の方針を平成18年度末に

決定。

【国有林野事業特別会計】

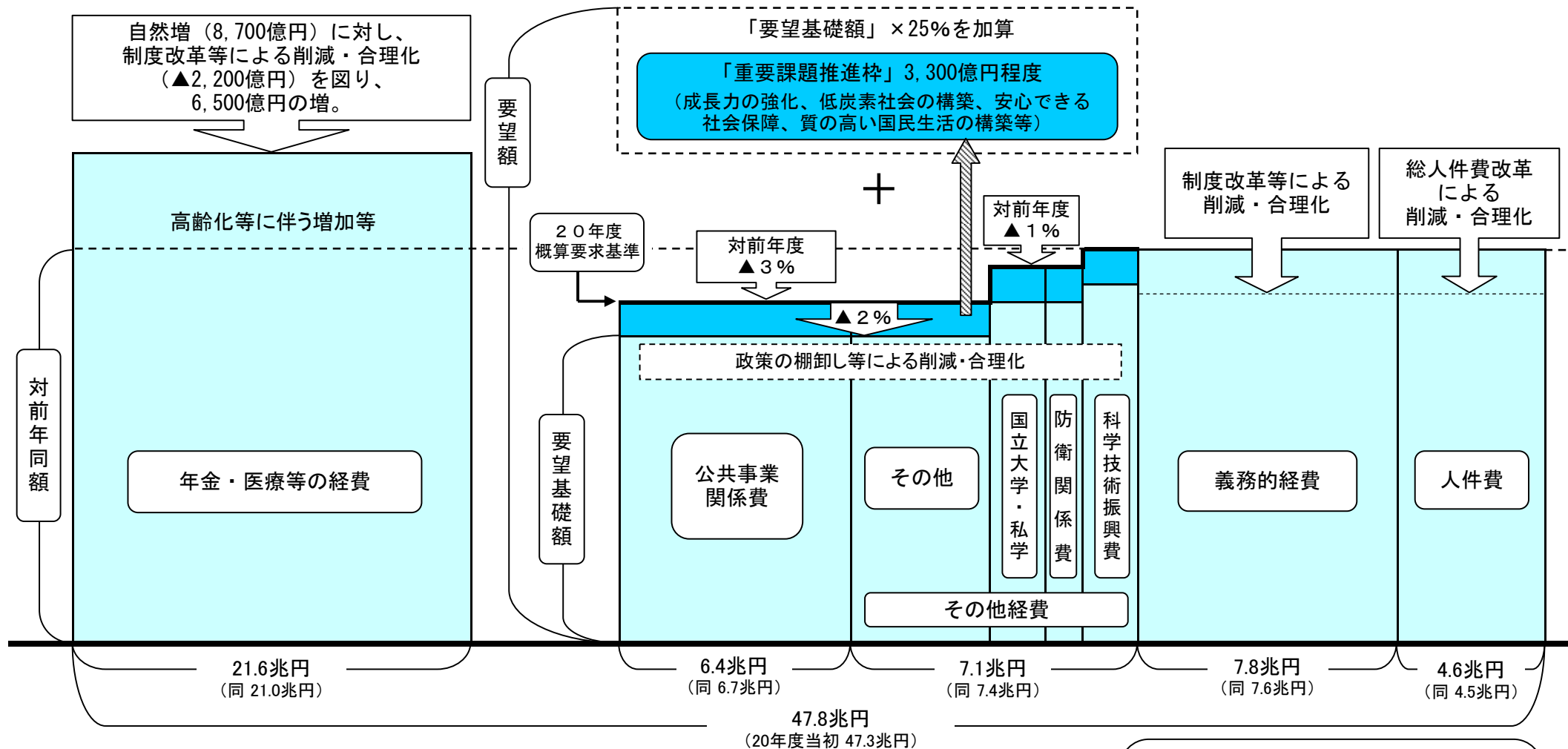
- ・ 平成18年4月に国有林野事業勘定と治山勘定を統合。
- ・ 行革推進法では、「平成22年度末までに、業務の性質に応じ、一部を独立行政法人に移管した上で、一般会計への統合について検討。」と規定されているが、1年前倒しし、平成22年4月から実施することで検討。

【農業共済再保険特別会計と漁船再保険及び漁業共済保険特別会計】

- ・ 行革推進法では、「平成20年度末までに、両特別会計の統合を含め再保険機能の在り方について検討」するとされており、両特別会計の統合を含め再保険機能に係る事務及び事業のあり方について現在検討中。

【森林保険特別会計】

- ・ 行革推進法では、「平成20年度末までに、独立行政法人への移管を検討」するとされており、移管先の独立行政法人のあり方等について現在検討中。



※ 「重要課題推進枠」とは、「基本方針2008」の第2章「成長力の強化」、第3章「低炭素社会の構築」、第5章「安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築」（食料の安定供給、資源・エネルギーの安定供給等を含む。）等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い事業・技術開発に必要な経費として加算するもの。

（参考）21年度概算要求基準の増減額

年金・医療等の経費	+6,500億円
公共事業関係費	▲2,000億円
その他経費	▲1,400億円
重要課題推進枠	+3,300億円
（公共事業関係費	▲1,300億円
その他経費	▲1,500億円
特殊要因加減算等	+2,000億円
合計	+5,600億円

2. 特別会計歳入歳出予定額表

会 計 名	20年度予算額		21年度概算要求額		対前年度比	
	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出	歳 入	歳 出
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
1 食料安定供給	3,504,043	3,489,634	3,806,207	3,778,740	108.6	108.3
農業経営基盤強化勘定	21,802	21,802	26,433	26,433	121.2	121.2
農業経営安定勘定	210,466	210,466	232,264	232,264	110.4	110.4
米管理勘定	859,623	859,623	856,499	856,499	99.6	99.6
麦管理勘定	688,071	688,071	839,710	839,710	122.0	122.0
業務勘定	21,187	21,187	18,989	18,989	89.6	89.6
調整勘定	1,596,741	1,582,333	1,712,839	1,685,372	107.3	106.5
国営土地改良事業勘定	106,153	106,153	119,474	119,474	112.5	112.5
2 農業共済再保険	112,783	102,843	119,811	109,771	106.2	106.7
再保険金支払基金勘定	20,180	20,180	21,773	21,773	107.9	107.9
農業勘定	28,040	27,932	33,498	33,389	119.5	119.5
家畜勘定	45,023	38,231	44,901	37,863	99.7	99.0
果樹勘定	12,924	9,973	13,199	10,385	102.1	104.1
園芸施設勘定	5,473	5,383	5,306	5,228	97.0	97.1
業務勘定	1,144	1,144	1,133	1,133	99.0	99.0
3 森林保険	11,956	5,308	11,313	5,124	94.6	96.5
4 国有林野事業	449,639	449,639	486,154	486,154	108.1	108.1
5 漁船再保険及び漁業共済保険	28,006	17,458	26,065	16,622	93.1	95.2
漁船普通保険勘定	8,145	8,039	7,153	6,970	87.8	86.7
漁船特殊保険勘定	351	269	353	269	100.4	100.0
漁船乗組員給与保険勘定	62	43	62	43	100.3	100.0
漁業共済保険勘定	18,426	8,085	17,504	8,346	95.0	103.2
業務勘定	1,022	1,022	993	993	97.2	97.2

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

3. 財政投融资資金計画表

区 分	20年度計画額	21年度要求額	対前年度比
	百万円	百万円	%
1 日本政策金融公庫	81,400	177,000	217.4
農林漁業金融公庫	95,600	—	皆減
(二 機 関 計)	177,000	177,000	100.0
2 独立行政法人 森林総合研究所	6,300	7,100	112.7
3 食料安定供給特別会計 (国営土地改良事業勘定)	18,000	17,400	96.7
4 独立行政法人 農業・食品 産業技術総合研究機構	1,400	1,600	114.3
合 計	202,700	203,100	100.2

(注) 1 農林漁業金融公庫は、平成20年10月1日に解散し、その権利及び義務は、同日付をもって設立される日本政策金融公庫に承継される。

2 農林漁業金融公庫の20年度欄の金額は、日本政策金融公庫が設立されるまでの金額を計上している。

3 日本政策金融公庫は、上記のほか、21年度に財投機関債の発行による資金調達(100億円)を見込んでいる。(農林漁業金融公庫の20年度発行見込額100億円)

4 日本政策金融公庫は、上記のほか、危機対応円滑化業務の事業のため、21年度計画額12,000百万円がある。(20年度計画額6,000百万円)

5 独立行政法人森林総合研究所は、上記のほか、21年度に財投機関債の発行による資金調達(39億円)を見込んでいる。(20年度発行見込額41億円)